2015年版

浄化槽の設計・施工上の運用指針

［資料編］

編　集　日本建築行政会議

浄化槽の設計・施工上の運用指針　2015 年版（資料編）

目　　次

資料編

1　性能規定化による建築確認の流れ　・・・

1　性能規定化による建築確認の流れ

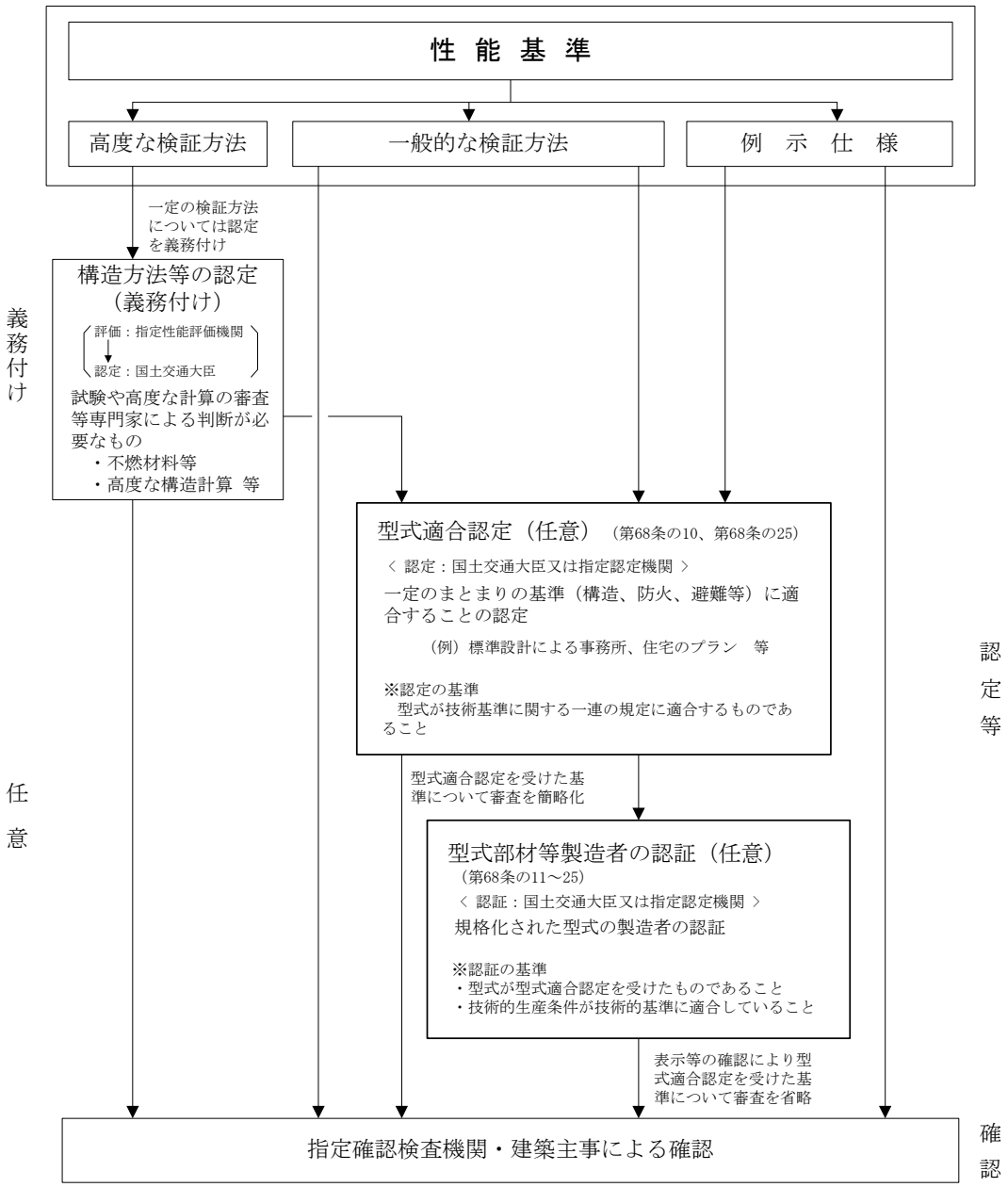

○指定認定機関等（第77条の36～55）
（型式適合認定・型式部材等製造者の認証）
○指定性能評価機関等（第77条の56･57）
（構造方法等の認定）

指定の基準等
・認定員（評価員）、設備等が適切
・役職員の構成制限
・兼業禁止
・役職員の守秘義務、みなし公務員
・国土交通大臣による取消等

2　型式適合認定と型式部材等製造者認定の関係

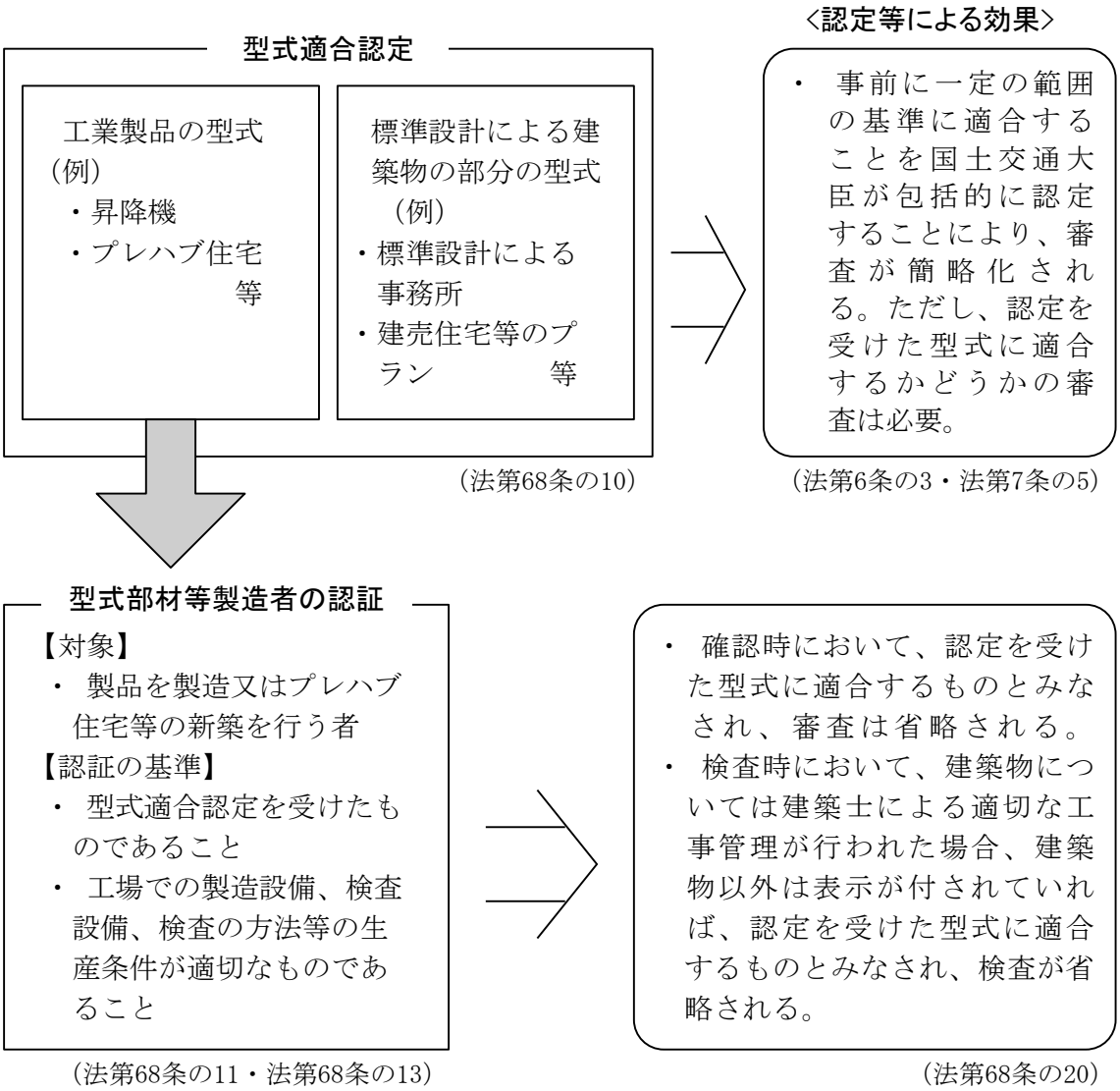

型式適合認定と型式部材等製造者の認証との関係

型式適合認定の対象となる建築設備と一連の規定（浄化槽関連抜粋）

建築物の部分	建築基準法の一連の規定
屎尿浄化槽	イ　法第28条の２（第三号を除く）、法第31条第2項及び法第37条の規定 ロ　令第32条及び令第129条の2の4第二号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定
合併処理浄化槽	イ　法第28条の2（第三号を除く）、法第37条の規定 ロ　令第32条、令第35条第1項及び令第129条の2の4第二号（国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

3　浄化槽法の体系図

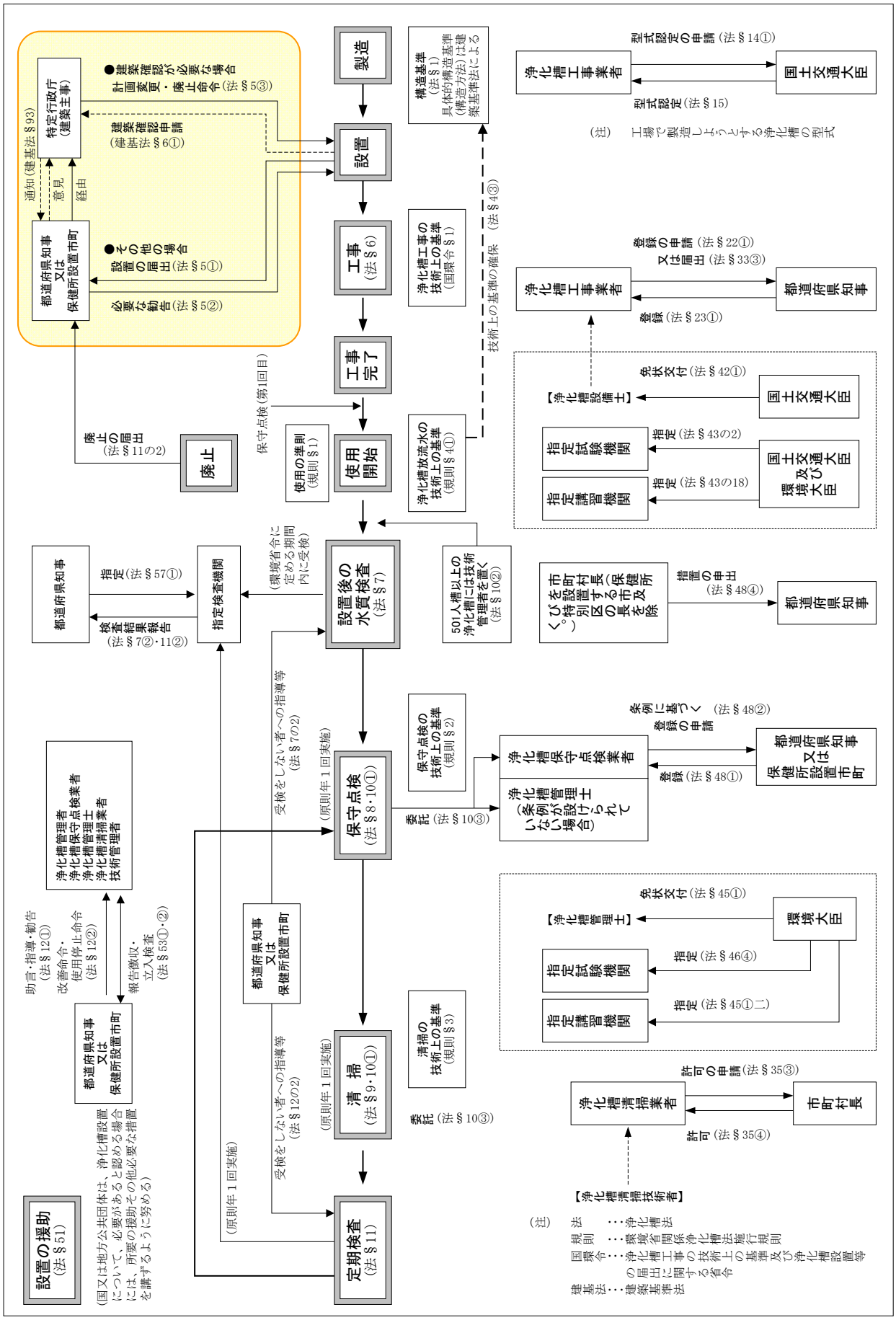
特定行政庁（建築主事）
●建築確認が必要な場合
計画変更・廃止命令（法§5③）
建築確認申請（建基法§6①）
通知（建基法§93）
意見
経由
都道府県知事又は保健所設置市町
●その他の場合
設置の届出（法§5①）
必要な勧告（法§5②）
廃止の届出（法§11の2）
廃止
製造
設置
工事（法§6）
工事完了
使用開始
保守点検（第1回目）
使用の準則（規則§1）
構造基準（法§1）具体的構造基準（構造方法）は建築基準法による
浄化槽工事の技術上の基準（国環令§1）
浄化槽放流水の技術上の基準（規則§4①）
技術上の基準の確保（法§4③）
501人槽以上の浄化槽には技術管理者を置く（法§10②）
型式認定の申請（法§14①）
型式認定（法§15）
浄化槽工事業者
国土交通大臣
（注）工場で製造しようとする浄化槽の型式
登録の申請（法§22①）又は届出（法§33③）
登録（法§23①）
免状交付（法§42①）
【浄化槽設備士】
指定（法§43の2）
指定（法§43の18）
指定試験機関
指定講習機関
国土交通大臣
環境大臣及び国土交通大臣
都道府県知事
指定検査機関
指定（法§57①）
検査結果報告（法§7②・11②）
（環境省令に定める期間内に受検）
設置後の水質検査（法§7）
措置の申出（法§48④）
市町村長（保健所を設置する市及び特別区の長を除く。）
条例に基づく登録の申請（法§48②）
登録（法§48①）
浄化槽保守点検業者
浄化槽管理士（条例が設けられていない場合）
委託（法§10③）
保守点検の技術上の基準（規則§2）
保守点検（法§8・10①）
（原則年1回実施）
受検をしない者への指導等（法§7の2）
浄化槽管理者
浄化槽保守点検業者
浄化槽管理士
浄化槽清掃業者
技術管理者
助言・指導・勧告（法§12①）
改善命令・使用停止命令（法§12②）
報告徴収・立入検査（法§53①・②）
都道府県知事又は保健所設置市町
（国又は地方公共団体は、浄化槽設置について、必要があると認める場合には、所要の援助その他必要な措置を講ずるように努める）
設置の援助（法§51）
清掃（法§9・10①）
清掃の技術上の基準（規則§3）
受検をしない者への指導等（法§12の2）
定期検査（法§11）
免状交付（法§45①）
【浄化槽管理士】
指定（法§46④）
指定（法§45①二）
環境大臣
許可の申請（法§35③）
許可（法§35④）
浄化槽清掃業者
市町村長
【浄化槽清掃技術者】
（注）法…浄化槽法
規則…環境省関係浄化槽法施行規則
国環令…浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽設置等の届出に関する省令
建基法…建築基準法

4　昭和 55 年建設省告示第 1292 号の改正経過

（1）昭和 55 年建設省告示第 1292 号　改正経過一覧（平成 7 年、平成 12 年、平成 13 年、平成 18 年改正まで）　　［参考］赤文字及びアンダーライン（青色破線）部は当該改正箇所を示す。

改正　平成 18 年国土交通省告示第 154 号	改正　平成 13 年国土交通省告示第 353 号	改正　平成 12 年建設省告示第 1465 号	改正　平成 7 年建設省告示第 2094 号
昭和 55 年 7 月 14 日建設省告示第 1292 号 屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 31 条第 2 項の規定に基づき、屎尿浄化槽の構造方法を第 4 及び第 5 に、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、合併処理浄化槽の構造方法を第 1 から第 3 まで及び第 6 から第 12 までに定める。 最終改正　平成 18 年 1 月 17 日　国土交通省告示第 154 号 合併処理浄化槽の構造 第 1　環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）第 1 条の 2 に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合する合併処理浄化槽の構造は、第一号から第三号まで、第 6 第一号から第五号まで、第 7 第一号若しくは第二号、第 8 第一号若しくは第二号、第 9 第一号若しくは第二号、第 10 第一号若しくは第二号又は第 11 第一号若しくは第二号に該当し、かつ、第四号に定める構造としたものとする。	昭和 55 年 7 月 14 日建設省告示第 1292 号 屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 31 条第 2 項の規定に基づき、屎尿浄化槽の構造方法を第 4 及び第 5 に、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、合併処理浄化槽の構造方法を第 1 から第 3 まで及び第 6 から第 12 までに定める。 最終改正　平成 13 年 3 月 28 日　国土交通省告示第 353 号 合併処理浄化槽の構造 第 1　生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が 65 パーセント以上及び合併処理浄化槽からの放流水の BOD（第 4 を除き、以下「放流水の BOD」という。）が 1 リットルにつき 90 ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）とを合併して処理する方法による場合に限る。	昭和 55 年 7 月 14 日建設省告示第 1292 号 屎尿浄化槽の構造方法を定める件 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 31 条第 2 項の規定に基づき、屎尿浄化槽の構造方法を次のように定める。 最終改正　平成 12 年 5 月 31 日　建設省告示第 1465 号 屎尿浄化槽の構造 第 1　生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が 65 パーセント以上及び屎尿浄化槽からの放流水の BOD（以下「放流水の BOD」という。）が 1 リットルにつき 90 ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）とを合併して処理する方法による場合に限る。	昭和 55 年 7 月 14 日建設省告示第 1292 号 屎尿浄化槽の構造 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条の規定に基づき、屎尿浄化槽の構造を次のように指定する。 最終改正　平成 7 年 12 月 27 日　建設省告示第 2094 号 屎尿浄化槽の構造 第 1　生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が 65 パーセント以上及び屎尿浄化槽からの放流水の BOD（以下「放流水の BOD」という。）が 1 リットルにつき 90 ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第六号までの一に該当し、かつ、第七号に定める構造としたものとする。 一　分離接触ばつ気方式（単独処理） （一）から（四）までに定める構造の沈殿分離室、接触ばつ気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で屎尿を単独に処理するもの。 （一）　沈殿分離室 有効容量は、0.75 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.09 立方メートル以上をこれに加算すること。 （二）　接触ばつ気室 （イ）　有効容量は、0.25 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.025 立方メートル以上をこれに加算すること。 （ロ）　接触材は、生物膜等により閉塞が生じ難い形状で、かつ、生物膜が付着しやすい構造とし、有効容量に対する接触材の充填率は、おおむね 50 パーセントとすること。

平成 7 年以前は p. 48 参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
			（ハ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1リットルにつき0.3ミリグラムに保持するように十分な酸素を供給し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離室に移送することができる構造とすること。 （三）　沈殿室 （イ）　有効容量は、消毒室の有効容量との合計を0.15立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.015立方メートル以上をこれに加算すること。 （ロ）　流入水の沈殿作用を速やかに行うことができる構造とするほか、スカムの生成を少なくすることができ、かつ、生成物の流出を防止することができる構造とすること。 （四）　消毒室 消毒室は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続して行うことができる構造とすること。 二　分離ばつ気方式 （一）から（四）までに定める構造の沈殿分離室、ばつ気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で屎尿を単独に処理するもの。 （一）　沈殿分離室 第一号の（一）に定める構造とすること。 （二）　ばつ気室 （イ）　有効容量は、0.45立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.06立方メートル以上をこれに加算すること。 （ロ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1リットルにつき0.3ミリグラムに保持するように十分な酸素を供給することができる構造とすること。 （三）　沈殿室 （イ）　有効容量は、消毒室の有効容量との合計を0.15立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.02立方メートル以上をこれに加算すること。 （ロ）　流入水の沈殿作用を速やかに行うことができ、かつ、沈殿汚泥の全量をばつ気室に返送することができる構造とするほか、スカムの生成を少なくすることができ、かつ、生成物の流出を防止することができる構造とすること。

平成7年以前はp. 49参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
			（四）　消毒室 第一号の（四）に定める構造とすること。 三　散水濾床方式 （一）から（三）までに定める構造の腐敗室、散水濾床及び消毒室をこの順序に組み合せた構造で屎尿を単独に処理するもの。 （一）　腐敗室 腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能を有するものとし、（イ）又は（ロ）によること。 （イ）　多室型 (1)　2室以上4室以下の室に区分し、直列に接続すること。 (2)　有効容量は、1.5立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.1立方メートル以上をこれに加算すること。 (3)　第1室の有効容量は、2室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね3分の2、3室型又は4室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね2分の1とすること。 (4)　最終の室に予備濾過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とすること。この場合において、当該装置の砕石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の10分の1を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。 (5)　各室の有効水深は、1メートル以上3メートル以下とすること。 (6)　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深さとすること。 (7)　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。 （ロ）　変形多室型 (1)　沈殿室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈殿室に流入する構造とすること。 (2)　有効容量は、（イ）の（2）に定める数値とすること。 (3)　消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね4分の3とすること。 (4)　沈殿室から浮上物の流出を防止することができる構造とすること。

平成7年以前はp.50参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
			(5)　沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとすること。 (6)　沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し50度以上、スロットの幅を3センチメートル以上10センチメートル以下、オーバーラップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞をきたさない滑らかな構造とすること。 (二)　散水濾床 (イ)　濾材の部分の有効容量は、0.75 立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.05立方メートル以上をこれに加算すること。 (ロ)　濾材部分の深さは、0.9メートル以上2メートル以下とすること。 (ハ)　濾材には、径が5センチメートル以上7.5センチメートル以下の硬質の砕石その他これと同等以上に好気性生物膜を生成しやすいものを用いること。 (ニ)　散水樋を使用する場合においては、散水樋の下面と濾材面との間隔を10センチメートル以上とすること。 (ホ)　濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、10 センチメートル以上とすること。 (ヘ)　送気及び排気のための通気設備を設けること。 (ト)　濾床の表面に対して均等に散水することができる構造とすること。 (三)　消毒室 第一号の（四）に定める構造とすること。
一　分離接触ばつ気方式 （一）から（四）までに定める構造の沈殿分離槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が50人以下であるもの。	一　分離接触ばつ気方式 （一）から（四）までに定める構造の沈殿分離槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が50人以下であるもの。	**一　分離接触ばつ気方式** （一）から（四）までに定める構造の沈殿分離槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で**処理対象人員が50人以下であるもの**。	四　分離接触ばつ気方式（合併処理） （一）から（四）までに定める構造の沈殿分離槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で屎尿と雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が50人以下であるものに限る。
（一）　沈殿分離槽 （イ）　2室に区分し、直列に接続すること。 （ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること	（一）　沈殿分離槽 （イ）　2室に区分し、直列に接続すること。 （ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。	（一）　沈殿分離槽 （イ）　2室に区分し、直列に接続すること。 （ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。	（一）　沈殿分離槽 （イ）　2室に区分し、直列に接続すること。 （ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

平成7年以前はp.51参照

改正　平成 18 年国土交通省告示第 154 号

n≦5	V＝2.5
6≦n≦10	V＝2.5＋0.5（n－5）
11≦n≦50	V＝5＋0.25（n－10）

この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　第 1 室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.2 メートル（処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル）以上とすること。

（ホ）　第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 から 4 分の 1 までの深さとし、沈殿汚泥を撹乱しない構造とすること。

（ヘ）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 から 3 分の 1 までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。

（ト）　ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

（2）　1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とすること。

（3）　ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

（二）　接触ばつ気槽

（イ）　有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合においては、2 室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

改正　平成 13 年国土交通省告示第 353 号

n≦5	V＝2.5
6≦n≦10	V＝2.5＋0.5（n－5）
11≦n≦50	V＝5＋0.25（n－10）

この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　第 1 室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.2 メートル（処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル）以上とすること。

（ホ）　第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 から 4 分の 1 までの深さとし、沈殿汚泥を撹乱しない構造とすること。

（ヘ）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 から 3 分の 1 までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。

（ト）　ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

（2）　1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とすること。

（3）　ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

（二）　接触ばつ気槽

（イ）　有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合においては、2 室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

改正　平成 12 年建設省告示第 1465 号

n≦5	V＝2.5
6≦n≦10	V＝2.5＋0.5（n－5）
11≦n≦50	V＝5＋0.25（n－10）

この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　第 1 室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.2 メートル（処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル）以上とすること。

（ホ）　第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 から 4 分の 1 までの深さとし、沈殿汚泥を撹乱しない構造とすること。

（ヘ）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 から 3 分の 1 までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。

（ト）　ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

（2）　1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とすること。

（3）　ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

（二）　接触ばつ気槽

（イ）　有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合においては、2 室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

改正　平成 7 年建設省告示第 2094 号

n≦5	V＝2.5
6≦n≦10	V＝2.5＋0.5（n－5）
11≦n≦50	V＝5＋0.25（n－10）

この表において、n 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　第 1 室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね 3 分の 2 とすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.2 メートル（処理対象人員が 10 人を超える場合においては、1.5 メートル）以上とすること。

（ホ）　第 1 室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 3 分の 1 から 4 分の 1 までの深さとし、沈殿汚泥を撹乱しない構造とすること。

（ヘ）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね 2 分の 1 から 3 分の 1 までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。

（ト）　ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　2 台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

（2）　1 日当たりの送水容量は、1 台ごとに、日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とすること。

（3）　ポンプ升の有効容量は、1 台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

（二）　接触ばつ気槽

（イ）　有効容量が 5.2 立方メートルを超える場合においては、2 室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

平成 7 年以前は p. 52 参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号

n≦5	V＝1
6≦n≦10	V＝1＋0.2（n－5）
11≦n≦50	V＝2＋0.16（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　2室に区分する場合においては、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。

（ニ）　有効水深（接触ばつ気槽を2室に区分する場合においては、第1室の有効水深）は、1.2メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

（ヘ）　接触材は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。

（2）　有効容量に対する充填率は、おおむね55パーセントとすること。

（3）　生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

（ト）　ばつ気装置は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。

（2）　1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

改正　平成13年国土交通省告示第353号

n≦5	V＝1
6≦n≦10	V＝1＋0.2（n－5）
11≦n≦50	V＝2＋0.16（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　2室に区分する場合においては、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。

（ニ）　有効水深（接触ばつ気槽を2室に区分する場合においては、第1室の有効水深）は、1.2メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

（ヘ）　接触材は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。

（2）　有効容量に対する充填率は、おおむね55パーセントとすること。

（3）　生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

（ト）　ばつ気装置は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。

（2）　1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

改正　平成12年建設省告示第1465号

n≦5	V＝1
6≦n≦10	V＝1＋0.2（n－5）
11≦n≦50	V＝2＋0.16（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　2室に区分する場合においては、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。

（ニ）　有効水深（接触ばつ気槽を2室に区分する場合においては、第1室の有効水深）は、1.2メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

（ヘ）　接触材は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。

（2）　有効容量に対する充填率は、おおむね55パーセントとすること。

（3）　生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

（ト）　ばつ気装置は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。

（2）　1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

改正　平成7年建設省告示第2094号

n≦5	V＝1
6≦n≦10	V＝1＋0.2（n－5）
11≦n≦50	V＝2＋0.16（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　2室に区分する場合においては、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。

（ニ）　有効水深（接触ばつ気槽を2室に区分する場合においては、第1室の有効水深）は、1.2メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

（ヘ）　接触材は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。

（2）　有効容量に対する充填率は、おおむね55パーセントとすること。

（3）　生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

（ト）　ばつ気装置は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。

（2）　1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

平成7年以前はp.53参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号

n≦5	Q＝2
6≦n≦10	Q＝2＋0.4（n－5）
11≦n≦50	Q＝4＋0.25（n－10）

この表において、n及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

Q　1時間当たりに送気できる空気量（単位　立方メートル／時間）

（3）　空気量を調節できる構造とすること。

（チ）　生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。ただし、2室に区分する場合においては、各室は、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。

（リ）　有効容量が5.2立方メートルを超える場合においては、消泡装置を設けること。

（三）　沈殿槽

（イ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。

n≦5	V＝0.3
6≦n≦10	V＝0.3＋0.08（n－5）
11≦n≦50	V＝0.7＋0.04（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ロ）　有効容量が1.5立方メートル以下の場合においては、沈殿槽の底部にスロットを設け、汚泥を重力により接触ばつ気槽へ速やかに移送することができる構造とし、有効容量が1.5立方メートルを超える場合においては、当該槽の底部をホッパー型とし、汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。

改正　平成13年国土交通省告示第353号

n≦5	Q＝2
6≦n≦10	Q＝2＋0.4（n－5）
11≦n≦50	Q＝4＋0.25（n－10）

この表において、n及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

Q　1時間当たりに送気できる空気量（単位　立方メートル／時間）

（3）　空気量を調節できる構造とすること。

（チ）　生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。ただし、2室に区分する場合においては、各室は、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。

（リ）　有効容量が5.2立方メートルを超える場合においては、消泡装置を設けること。

（三）　沈殿槽

（イ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。

n≦5	V＝0.3
6≦n≦10	V＝0.3＋0.08（n－5）
11≦n≦50	V＝0.7＋0.04（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ロ）　有効容量が1.5立方メートル以下の場合においては、沈殿槽の底部にスロットを設け、汚泥を重力により接触ばつ気槽へ速やかに移送することができる構造とし、有効容量が1.5立方メートルを超える場合においては、当該槽の底部をホッパー型とし、汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。

改正　平成12年建設省告示第1465号

n≦5	Q＝2
6≦n≦10	Q＝2＋0.4（n－5）
11≦n≦50	Q＝4＋0.25（n－10）

この表において、n及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

Q　1時間当たりに送気できる空気量（単位　立方メートル／時間）

（3）　空気量を調節できる構造とすること。

（チ）　生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。ただし、2室に区分する場合においては、各室は、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。

（リ）　有効容量が5.2立方メートルを超える場合においては、消泡装置を設けること。

（三）　沈殿槽

（イ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。

n≦5	V＝0.3
6≦n≦10	V＝0.3＋0.08（n－5）
11≦n≦50	V＝0.7＋0.04（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ロ）　有効容量が1.5立方メートル以下の場合においては、沈殿槽の底部にスロットを設け、汚泥を重力により接触ばつ気槽へ速やかに移送することができる構造とし、有効容量が1.5立方メートルを超える場合においては、当該槽の底部をホッパー型とし、汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。

改正　平成7年建設省告示第2094号

n≦5	Q＝2
6≦n≦10	Q＝2＋0.4（n－5）
11≦n≦50	Q＝4＋0.25（n－10）

この表において、n及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

Q　1時間当たりに送気できる空気量（単位　立方メートル／時間）

（3）　空気量を調節できる構造とすること。

（チ）　生物膜を**効率よく逆洗し、**はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥**その他の浮遊汚泥**を沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。ただし、2室に区分する場合においては、**各室**は、はく離汚泥**その他の浮遊汚泥**を引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造**とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。**

（リ）　有効容量が5.2立方メートルを超える場合においては、消泡装置を設けること。

（三）　沈殿槽

（イ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によって計算した数値以上とすること。

n≦5	V＝0.3
6≦n≦10	V＝0.3＋0.08（n－5）
11≦n≦50	V＝0.7＋0.04（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ロ）　有効容量が1.5立方メートル以下の場合においては、沈殿槽の底部にスロットを設け、汚泥を重力により接触ばつ気槽へ速やかに移送することができる構造とし、有効容量が1.5立方メートルを超える場合においては、当該槽の底部をホッパー型とし、汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。

平成7年以前はp.54参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
（ハ）　沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の水面の面積は、水面の面積1平方メートル当たりの日平均汚水量（以下「水面積負荷」という。）が8立方メートル以下となるようにすること。	（ハ）　沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の水面の面積は、水面の面積1平方メートル当たりの日平均汚水量（以下「水面積負荷」という。）が8立方メートル以下となるようにすること。	（ハ）　沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の水面の面積は、水面の面積1平方メートル当たりの日平均汚水量（以下「水面積負荷」という。）が8立方メートル以下となるようにすること。	（ハ）　沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の水面の面積は、水面の面積1平方メートル当たりの日平均汚水量（以下「水面積負荷」という。）が8立方メートル以下となるようにすること。
（ニ）　越流せきを設けて汚水が沈殿槽から消毒槽へ越流する構造とし、当該越流せきの長さは、越流せきの長さ1メートル当たりの日平均汚水量（以下「越流負荷」という。）が20立方メートル以下となるようにすること。	（ニ）　越流せきを設けて汚水が沈殿槽から消毒槽へ越流する構造とし、当該越流せきの長さは、越流せきの長さ1メートル当たりの日平均汚水量（以下「越流負荷」という。）が20立方メートル以下となるようにすること。	（ニ）　越流せきを設けて汚水が沈殿槽から消毒槽へ越流する構造とし、当該越流せきの長さは、越流せきの長さ1メートル当たりの日平均汚水量（以下「越流負荷」という。）が20立方メートル以下となるようにすること。	（ニ）　越流せきを設けて汚水が沈殿槽から消毒槽へ越流する構造とし、当該越流せきの長さは、越流せきの長さ1メートル当たりの日平均汚水量（以下「越流負荷」という。）が20立方メートル以下となるようにすること。
（ホ）　有効水深は、1メートル以上とすること。ただし、沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。	（ホ）　有効水深は、1メートル以上とすること。ただし、沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。	（ホ）　有効水深は、1メートル以上とすること。ただし、沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。	（ホ）　有効水深は、1メートル以上とすること。ただし、沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。
（ヘ）　沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。	（ヘ）　沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。	（ヘ）　沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。	（ヘ）　沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。
（ト）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。	（ト）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。	（ト）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。	（ト）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。
（チ）　浮上物の流出を防止することができる構造とすること。	（チ）　浮上物の流出を防止することができる構造とすること。	（チ）　浮上物の流出を防止することができる構造とすること。	（チ）　浮上物の流出を防止することができる構造とすること。
（四）　消毒槽	（四）　消毒槽	（四）　消毒槽	（四）　消毒槽
消毒槽は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続して行うことができる構造とすること。	消毒槽は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続して行うことができる構造とすること。	**消毒槽は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続して行うことができる**構造とすること。	**第一号の（四）**に定める構造とすること。
二　嫌気濾床接触ばつ気方式	二　嫌気濾床接触ばつ気方式	**二**　嫌気濾床接触ばつ気方式	五　嫌気濾床接触ばつ気方式
（一）から（四）までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が50人以下であるもの。	（一）から（四）までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が50人以下であるもの。	（一）から（四）までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で**処理対象人員が50人以下であるもの。**	（一）から（四）までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で屎尿と雑排水とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が50人以下であるものに限る。
（一）　嫌気濾床槽	（一）　嫌気濾床槽	（一）　嫌気濾床槽	（一）　嫌気濾床槽
（イ）　2室以上に区分し、直列に接続すること。	（イ）　2室以上に区分し、直列に接続すること。	（イ）　2室以上に区分し、直列に接続すること。	（イ）　2室以上に区分し、直列に接続すること。
（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。	（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。	（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。	（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

平成7年以前はp.55参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号

n≦5	V＝1.5
6≦n≦10	V＝1.5＋0.4（n－5）
11≦n≦50	V＝3.5＋0.2（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量のおおむね2分の1からおおむね3分の2までとすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.2メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。

（ヘ）　濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、嫌気濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。

（ト）　濾材に汚泥清掃孔（直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。）を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。

（チ）　ポンプにより嫌気濾床槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

（2）　1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とすること。

（3）　ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

（二）　接触ばつ気槽

前号（二）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号（二）（チ）中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と、「なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。」を「ただし、ポンプ等により強制的に移送し、かつ、移送量を調整することができる構造に限る。」と読み替えるものとする。

改正　平成13年国土交通省告示第353号

n≦5	V＝1.5
6≦n≦10	V＝1.5＋0.4（n－5）
11≦n≦50	V＝3.5＋0.2（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量のおおむね2分の1からおおむね3分の2までとすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.2メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。

（ヘ）　濾材は、汚泥を捕足しやすく、かつ、嫌気濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。

（ト）　濾材に汚泥清掃孔（直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。）を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。

（チ）　ポンプにより嫌気濾床槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

（2）　1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とすること。

（3）　ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

（二）　接触ばつ気槽

前号の（二）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（二）の（チ）中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と、「なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。」を「ただし、ポンプ等により強制的に移送し、かつ、移送量を調整することができる構造に限る。」と読み替えるものとする。

改正　平成12年建設省告示第1465号

n≦5	V＝1.5
6≦n≦10	V＝1.5＋0.4（n－5）
11≦n≦50	V＝3.5＋0.2（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量のおおむね2分の1からおおむね3分の2までとすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.2メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。

（ヘ）　濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、嫌気濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。

（ト）　濾材に汚泥清掃孔（直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。）を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。

（チ）　ポンプにより嫌気濾床槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

（2）　1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とすること。

（3）　ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

（二）　接触ばつ気槽

第四号の（二）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（二）の（チ）中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と、「なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。」を「ただし、ポンプ等により強制的に移送し、かつ、移送量を調整することができる構造に限る。」と読み替えるものとする。

改正　平成7年建設省告示第2094号

n≦5	V＝1.5
6≦n≦10	V＝1.5＋0.4（n－5）
11≦n≦50	V＝3.5＋0.2（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量のおおむね2分の1からおおむね3分の2までとすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.2メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。

（ヘ）　濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、嫌気濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。

（ト）　濾材に汚泥清掃孔（直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。）を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。

（チ）　ポンプにより嫌気濾床槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

（2）　1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とすること。

（3）　ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

（二）　接触ばつ気槽

第四号の（二）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（二）の（チ）中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と、「なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。」を「ただし、ポンプ等により強制的に移送し、かつ、移送量を調整することができる構造に限る。」と読み替えるものとする。

平成7年以前はp.56参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号

（三）　沈殿槽

前号（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号（三）（ロ）中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。

（四）　消毒槽

第一号（四）に定める構造とすること。

三　脱窒濾床接触ばつ気方式

（一）から（四）までに定める構造の脱窒濾床槽、　接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が50人以下であるもの。

（一）脱窒濾床槽

（イ）　2室以上に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦5	V=2.5
6≦n≦10	V=2.5＋0.5（n-5）
11≦n≦50	V=5＋0.3（n-10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、脱窒濾床槽の有効容量のおおむね2分の1から3分の2までとすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.4メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。

（ヘ）　濾材は、汚泥を捕足しやすく、かつ、脱窒濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。

（ト）　濾材に汚泥清掃孔（直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。）を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。

改正　平成13年国土交通省告示第353号

（三）　沈殿槽

前号の（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（三）の（ロ）中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。

（四）　消毒槽

第一号の（四）に定める構造とすること。

三　脱窒濾床接触ばつ気方式

（一）から（四）までに定める構造の脱窒濾床槽、　接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が50人以下であるもの。

（一）脱窒濾床槽

（イ）　2室以上に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦5	V=2.5
6≦n≦10	V=2.5＋0.5（n-5）
11≦n≦50	V=5＋0.3（n-10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、脱窒濾床槽の有効容量のおおむね2分の1から3分の2までとすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.4メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。

（ヘ）　濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、脱窒濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。

（ト）　濾材に汚泥清掃孔（直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。）を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。

改正　平成12年建設省告示第1465号

（三）　沈殿槽

第四号の（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（三）の（ロ）中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。

（四）　消毒槽

第一号の（四）に定める構造とすること。

三　脱窒濾床接触ばつ気方式

（一）から（四）までに定める構造の脱窒濾床槽、　接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が50人以下であるもの。

（一）脱窒濾床槽

（イ）　2室以上に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦5	V=2.5
6≦n≦10	V=2.5＋0.5（n-5）
11≦n≦50	V=5＋0.3（n-10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、脱窒濾床槽の有効容量のおおむね2分の1から3分の2までとすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.4メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。

（ヘ）　濾材は、汚泥を捕足しやすく、かつ、脱窒濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。

（ト）　濾材に汚泥清掃孔（直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。）を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。

改正　平成7年建設省告示第2094号

（三）　沈殿槽

第四号の（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（三）の（ロ）中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。

（四）　消毒槽

第一号の（四）に定める構造とすること。

六　脱窒濾床接触ばつ気方式

（一）から（四）までに定める構造の脱窒濾床槽、　接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で屎尿と雑排水とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が50人以下であるものに限る。

（一）脱窒濾床槽

（イ）　2室以上に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦5	V=2.5
6≦n≦10	V=2.5＋0.5（n-5）
11≦n≦50	V=5＋0.3（n-10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、脱窒濾床槽の有効容量のおおむね2分の1から3分の2までとすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.4メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。

（ヘ）　濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、脱窒濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。

（ト）　濾材に汚泥清掃孔（直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。）を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。

平成7年以前はp.57参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号

（チ）　ポンプにより脱窒濾床槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

（2）　1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とすること。

（3）　ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

（二）　接触ばつ気槽

（イ）　処理対象人員が18人を超える場合においては、2室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦5	V=1.5
6≦n≦10	V=1.5＋0.3（n-5）
11≦n≦50	V=3＋0.26（n-10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　2室に区分する場合においては、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。

（ニ）　有効水深（接触ばつ気槽を2室に区分する場合においては、第1室の有効水深）は、1.4メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

（ヘ）　接触材は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。

（2）　有効容量に対する充填率は、おおむね55パーセントとすること。

（3）　生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

改正　平成13年国土交通省告示第353号

（チ）　ポンプにより脱窒濾床槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

（2）　1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とすること。

（3）　ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

（二）　接触ばつ気槽

（イ）　処理対象人員が18人を超える場合においては、2室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦5	V=1.5
6≦n≦10	V=1.5＋0.3（n-5）
11≦n≦50	V=3＋0.26（n-10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　2室に区分する場合においては、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。

（ニ）　有効水深（接触ばつ気槽を2室に区分する場合においては、第1室の有効水深）は、1.4メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

（ヘ）　接触材は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。

（2）　有効容量に対する充填率は、おおむね55パーセントとすること。

（3）　生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

改正　平成12年建設省告示第1465号

（チ）　ポンプにより脱窒濾床槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

（2）　1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とすること。

（3）　ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

（二）　接触ばつ気槽

（イ）　処理対象人員が18人を超える場合においては、2室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦5	V=1.5
6≦n≦10	V=1.5＋0.3（n-5）
11≦n≦50	V=3＋0.26（n-10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　2室に区分する場合においては、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。

（ニ）　有効水深（接触ばつ気槽を2室に区分する場合においては、第1室の有効水深）は、1.4メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

（ヘ）　接触材は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。

（2）　有効容量に対する充填率は、おおむね55パーセントとすること。

（3）　生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

改正　平成7年建設省告示第2094号

（チ）　ポンプにより脱窒濾床槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

（2）　1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とすること。

（3）　ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

（二）　接触ばつ気槽

（イ）　処理対象人員が18人を超える場合においては、2室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦5	V=1.5
6≦n≦10	V=1.5＋0.3（n-5）
11≦n≦50	V=3＋0.26（n-10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　2室に区分する場合においては、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。

（ニ）　有効水深（接触ばつ気槽を2室に区分する場合においては、第1室の有効水深）は、1.4メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

（ヘ）　接触材は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。

（2）　有効容量に対する充填率は、おおむね55パーセントとすること。

（3）　生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

平成7年以前はp.58参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号

（ト）　ばつ気装置は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。

（2）　1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦5	Q=5
6≦n≦10	Q=5＋0.9（n-5）
11≦n≦50	Q=9.5＋0.67（n-10）

この表において、n及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

Q　1時間当たりに送気できる空気量（単位　立方メートル／時間）

（3）　空気量を調節できる構造とすること。

（チ）　生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、脱窒濾床槽第1室へ強制的に移送することができ、かつ、当該移送量を容易に調整することができる構造とすること。

（リ）　循環装置を有し、接触ばつ気槽（当該槽を2室に区分する場合においては、第2室）から脱窒濾床槽第1室の流入管の開口部付近へ汚水を安定して移送することができ、かつ、当該移送量を容量に調整し、及び計量することができる構造とすること。

（ヌ）　処理対象人員が18人を超える場合においては、消泡装置を設けること。

（三）　沈殿槽

第一号（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号（三）（ロ）中「沈殿分離槽」を「脱窒濾床槽」と読み替えるものとする。

（四）　消毒槽

第一号（四）に定める構造とすること。

改正　平成13年国土交通省告示第353号

（ト）　ばつ気装置は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。

（2）　1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦5	Q=5
6≦n≦10	Q=5＋0.9（n-5）
11≦n≦50	Q=9.5＋0.67（n-10）

この表において、n及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

Q　1時間当たりに送気できる空気量（単位　立方メートル／時間）

（3）　空気量を調節できる構造とすること。

（チ）　生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、脱窒濾床槽第1室へ強制的に移送することができ、かつ、当該移送量を容易に調整することができる構造とすること。

（リ）　循環装置を有し、接触ばつ気槽（当該槽を2室に区分する場合においては、第2室）から脱窒濾床槽第1室の流入管の開口部付近へ汚水を安定して移送することができ、かつ、当該移送量を容量に調整し、及び計量することができる構造とすること。

（ヌ）　処理対象人員が18人を超える場合においては、消泡装置を設けること。

（三）　沈殿槽

第一号の（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（三）の（ロ）中「沈殿分離槽」を「脱窒濾床槽」と読み替えるものとする。

（四）　消毒槽

第一号の（四）に定める構造とすること。

改正　平成12年建設省告示第1465号

（ト）　ばつ気装置は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。

（2）　1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦5	Q=5
6≦n≦10	Q=5＋0.9（n-5）
11≦n≦50	Q=9.5＋0.67（n-10）

この表において、n及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

Q　1時間当たりに送気できる空気量（単位　立方メートル／時間）

（3）　空気量を調節できる構造とすること。

（チ）　生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、脱窒濾床槽第1室へ強制的に移送することができ、かつ、当該移送量を容易に調整することができる構造とすること。

（リ）　循環装置を有し、接触ばつ気槽（当該槽を2室に区分する場合においては、第2室）から脱窒濾床槽第1室の流入管の開口部付近へ汚水を安定して移送することができ、かつ、当該移送量を容量に調整し、及び計量することができる構造とすること。

（ヌ）　処理対象人員が18人を超える場合においては、消泡装置を設けること。

（三）　沈殿槽

第四号の（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（三）の（ロ）中「沈殿分離槽」を「脱窒濾床槽」と読み替えるものとする。

（四）　消毒槽

第一号の（四）に定める構造とすること。

改正　平成7年建設省告示第2094号

（ト）　ばつ気装置は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。

（2）　1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦5	Q=5
6≦n≦10	Q=5＋0.9（n-5）
11≦n≦50	Q=9.5＋0.67（n-10）

この表において、n及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

Q　1時間当たりに送気できる空気量（単位　立方メートル／時間）

（3）　空気量を調節できる構造とすること。

（チ）　生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、脱窒濾床槽第1室へ強制的に移送することができ、かつ、当該移送量を容易に調整することができる構造とすること。

（リ）　循環装置を有し、接触ばつ気槽（当該槽を2室に区分する場合においては、第2室）から脱窒濾床槽第1室の流入管の開口部付近へ汚水を安定して移送することができ、かつ、当該移送量を容量に調整し、及び計量することができる構造とすること。

（ヌ）　処理対象人員が18人を超える場合においては、消泡装置を設けること。

（三）　沈殿槽

第四号の（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（三）の（ロ）中「沈殿分離槽」を「脱窒濾床槽」と読み替えるものとする。

（四）　消毒槽

第一号の（四）に定める構造とすること。

平成7年以前はp.59参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
四　一般構造 イ　槽の底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、漏水しない構造とすること。 ロ　槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。 ハ　腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のし難い材料又は有効な防腐、補強等の措置をした材料を使用すること。 ニ　槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール（径45センチメートル（処理対象人員が51人以上の場合においては、60センチメートル）以上の円が内接するものに限る。）を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は鋳鉄で造られたふたを設けること。 ホ　通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設けること。 ヘ　悪臭を生ずるおそれのある部分は、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設けること。 ト　機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振動及び騒音を防止することができる構造とすること。 チ　流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。 リ　合併処理浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とすること。 ヌ　槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全にすることができる構造とし、必要に応じて換気のための措置を講ずること。 ル　汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。 ヲ　調整及び計量が、適切に行われる構造とすること。 ワ　イからヲまでに定める構造とするほか、合併処理浄化槽として衛生上支障がない構造とすること。	四　一般構造 イ　槽の底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、漏水しない構造とすること。 ロ　槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。 ハ　腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のし難い材料又は有効な防腐、補強等の措置をした材料を使用すること。 ニ　槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール（径45センチメートル（処理対象人員が51人以上の場合においては、60センチメートル）以上の円が内接するものに限る。）を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は鋳鉄で造られたふたを設けること。 ホ　通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設けること。 ヘ　悪臭を生ずるおそれのある部分は、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設けること。 ト　機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振動及び騒音を防止することができる構造とすること。 チ　流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。 リ　合併処理浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とすること。 ヌ　槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全にすることができる構造とし、必要に応じて換気のための措置を講ずること。 ル　汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。 ヲ　調整及び計量が、適切に行われる構造とすること。 ワ　イからヲまでに定める構造とするほか、合併処理浄化槽として衛生上支障がない構造とすること。	四　一般構造 イ　槽の底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、漏水しない構造とすること。 ロ　槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。 ハ　腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のし難い材料又は有効な防腐、補強等の措置をした材料を使用すること。 ニ　槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール（径45センチメートル（処理対象人員が51人以上の場合においては、60センチメートル）以上の円が内接するものに限る。）を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は鋳鉄で造られたふたを設けること。 ホ　通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設けること。 ヘ　悪臭を生ずるおそれのある部分は、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設けること。 ト　機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振動及び騒音を防止することができる構造とすること。 チ　流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。 リ　屎尿浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とすること。 ヌ　槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全にすることができる構造とし、必要に応じて換気のための措置を講ずること。 ル　汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。 ヲ　調整及び計量が、適切に行われる構造とすること。 ワ　イからヲまでに定める構造とするほか、屎尿浄化槽として衛生上支障がない構造とすること。	七　一般構造 イ　槽の底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、漏水しない構造とすること。 ロ　槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。 ハ　腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のし難い材料又は有効な防腐、補強等の措置をした材料を使用すること。 ニ　槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール（径45センチメートル（処理対象人員が51人以上の場合においては、60センチメートル）以上の円が内接するものに限る。）を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は鋳鉄で造られたふたを設けること。 ホ　通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設けること。 ヘ　悪臭を生ずるおそれのある部分は、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設けること。 ト　機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振動及び騒音を防止することができる構造とすること。 チ　流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。 リ　屎尿浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とすること。 ヌ　槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全にすることができる構造とし、必要に応じて換気のための措置を講ずること。 ル　汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。 ヲ　調整及び計量が、適切に行われる構造とすること。 ワ　イからヲまでに定める構造とするほか、屎尿浄化槽として衛生上支障がない構造とすること。

平成7年以前はp.60参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号

第2及び第3　削除

改正　平成13年国土交通省告示第353号

第2　BODの除去率が70パーセント以上及び放流水のBODが1リットルにつき60ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第四号までのいずれかに該当し、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一　回転板接触方式

（一）及び（五）から（七）までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が51人以上500人以下であるもの又は(二)及び（三）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（四）から（七）までに定める構造の流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（八）に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が501人以上の場合においては、（九）及び（十）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が101人以上2,000人以下であるもの。

（一）　沈殿分離槽

（イ）　2室又は3室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦100	V＝1.5qn
101≦n≦200	V＝150q＋q（n－100）
n≧201	V＝250q＋0.5q（n－200）

この表において、n、V及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

q　1人当たりの日平均汚水量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、2室に区分する場合においては、沈殿分離槽の有効容量のおおむね3分の2とし、3室に区分する場合においては、おおむね2分の1とすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.8メートル以上5メートル以下とすること。

改正　平成12年建設省告示第1465号

第2　BODの除去率が70パーセント以上及び放流水のBODが1リットルにつき60ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第四号までのいずれかに該当し、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一　回転板接触方式

（一）及び（五）から（七）までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が51人以上500人以下であるもの又は(二)及び（三）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（四）から（七）までに定める構造の流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（八）に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が501人以上の場合においては、（九）及び（十）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が101人以上2,000人以下であるもの。

（一）　沈殿分離槽

（イ）　2室又は3室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦100	V＝1.5qn
101≦n≦200	V＝150q＋q（n－100）
n≧201	V＝250q＋0.5q（n－200）

この表において、n、V及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

q　1人当たりの日平均汚水量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、2室に区分する場合においては、沈殿分離槽の有効容量のおおむね3分の2とし、3室に区分する場合においては、おおむね2分の1とすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.8メートル以上5メートル以下とすること。

改正　平成7年建設省告示第2094号

第2　BODの除去率が70パーセント以上及び放流水のBODが1リットルにつき60ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第四号までの一に該当し、かつ、第1第七号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一　回転板接触方式

（一）及び（五）から（七）までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が51人以上500人以下であるもの又は(二)及び（三）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（四）から（七）までに定める構造の流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（八）に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が501人以上の場合においては、（九）及び（十）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が101人以上2,000人以下であるもの。

（一）　沈殿分離槽

（イ）　2室又は3室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦100	V＝1.5qn
101≦n≦200	V＝150q＋q（n－100）
n≧201	V＝250q＋0.5q（n－200）

この表において、n、V及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

q　1人当たりの日平均汚水量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、2室に区分する場合においては、沈殿分離槽の有効容量のおおむね3分の2とし、3室に区分する場合においては、おおむね2分の1とすること

（ニ）　各室の有効水深は、1.8メートル以上5メートル以下とすること。

平成7年以前はp.61参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
	（ホ）　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1から4分の1までの深さとし、沈殿汚泥を撹乱しない構造とすること。 （ヘ）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1から3分の1までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。 （ト）　ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプの1日当たりの送水容量を日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。 （チ）　流入水の流量変動が大きい場合においては、流量を調整することができる構造とすること。 （二）　スクリーン （イ）　荒目スクリーン（処理対象人員が500人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。）及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。 （ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ハ）　ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を30ミリメートルから50ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。 （ニ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が5ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。	（ホ）　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1から4分の1までの深さとし、沈殿汚泥を撹乱しない構造とすること。 （ヘ）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1から3分の1までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。 （ト）　ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプの1日当たりの送水容量を日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。 （チ）　流入水の流量変動が大きい場合においては、流量を調整することができる構造とすること。 （二）　スクリーン （イ）　荒目スクリーン（処理対象人員が500人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。）及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。 （ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ハ）　ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を30ミリメートルから50ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。 （ニ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が5ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。	（ホ）　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1から4分の1までの深さとし、沈殿汚泥を撹乱しない構造とすること。 （ヘ）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1から3分の1までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。 （ト）　ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプの1日当たりの送水容量を日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。 （チ）　流入水の流量変動が大きい場合においては、流量を調整することができる構造とすること。 （二）　スクリーン （イ）　荒目スクリーン（処理対象人員が500人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。）及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。 （ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ハ）　ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を30ミリメートルから50ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。 （ニ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が5ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。

平成7年以前はp.62参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
	（ホ）　微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が500人以下の場合においては、この限りでない。 （ヘ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （三）　沈砂槽 （イ）　有効容量は、1時間当たりの最大汚水量の60分の1に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1時間当たりの最大汚水量の60分の3に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。 （ロ）　槽の底部は、ホッパー型とし、排砂装置を設けること。 （ハ）　槽の底部から排砂装置により排出された砂等を貯留する排砂槽を設けること。 （四）　流量調整槽 （イ）　流量調整槽から移送する1時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の24分の1の1.5倍以下となる構造とすること。 （ロ）　汚水を攪拌することができる装置を設けること。 （ハ）　有効水深は、1メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、1.5メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から50センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。 （ニ）　当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。 （ホ）　ポンプにより汚水を移送する場合においては、2台以上のポンプを設けること。 （ヘ）　当該槽に流入する1日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。 （ト）　当該槽から移送する1時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。 （五）　回転板接触槽 （イ）　3室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。	（ホ）　微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が500人以下の場合においては、この限りでない。 （ヘ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （三）　沈砂槽 （イ）　有効容量は、1時間当たりの最大汚水量の60分の1に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1時間当たりの最大汚水量の60分の3に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。 （ロ）　槽の底部は、ホッパー型とし、排砂装置を設けること。 （ハ）　槽の底部から排砂装置により排出された砂等を貯留する排砂槽を設けること。 （四）　流量調整槽 （イ）　流量調整槽から移送する1時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の24分の1の1.5倍以下となる構造とすること。 （ロ）　汚水を攪拌することができる装置を設けること。 （ハ）　有効水深は、1メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、1.5メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から50センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。 （ニ）　当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。 （ホ）　ポンプにより汚水を移送する場合においては、2台以上のポンプを設けること。 （ヘ）　当該槽に流入する1日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。 （ト）　当該槽から移送する1時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。 （五）　回転板接触槽 （イ）　3室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。	（ホ）　微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が500人以下の場合においては、この限りでない。 （ヘ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （三）　沈砂槽 （イ）　有効容量は、1時間当たりの最大汚水量の60分の1に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1時間当たりの最大汚水量の60分の3に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。 （ロ）　槽の底部は、ホッパー型とし、排砂装置を設けること。 （ハ）　槽の底部から排砂装置により排出された砂等を貯留する排砂槽を設けること。 （四）　流量調整槽 （イ）　流量調整槽から移送する1時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の24分の1の1.5倍以下となる構造とすること。 （ロ）　汚水を撹乱することができる装置を設けること。 （ハ）　有効水深は、1メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、1.5メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から50センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。 （ニ）　当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。 （ホ）　ポンプにより汚水を移送する場合においては、2台以上のポンプを設けること。 （ヘ）　当該槽に流入する1日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。 （ト）　当該槽から移送する1時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。 （五）　回転板接触槽 （イ）　3室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。

平成7年以前はp.63参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
	（ロ）　有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の 4 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上とすること。 （ハ）　回転板の表面積は、回転板の表面積 1 平方メートルに対する 1 日当たりの平均の流入水の BOD（以下「日平均流入水 BOD」という。）が 12 グラム以下となるようにすること。 （ニ）　回転板は、その表面積のおおむね 40 パーセントが汚水に接触すること。 （ホ）　回転板は、回転板相互の間隔を 20 ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。 （ヘ）　回転板の円周速度は、1 分間につき 20 メートル以下とすること。 （ト）　槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね 10 パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。 （チ）　槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。 （六）　沈澱槽 （イ）　有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の 8 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、処理対象人員が 90 人以下の場合にあつては、次の表の計算式によつて計算した容量以上とすること。 V=2.3＋（15q－2.3）（n－50）／40 この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n　処理対象人員（単位　人） V　有効容量（単位　立方メートル） q　1 人当たりの日平均汚水量（単位　立方メートル） （ロ）　槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては 8 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては 12 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル）以下となるようにすること。	（ロ）　有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の 4 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上とすること。 （ハ）　回転板の表面積は、回転板の表面積 1 平方メートルに対する 1 日当たりの平均の流入水の BOD（以下「日平均流入水 BOD」という。）が 12 グラム以下となるようにすること。 （ニ）　回転板は、その表面積のおおむね 40 パーセントが汚水に接触すること。 （ホ）　回転板は、回転板相互の間隔を 20 ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。 （ヘ）　回転板の円周速度は、1 分間につき 20 メートル以下とすること。 （ト）　槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね 10 パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。 （チ）　槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。 （六）　沈澱槽 （イ）　有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の 8 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、処理対象人員が 90 人以下の場合にあつては、次の表の計算式によつて計算した容量以上とすること。 V=2.3＋（15q－2.3）（n－50）／40 この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n　処理対象人員（単位　人） V　有効容量（単位　立方メートル） q　1 人当たりの日平均汚水量（単位　立方メートル） （ロ）　槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては 8 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては 12 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル）以下となるようにすること。	（ロ）　有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の 4 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上とすること。 （ハ）　回転板の表面積は、回転板の表面積 1 平方メートルに対する 1 日当たりの平均の流入水の BOD（以下「日平均流入水 BOD」という。）が 12 グラム以下となるようにすること。 （ニ）　回転板は、その表面積のおおむね 40 パーセントが汚水に接触すること。 （ホ）　回転板は、回転板相互の間隔を 20 ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。 （ヘ）　回転板の円周速度は、1 分間につき 20 メートル以下とすること。 （ト）　槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね 10 パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。 （チ）　槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。 （六）　沈澱槽 （イ）　有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の 6 分の 1 に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の 8 分の 1 に相当する容量以上とすること。ただし、処理対象人員が 90 人以下の場合にあつては、次の表の計算式によつて計算した容量以上とすること。 V=2.3＋（15q－2.3）（n－50）／40 この表において、n、V 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。 n　処理対象人員（単位　人） V　有効容量（単位　立方メートル） q　1 人当たりの日平均汚水量（単位　立方メートル） （ロ）　槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては 8 立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては 12 立方メートル（処理対象人員が 500 人を超える部分については、15 立方メートル）以下となるようにすること。

平成7年以前は p. 64 参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
	（ハ）　越流せきを設けて沈澱槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては30立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては45立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル）以下となるようにすること。 （ニ）　有効水深は、処理対象人員が100人以下の場合にあつては1メートル以上、101人以上500人以下の場合にあつては1.5メートル以上、501人以上の場合にあつては2メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。 （ホ）　槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。 （ヘ）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。 （ト）　汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。 （チ）　浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。 （七）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （八）　汚泥濃縮貯留槽 （イ）　汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。 （ロ）　有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とし、有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。 （ハ）　流入管の開口部及び流出管又はバッフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。 （ニ）　汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。 （ホ）　槽内を攪拌することができる装置を設けること。	（ハ）　越流せきを設けて沈澱槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては30立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては45立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル）以下となるようにすること。 （ニ）　有効水深は、処理対象人員が100人以下の場合にあつては1メートル以上、101人以上500人以下の場合にあつては1.5メートル以上、501人以上の場合にあつては2メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。 （ホ）　槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。 （ヘ）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。 （ト）　汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。 （チ）　浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。 （七）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （八）　汚泥濃縮貯留槽 （イ）　汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。 （ロ）　有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とし、有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。 （ハ）　流入管の開口部及び流出管又はバッフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。 （ニ）　汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。 （ホ）　槽内を攪拌することができる装置を設けること。	（ハ）　越流せきを設けて沈澱槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては30立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては45立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル）以下となるようにすること。 （ニ）　有効水深は、処理対象人員が100人以下の場合にあつては1メートル以上、101人以上500人以下の場合にあつては1.5メートル以上、501人以上の場合にあつては2メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。 （ホ）　槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。 （ヘ）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。 （ト）　汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。 （チ）　浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。 （七）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （八）　汚泥濃縮貯留槽 （イ）　汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。 （ロ）　有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とし、有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。 （ハ）　流入管の開口部及び流出管又はバッフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。 （ニ）　汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。 （ホ）　槽内を撹乱することができる装置を設けること。

平成7年以前はp.65参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
	（九）　汚泥濃縮設備 汚泥濃縮設備は、汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とし、（イ）又は（ロ）によること。 （イ）　汚泥濃縮槽 (1)　有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、2メートル以上5メートル以下とすること。 (2)　流入管の開口部及び流出管又はパッフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。 (3)　汚泥かきよせ装置を設ける場合にあっては底部の勾配は100分の5以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対し45度以上とすること。 （ロ）　汚泥濃縮装置 (1)　汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる構造とすること。 (2)　濃縮汚泥中の固形物の濃度をおおむね4パーセントに濃縮できる構造とすること。 （十）　汚泥貯留槽 （イ）　有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。 （ロ）　汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。 （ハ）　槽内を攪拌することができる装置を設けること。 二　接触ばつ気方式 前号に定める**合併処理浄化槽**の構造で同号の（五）の回転板接触槽を（一）から（九）までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。 （一）　2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。 （二）　有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.5キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の5分の2に相当する容量以上とすること。 （三）　第1室の有効容量は、第1室の有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.8キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の5分の3に相当する容量以上とすること。	（九）　汚泥濃縮設備 汚泥濃縮設備は、汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とし、（イ）又は（ロ）によること。 （イ）　汚泥濃縮槽 (1)　有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、2メートル以上5メートル以下とすること。 (2)　流入管の開口部及び流出管又はパッフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。 (3)　汚泥かきよせ装置を設ける場合にあっては底部の勾配は100分の5以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対し45度以上とすること。 （ロ）　汚泥濃縮装置 (1)　汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる構造とすること。 (2)　濃縮汚泥中の固形物の濃度をおおむね4パーセントに濃縮できる構造とすること。 （十）　汚泥貯留槽 （イ）　有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。 （ロ）　汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。 （ハ）　槽内を攪拌することができる装置を設けること。 二　接触ばつ気方式 前号に定める屎尿浄化槽の構造で同号の（五）の回転板接触槽を（一）から（九）までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。 （一）　2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。 （二）　有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.5キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の5分の2に相当する容量以上とすること。 （三）　第1室の有効容量は、第1室の有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.8キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の5分の3に相当する容量以上とすること。	（九）　汚泥濃縮設備 汚泥濃縮設備は、汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とし、（イ）又は（ロ）によること。 （イ）　汚泥濃縮槽 (1)　有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、2メートル以上5メートル以下とすること。 (2)　流入管の開口部及び流出管又はパッフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。 (3)　汚泥かきよせ装置を設ける場合にあっては底部の勾配は100分の5以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対し45度以上とすること。 （ロ）　汚泥濃縮装置 (1)　汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる構造とすること。 (2)　濃縮汚泥中の固形物の濃度をおおむね4パーセントに濃縮できる構造とすること。 （十）　汚泥貯留槽 （イ）　有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。 （ロ）　汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。 **（ハ）　槽内を撹乱することができる装置を設けること。** 二　接触ばつ気方式 前号に定める屎尿浄化槽の構造で同号の（五）の回転板接触槽を（一）から（九）までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。 （一）　2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。 （二）　有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.5キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の5分の2に相当する容量以上とすること。 （三）　第1室の有効容量は、第1室の有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.8キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の5分の3に相当する容量以上とすること。

平成7年以前はp.66参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
	（四）　有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。 （五）　有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。 （六）　接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。 （七）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に撹拌し、溶存酸素を1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。 （八）　各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈澱分離槽、沈澱槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。 （九）　消泡装置を設けること。 三　散水濾床方式 第一号に定める合併処理浄化槽の構造で同号の（五）の回転板接触槽を（一）から（九）までに定める構造の散水濾床に置き換えた構造としたもの。 （一）　濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.7キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対する日平均流入水BODが8グラム以下となるようにすること。 （二）　濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては1.2メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては2.5メートル以上とすること。	（四）　有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。 （五）　有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。 （六）　接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。 （七）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に撹拌し、溶存酸素を1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。 （八）　各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈澱分離槽、沈澱槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。 （九）　消泡装置を設けること。 三　散水濾床方式 第一号に定める屎尿浄化槽の構造で同号の（五）の回転板接触槽を（一）から（九）までに定める構造の散水濾床に置き換えた構造としたもの。 （一）　濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.7キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対する日平均流入水BODが8グラム以下となるようにすること。 （二）　濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては1.2メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては2.5メートル以上とすること。	（四）　有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。 （五）　有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。 （六）　接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。 （七）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に撹拌し、溶存酸素を1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。 （八）　各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈澱分離槽、沈澱槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。 （九）　消泡装置を設けること。 三　散水濾床方式 第一号に定める屎尿浄化槽の構造で同号の（五）の回転板接触槽を（一）から（九）までに定める構造の散水濾床に置き換えた構造としたもの。 （一）　濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.7キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対する日平均流入水BODが8グラム以下となるようにすること。 （二）　濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては1.2メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては2.5メートル以上とすること。

平成7年以前はp.67参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
	（三）　散水量は、砕石を用いる場合にあつては濾床の表面積1平方メートルに対して1日当たり10立方メートル以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積 1平方メートルに対して1日当たり0.6立方メートル以上とすること。 （四）　固定ノズル又は回転散水機（回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を15センチメートル以上としたものに限る。）によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。 （五）　濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、30 センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、50 分の 1 以上とすること。 （六）　送気及び排気のための通気設備を設けること。 （七）　濾材には、径が5センチメートル以上7.5センチメートル以下の硬質の砕石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、1 立方メートル当たりの表面積が 80 平方メートル以上、かつ空隙率が90パーセント以上であるものを用いること。 （八）　ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを2台以上設けること。 （九）　分水装置を有し、当該装置は、砕石を用いる場合にあつては日平均汚水量の 100 パーセントに相当する容量以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが2.5メートルのときに日平均汚水量の200パーセント以上に相当する容量（濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量）以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ 1 日に移送することができる構造とすること。	（三）　散水量は、砕石を用いる場合にあつては濾床の表面積1平方メートルに対して1日当たり10立方メートル以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積 1平方メートルに対して1日当たり0.6立方メートル以上とすること。 （四）　固定ノズル又は回転散水機（回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を15センチメートル以上としたものに限る。）によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。 （五）　濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、30 センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、50 分の 1 以上とすること。 （六）　送気及び排気のための通気設備を設けること。 （七）　濾材には、径が5センチメートル以上7.5センチメートル以下の硬質の砕石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、1 立方メートル当たりの表面積が 80 平方メートル以上、かつ空隙率が90パーセント以上であるものを用いること。 （八）　ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを2台以上設けること。 （九）　分水装置を有し、当該装置は、砕石を用いる場合にあつては日平均汚水量の 100 パーセントに相当する容量以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが2.5メートルのときに日平均汚水量の200パーセント以上に相当する容量（濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量）以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ 1 日に移送することができる構造とすること。	（三）　散水量は、砕石を用いる場合にあつては濾床の表面積1平方メートルに対して1日当たり10立方メートル以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積 1平方メートルに対して1日当たり0.6立方メートル以上とすること。 （四）　固定ノズル又は回転散水機（回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を15センチメートル以上としたものに限る。）によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。 （五）　濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、30 センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、50 分の 1 以上とすること。 （六）　送気及び排気のための通気設備を設けること。 （七）　濾材には、径が5センチメートル以上7.5センチメートル以下の硬質の砕石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、1 立方メートル当たりの表面積が 80 平方メートル以上、かつ空隙率が90パーセント以上であるものを用いること。 （八）　ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを2台以上設けること。 （九）　分水装置を有し、当該装置は、砕石を用いる場合にあつては日平均汚水量の 100 パーセントに相当する容量以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが2.5メートルのときに日平均汚水量の200パーセント以上に相当する容量（濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量）以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ 1 日に移送することができる構造とすること。

平成7年以前は p. 68 参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
	四　長時間ばつ気方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び、沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（七）に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、（八）及び（九）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が 101 人以上 2,000 人以下であるもの。 （一）　スクリーン （イ）　荒目スクリーンに細目スクリーン、破砕装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。 （ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ハ）　細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ニ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （ホ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。	四　長時間ばつ気方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び、沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（七）に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、（八）及び（九）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が 101 人以上 2,000 人以下であるもの。 （一）　スクリーン （イ）　荒目スクリーンに細目スクリーン、破砕装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。 （ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ハ）　細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ニ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （ホ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。	四　長時間ばつ気方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び、沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（七）に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が 501 人以上の場合においては、（八）及び（九）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が 101 人以上 2,000 人以下であるもの。 （一）　スクリーン （イ）　荒目スクリーンに細目スクリーン、破砕装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。 （ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ハ）　細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 20 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ニ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （ホ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を 1 ミリメートルから 2.5 ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔がおおむね 20 ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。

平成7年以前は p. 69 参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
	（へ）　微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。 （ト）　処理対象人員が500人以下の場合においては、（イ）から（へ）までにかかわらず、第一号の（二）によることができる。 （二）　沈砂槽 第一号の（三）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第一号の（四）に定める構造とすること。 （四）　ばつ気槽 （イ）　有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.3キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の3分の2に相当する容量以上とすること。 （ロ）　有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）以上5メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、5メートルを超えることができる。 （ハ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。 （ニ）　沈澱槽からの汚泥返送量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。 （ホ）　消泡装置を設けること。 （五）　沈澱槽 （イ）　有効容量は、日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上とすること。 （ロ）　槽の水面の面積は、水面積負荷が8立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）以下となるようにすること。	（へ）　微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。 （ト）　処理対象人員が500人以下の場合においては、（イ）から（へ）までにかかわらず、第一号の（二）によることができる。 （二）　沈砂槽 第一号の（三）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第一号の（四）に定める構造とすること。 （四）　ばつ気槽 （イ）　有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.3キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の3分の2に相当する容量以上とすること。 （ロ）　有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）以上5メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、5メートルを超えることができる。 （ハ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。 （ニ）　沈澱槽からの汚泥返送量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。 （ホ）　消泡装置を設けること。 （五）　沈澱槽 （イ）　有効容量は、日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上とすること。 （ロ）　槽の水面の面積は、水面積負荷が8立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）以下となるようにすること。	（へ）　微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。 （ト）　処理対象人員が500人以下の場合においては、（イ）から（へ）までにかかわらず、第一号の（二）によることができる。 （二）　沈砂槽 第一号の（三）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第一号の（四）に定める構造とすること。 （四）　ばつ気槽 （イ）　有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.3キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の3分の2に相当する容量以上とすること。 （ロ）　有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）以上5メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、5メートルを超えることができる。 （ハ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に撹乱し、溶存酸素をおおむね1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。 （ニ）　沈澱槽からの汚泥返送量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。 （ホ）　消泡装置を設けること。 （五）　沈澱槽 （イ）　有効容量は、日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上とすること。 （ロ）　槽の水面の面積は、水面積負荷が8立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）以下となるようにすること。

平成7年以前はp.70参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
	（ハ）　越流せきを設けて沈澱槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が30立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル）以下となるようにすること。 （ニ）　有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。 （ホ）　槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。 （ヘ）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。 （ト）　汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送するとともに、ばつ気槽へ日平均汚水量の200パーセント以上に相当する汚泥を1日に移送することができる構造とすること。 （チ）　浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。 （六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （七）　汚泥濃縮貯留槽 第一号の（八）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、第一号の（八）の（イ）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。 （八）　汚泥濃縮設備 第一号の（九）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、第一号の（九）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。 （九）　汚泥貯留槽 第一号の（十）に定める構造とすること。	（ハ）　越流せきを設けて沈澱槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が30立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル）以下となるようにすること。 （ニ）　有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。 （ホ）　槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。 （ヘ）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。 （ト）　汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送するとともに、ばつ気槽へ日平均汚水量の200パーセント以上に相当する汚泥を1日に移送することができる構造とすること。 （チ）　浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。 （六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （七）　汚泥濃縮貯留槽 第一号の（八）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、第一号の（八）の（イ）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。 （八）　汚泥濃縮設備 第一号の（九）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、第一号の（九）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。 （九）　汚泥貯留槽 第一号の（十）に定める構造とすること。	（ハ）　越流せきを設けて沈澱槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が30立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル）以下となるようにすること。 （ニ）　有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。 （ホ）　**槽の底部がホッパー型の場合においては**、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。 （ヘ）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。 （ト）　汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は**汚泥濃縮設備へ移送するとともに**、ばつ気槽へ日平均汚水量の200パーセント以上に相当する汚泥を1日に移送することができる構造とすること。 （チ）　浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。 （六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （七）　汚泥濃縮貯留槽 **第一号の（八）**に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、**第一号の（八）の（イ）**中「流量調整槽」を「**流量調整槽又はばつ気槽**」と読み替えるものとする。 （八）　汚泥濃縮設備 **第一号の（九）**に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、**第一号の（九）**中「流量調整槽」を「**流量調整槽又はばつ気槽**」と読み替えるものとする。 （九）　汚泥貯留槽 **第一号の（十）**に定める構造とすること。

平成7年以前はp.71参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
	第3　BODの除去率が85パーセント以上及び放流水のBODが1リットルにつき30ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。 一　回転板接触方式 第2第一号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の（五）の（ハ）中「12グラム」を「5グラム」と読み替えるものとする。 二　接触ばつ気方式 第2第二号に定める合併処理浄化槽の構造に準するもの。この場合において、第2第一号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、第2第二号の（ニ）中「0.5キログラム」を「0.3キログラム」と、「5分の2」を「3分の2」と、同号の（三）中「0.8キログラム」を「0.5キログラム」と読み替えるものとする。 三　散水濾床方式 第2第三号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2第一号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、第2第三号の（一）中「0.7キログラム」を「0.1キログラム」と、「8グラム」を「3グラム」と読み替えるものとする。 四　長時間ばつ気方式 第2第四号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上5,000人以下であるもの」と、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.2キログラム（処理対象人員が500人を超える部分については、0.3キログラム）」と読み替えるものとする。	第3　BODの除去率が85パーセント以上及び放流水のBODが1リットルにつき30ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。 一　回転板接触方式 第2第一号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の（五）の（ハ）中「12グラム」を「5グラム」と読み替えるものとする。 二　接触ばつ気方式 第2第二号に定める屎尿浄化槽の構造に準するもの。この場合において、第2第一号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、第2第二号の（ニ）中「0.5キログラム」を「0.3キログラム」と、「5分の2」を「3分の2」と、同号の（三）中「0.8キログラム」を「0.5キログラム」と読み替えるものとする。 三　散水濾床方式 第2第三号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2第一号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、第2第三号の（一）中「0.7キログラム」を「0.1キログラム」と、「8グラム」を「3グラム」と読み替えるものとする。 四　長時間ばつ気方式 第2第四号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上5,000人以下であるもの」と、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.2キログラム（処理対象人員が500人を超える部分については、0.3キログラム）」と読み替えるものとする。	第3　BODの除去率が85パーセント以上及び放流水のBODが1リットルにつき30ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第1第七号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。 一　回転板接触方式 第2第一号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の（五）の（ハ）中「12グラム」を「5グラム」と読み替えるものとする。 二　接触ばつ気方式 第2第二号に定める屎尿浄化槽の構造に準するもの。この場合において、第2第一号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、第2第二号の（ニ）中「0.5キログラム」を「0.3キログラム」と、「5分の2」を「3分の2」と、同号の（三）中「0.8キログラム」を「0.5キログラム」と読み替えるものとする。 三　散水濾床方式 第2第三号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2第一号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、第2第三号の（一）中「0.7キログラム」を「0.1キログラム」と、「8グラム」を「3グラム」と読み替えるものとする。 四　長時間ばつ気方式 第2第四号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上5,000人以下であるもの」と、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.2キログラム（処理対象人員が500人を超える部分については、0.3キログラム）」と読み替えるものとする。

平成7年以前はp.72参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
	五　標準活性汚泥方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（七）及び（八）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が5,001人以上であるもの。 （一）　スクリーン 第2第四号の（一）に定める構造とすること。 （二）　沈砂槽 第2第一号の（三）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第2第一号の（四）に定める構造とすること。 （四）　ばつ気槽 第2第四号の（四）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.6キログラム」と、「3分の2」を「3分の1」と、同号の（四）の（ロ）中「1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）」を「3メートル」と読み替えるものとする。 （五）　沈澱槽 第2第四号の（五）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（五）の（イ）中「6分の1」を「8分の1」と、同号の（五）の（ロ）中「8立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）」を「18立方メートル」と、同号の（五）の（ト）中「200パーセント」を「100パーセント」と読み替えるものとする。 （六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （七）　汚泥濃縮設備 第2第一号の（九）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（九）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。 （八）　汚泥貯留槽 第2第一号の（十）に定める構造とすること。	五　標準活性汚泥方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（七）及び（八）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が5,001人以上であるもの。 （一）　スクリーン 第2第四号の（一）に定める構造とすること。 （二）　沈砂槽 第2第一号の（三）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第2第一号の（四）に定める構造とすること。 （四）　ばつ気槽 第2第四号の（四）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.6キログラム」と、「3分の2」を「3分の1」と、同号の（四）の（ロ）中「1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）」を「3メートル」と読み替えるものとする。 （五）　沈澱槽 第2第四号の（五）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（五）の（イ）中「6分の1」を「8分の1」と、同号の（五）の（ロ）中「8立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）」を「18立方メートル」と、同号の（五）の（ト）中「200パーセント」を「100パーセント」と読み替えるものとする。 （六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （七）　汚泥濃縮設備 第2第一号の（九）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（九）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。 （八）　汚泥貯留槽 第2第一号の（十）に定める構造とすること。	五　標準活性汚泥方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（七）及び（八）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が5,001人以上であるもの。 （一）　スクリーン 第2第四号の（一）に定める構造とすること。 （二）　沈砂槽 第2第一号の（三）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第2第一号の（四）に定める構造とすること。 （四）　ばつ気槽 第2第四号の（四）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.6キログラム」と、「3分の2」を「3分の1」と、同号の（四）の（ロ）中「1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）」を「3メートル」と読み替えるものとする。 （五）　沈澱槽 第2第四号の（五）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（五）の（イ）中「6分の1」を「8分の1」と、同号の（五）の（ロ）中「8立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）」を「18立方メートル」と、同号の（五）の（ト）中「200パーセント」を「100パーセント」と読み替えるものとする。 （六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （七）　汚泥濃縮設備 第2第一号の（九）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（九）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。 （八）　汚泥貯留槽 第2第一号の（十）に定める構造とすること。

平成7年以前はp.73参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
第4　生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が55パーセント以上及び屎尿浄化槽からの放流水のBODが1リットルにつき120ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、次に定める構造の腐敗室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で屎尿を単独に処理するものとし、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。この場合において、第1第四号中「合併処理浄化槽」とあるのは「屎尿浄化槽」と読み替えるものとする。 一　腐敗室 腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能を有するものとし、次の（一）又は（二）によること。 （一）　多室型 （イ）　2室以上4室以下の室に区分し、直列に接続すること。 （ロ）　有効容量は、1.5立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.1立方メートル以上をこれに加算すること。 （ハ）　第1室の有効容量は、2室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね3分の2、3室型又は4室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね2分の1とすること。 （ニ）　最終の室に予備濾過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とすること。この場合において、当該装置の砕石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の10分の1を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。 （ホ）　各室の有効水深は、1メートル以上3メートル以下とすること。 （ヘ）　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深さとすること。 （ト）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。	第4　BODの除去率が55パーセント以上及び屎尿浄化槽からの放流水のBODが1リットルにつき120ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、次に定める構造の腐敗室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で屎尿を単独に処理するものとし、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。この場合において、第1第四号中「合併処理浄化槽」とあるのは「屎尿浄化槽」と読み替えるものとする。 一　腐敗室 腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能を有するものとし、次の（一）又は（二）によること。 （一）　多室型 （イ）　2室以上4室以下の室に区分し、直列に接続すること。 （ロ）　有効容量は、1.5立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.1立方メートル以上をこれに加算すること。 （ハ）　第1室の有効容量は、2室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね3分の2、3室型又は4室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね2分の1とすること。 （ニ）　最終の室に予備濾過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とすること。この場合において、当該装置の砕石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の10分の1を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。 （ホ）　各室の有効水深は、1メートル以上3メートル以下とすること。 （ヘ）　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深さとすること。 （ト）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。	第4　BODの除去率が55パーセント以上及び放流水のBODが1リットルにつき120ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、次に定める構造の腐敗室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で屎尿を単独に処理するものとし、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。 一　腐敗室 腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能を有するものとし、次の（一）又は（二）によること。 （一）　多室型 （イ）　2室以上4室以下の室に区分し、直列に接続すること。 （ロ）　有効容量は、1.5立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.1立方メートル以上をこれに加算すること。 （ハ）　第1室の有効容量は、2室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね3分の2、3室型又は4室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね2分の1とすること。 （ニ）　最終の室に予備濾過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とすること。この場合において、当該装置の砕石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の10分の1を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。 （ホ）　各室の有効水深は、1メートル以上3メートル以下とすること。 （ヘ）　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深さとすること。 （ト）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。	第4　BODの除去率が55パーセント以上及び放流水のBODが1リットルにつき120ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第1第三号のうち同号の（二）の散水濾床を除いたものに該当し、かつ、第1第七号に定める構造としたものとする。

平成7年以前はp.74参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
（二）　変形多室型 （イ）　沈殿室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈殿室に流入する構造とすること。 （ロ）　有効容量は、（一）（ロ）に定める数値とすること。 （ハ）　消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね4分の3とすること。 （ニ）　沈殿室から浮上物の流出を防止することができる構造とすること。 （ホ）　沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとすること。 （ヘ）　沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し50度以上、スロットの幅を3センチメートル以上10センチメートル以下、オーバーラップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞を来さない滑らかな構造とすること。 二　消毒室 第1第一号（四）に定める構造とすること。	（二）　変形多室型 （イ）　沈殿室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈殿室に流入する構造とすること。 （ロ）　有効容量は、（一）の（ロ）に定める数値とすること。 （ハ）　消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね4分の3とすること。 （ニ）　沈殿室から浮上物の流出を防止することができる構造とすること。 （ホ）　沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとすること。 （ヘ）　沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し50度以上、スロットの幅を3センチメートル以上10センチメートル以下、オーバーラップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞を来さない滑らかな構造とすること。 二　消毒室 第1第一号の（四）に定める構造とすること。	（二）　変形多室型 （イ）　沈殿室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈殿室に流入する構造とすること。 （ロ）　有効容量は、（一）の（ロ）に定める数値とすること。 （ハ）　消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね4分の3とすること。 （ニ）　沈殿室から浮上物の流出を防止することができる構造とすること。 （ホ）　沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとすること。 （ヘ）　沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し50度以上、スロットの幅を3センチメートル以上10センチメートル以下、オーバーラップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞を来さない滑らかな構造とすること。 二　消毒室 第1第一号の（四）に定める構造とすること。	

平成7年以前はp.74参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号

第５　一次処理装置による浮遊物質量の除去率が55パーセント以上、一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量が1リットルにつき250ミリグラム以下及び一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない屎尿浄化槽の構造は、次の各号に定める構造としたものとする。

一　第４第一号に定める構造で、かつ、第１第四号に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壌に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。この場合において、第１第四号中「合併処理浄化槽」とあるのは「屎尿浄化槽」と読み替えるものとする。

二　地下浸透部分は、地下水位が地表面（地質が不浸透性の場合においては、トレンチの底面）から1.5メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が30メートル以上の位置に設けること。

三　処理対象人員１人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壌の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。

土壌の浸透時間（単位　分）	1	2	3	4	5	10	15	30	45	60
1人当たりの浸透面積（単位　平方メートル）	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	7.0	9.0	11.0	15.0	16.5

四　土壌の浸透時間試験方法は、次の（一）から（三）までに定める方法によること。

（一）　３箇所ないし５箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。

（二）　試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を30センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね15センチメートルを加算したもの（地盤面より40センチメートル未満の場合においては、40センチメートル）とした円筒形の下底に厚さがおおむね５センチメートルの砂利を敷いたものとすること。

改正　平成13年国土交通省告示第353号

第５　一次処理装置による浮遊物質量の除去率が55パーセント以上、一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量が1リットルにつき250ミリグラム以下及び一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない屎尿浄化槽の構造は、次の各号に定める構造としたものとする。

一　第４第一号に定める構造で、かつ、第１第四号に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壌に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。**この場合において、第１第四号中「合併処理浄化槽」とあるのは「屎尿浄化槽」と読み替えるものとする。**

二　地下浸透部分は、地下水位が地表面（地質が不浸透性の場合においては、トレンチの底面）から1.5メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が30メートル以上の位置に設けること。

三　処理対象人員１人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壌の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。

土壌の浸透時間（単位　分）	1	2	3	4	5	10	15	30	45	60
1人当たりの浸透面積（単位　平方メートル）	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	7.0	9.0	11.0	15.0	16.5

四　土壌の浸透時間試験方法は、次の（一）から（三）までに定める方法によること。

（一）　３箇所ないし５箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。

（二）　試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を30センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね15センチメートルを加算したもの（地盤面より40センチメートル未満の場合においては、40センチメートル）とした円筒形の下底に厚さがおおむね５センチメートルの砂利を敷いたものとすること。

改正　平成12年建設省告示第1465号

第５　一次処理装置による浮遊物質量の除去率が55パーセント以上、一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量が1リットルにつき250ミリグラム以下及び一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない屎尿浄化槽の構造は、次の各号に定める構造としたものとする。

一　**第４第一号**に定める構造で、かつ、**第１第四号**に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壌に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。

二　地下浸透部分は、地下水位が地表面（地質が不浸透性の場合においては、トレンチの底面）から1.5メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が30メートル以上の位置に設けること。

三　処理対象人員１人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壌の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。

土壌の浸透時間（単位　分）	1	2	3	4	5	10	15	30	45	60
1人当たりの浸透面積（単位　平方メートル）	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	7.0	9.0	11.0	15.0	16.5

四　土壌の浸透時間試験方法は、次の（一）から（三）までに定める方法によること。

（一）　３箇所ないし５箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。

（二）　試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を30センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね15センチメートルを加算したもの（地盤面より40センチメートル未満の場合においては、40センチメートル）とした円筒形の下底に厚さがおおむね５センチメートルの砂利を敷いたものとすること。

改正　平成７年建設省告示第2094号

第５　一次処理装置による浮遊物質量の除去率が55パーセント以上、一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量が**1リットルにつき250ミリグラム**以下及び一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない屎尿浄化槽の構造は、次の各号に定める構造としたものとする。

一　第１第三号の（一）に定める構造で、かつ、**第１第七号**に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壌に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。

二　地下浸透部分は、地下水位が地表面（地質が不浸透性の場合においては、トレンチの底面）から1.5メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が30メートル以上の位置に設けること。

三　処理対象人員１人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壌の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。

土壌の浸透時間（単位　分）	1	2	3	4	5	10	15	30	45	60
1人当たりの浸透面積（単位　平方メートル）	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	7.0	9.0	11.0	15.0	16.5

四　土壌の浸透時間試験方法は、次の（一）から（三）までに定める方法によること。

（一）　３箇所ないし５箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。

（二）　試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を30センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね15センチメートルを加算したもの（地盤面より40センチメートル未満の場合においては、40センチメートル）とした円筒形の下底に厚さがおおむね５センチメートルの砂利を敷いたものとすること。

平成７年以前はp.75参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
（三）　浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとすること。 （イ）　砂利上25センチメートルの深さになるよう清水を注水し、水深が10センチメートル下つた時は砂利上おおむね25センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間とをフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返すこと。 （ロ）　浸透水量が一定化してから20分経過後水位を砂利上25センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては10ミリメートル、その他の場合にあつては30ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、1分当たりの浸透水深（単位　ミリメートル）で25ミリメートルを除した数値を浸透時間とすること。 五　トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を50センチメートル以上70センチメートル以下、深さを散水管の深さに15センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。 六　トレンチは、長さを20メートル以下とし、散水管相互の間隔を2メートル以上とすること。 七　トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね15センチメートル突き固めた土で覆うこと。	（三）　浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとすること。 （イ）　砂利上25センチメートルの深さになるよう清水を注水し、水深が10センチメートル下つた時は砂利上おおむね25センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間とをフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返すこと。 （ロ）　浸透水量が一定化してから20分経過後水位を砂利上25センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては10ミリメートル、その他の場合にあつては30ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、1分当たりの浸透水深（単位　ミリメートル）で25ミリメートルを除した数値を浸透時間とすること。 五　トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を50センチメートル以上70センチメートル以下、深さを散水管の深さに15センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。 六　トレンチは、長さを20メートル以下とし、散水管相互の間隔を2メートル以上とすること。 七　トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね15センチメートル突き固めた土で覆うこと。	（三）　浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとすること。 （イ）　砂利上25センチメートルの深さになるように清水を注水し、水深が10センチメートル下つた時は砂利上おおむね25センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間とをフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返すこと。 （ロ）　浸透水量が一定化してから20分経過後水位を砂利上25センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては10ミリメートル、その他の場合にあつては30ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、1分当たりの浸透水深（単位　ミリメートル）で25ミリメートルを除した数値を浸透時間とすること。 五　トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を50センチメートル以上70センチメートル以下、深さを散水管の深さに15センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。 六　トレンチは、長さを20メートル以下とし、散水管相互の間隔を2メートル以上とすること。 七　トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね15センチメートル突き固めた土で覆うこと。	（三）　浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとすること。 （イ）　砂利上25センチメートルの深さになるように清水を注水し、水深が10センチメートル下つた時は砂利上おおむね25センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間とをフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返すこと。 （ロ）　浸透水量が一定化してから20分経過後水位を砂利上25センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては10ミリメートル、その他の場合にあつては30ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、1分当たりの浸透水深（単位　ミリメートル）で25ミリメートルを除した数値を浸透時間とすること。 五　トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を50センチメートル以上70センチメートル以下、深さを散水管の深さに15センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。 六　トレンチは、長さを20メートル以下とし、散水管相互の間隔を2メートル以上とすること。 七　トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね15センチメートル突き固めた土で覆うこと。

平成7年以前はp.76参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号

第6　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、合併処理浄化槽からの放流水のBOD（以下「放流水のBOD」という。）を1リットルにつき20ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一　回転板接触方式

（一）及び（五）から（七）までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が51人以上500人以下であるもの又は（二）及び（三）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（四）から（七）までに定める構造の流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（八）に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が501人以上の場合においては、（九）及び（十）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が101人以上であるもの。

（一）　沈殿分離槽

（イ）　2室又は3室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦100	V＝1.65qn
101≦n≦200	V＝165q＋1.1q（n－100）
n≧201	V＝275q＋0.55q（n－200）

この表において、n、V及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

q　1人当たりの日平均汚水量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、2室に区分する場合においては、沈殿分離槽の有効容量のおおむね3分の2とし、3室に区分する場合においては、おおむね2分の1とすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.8メートル以上5メートル以下とすること。

改正　平成13年国土交通省告示第353号

第6　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する合併処理浄化槽に関して、放流水のBODを1リットルにつき20ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該合併処理浄化槽の構造は、第一号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一　回転板接触方式

第2第一号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二　101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の（一）の（ロ）中「計算した数値以上」を「計算した数値に1.1を乗じて得た数値以上」と、同号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と、同号の（五）の（ハ）中「12グラム」を「5グラム」と読み替えるものとする。

改正　平成12年建設省告示第1465号

第6　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを1リットルにつき20ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号から第五号までのいずれかに該当し、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一　回転板接触方式

第2第一号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二　101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の（一）の（ロ）中「計算した数値以上」を「計算した数値に1.1を乗じて得た数値以上」と、同号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と、同号の（五）の（ハ）中「12グラム」を「5グラム」と読み替えるものとする。

改正　平成7年建設省告示第2094号

第6　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを1リットルにつき20ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第1第七号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一　回転板接触方式

第2第一号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二　101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の（一）の（ロ）中「計算した数値以上」を「計算した数値に1.1を乗じて得た数値以上」と、同号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と、同号の（五）の（ハ）中「12グラム」を「5グラム」と読み替えるものとする。

平成7年以前はp.77参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
（ホ）　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1から4分の1までの深さとし、沈殿汚泥を撹乱しない構造とすること。 （ヘ）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1から3分の1までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。 （ト）　ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプの1日当たりの送水容量を日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。 （チ）　流入水の流量変動が大きい場合においては、流量を調整することができる構造とすること。 （ニ）　スクリーン （イ）　荒目スクリーン（処理対象人員が500人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。）及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。 （ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ハ）　ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を30ミリメートルから50ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。 （ニ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が5ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。			

平成7年以前はp.77参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
（ホ）　微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が500人以下の場合においては、この限りでない。 （へ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （三）　沈砂槽 （イ）　有効容量は、1時間当たりの最大汚水量の60分の1に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1時間当たりの最大汚水量の60分の3に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。 （ロ）　槽の底部は、ホッパー型とし、排砂装置を設けること。 （ハ）　槽の底部から排砂装置により排出された砂等を貯留する排砂槽を設けること。 （四）　流量調整槽 （イ）　流量調整槽から移送する1時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の24分の1の1倍以下となる構造とすること。 （ロ）　汚水を攪拌することができる装置を設けること。 （ハ）　有効水深は、1メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、1.5メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から50センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。 （ニ）　当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。 （ホ）　ポンプにより汚水を移送する場合においては、2台以上のポンプを設けること。 （へ）　当該槽に流入する1日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。 （ト）　当該槽から移送する1時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。 （五）　回転板接触槽 （イ）　3室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。			

平成7年以前は p. 77 参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
（ロ）　有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の4分の1に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上とすること。 （ハ）　回転板の表面積は、回転板の表面積1平方メートルに対する1日当たりの平均の流入水のBOD（以下「日平均流入水BOD」という。）が5グラム以下となるようにすること。 （ニ）　回転板は、その表面積のおおむね40パーセントが汚水に接触すること。 （ホ）　回転板は、回転板相互の間隔を20ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。 （ヘ）　回転板の円周速度は、1分間につき20メートル以下とすること。 （ト）　槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね10パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。 （チ）　槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。 （六）　沈殿槽 （イ）　有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の8分の1に相当する容量以上とすること。ただし、処理対象人員が90人以下の場合にあつては、次の表の計算式によつて計算した容量以上とすること。 $V=2.3+(15q-2.3)(n-50)/40$ この表において、n、V及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。 n　処理対象人員（単位　人） V　有効容量（単位　立方メートル） q　1人当たりの日平均汚水量（単位　立方メートル）			

平成7年以前はp.77参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
（ロ）　槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては8立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては12立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）以下となるようにすること。 （ハ）　越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては30立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては45立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル）以下となるようにすること。 （ニ）　有効水深は、処理対象人員が100人以下の場合にあつては1メートル以上、101人以上500人以下の場合にあつては1.5メートル以上、501人以上の場合にあつては2メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。 （ホ）　槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。 （ヘ）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。 （ト）　汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。 （チ）　浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。 （七）　消毒槽 第1第一号（四）に定める構造とすること。 （八）　汚泥濃縮貯留槽 （イ）　汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。			

平成7年以前はp. 77参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
（ロ）　有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とし、有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。 （ハ）　流入管の開口部及び流出管又はバッフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。 （ニ）　汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。 （ホ）　槽内を攪拌することができる装置を設けること。 （九）　汚泥濃縮設備 汚泥濃縮設備は、汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とし、（イ）又は（ロ）によること。 （イ）　汚泥濃縮槽 (1)　有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、2メートル以上5メートル以下とすること。 (2)　流入管の開口部及び流出管又はバッフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。 (3)　汚泥かきよせ装置を設ける場合にあつては底部の勾配は100分の5以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対し45度以上とすること。 （ロ）　汚泥濃縮装置 (1)　汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる構造とすること。 (2)　濃縮汚泥中の固形物の濃度をおおむね4パーセントに濃縮できる構造とすること。 （十）　汚泥貯留槽 （イ）　有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。 （ロ）　汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。 （ハ）　槽内を攪拌することができる装置を設けること。			

平成7年以前はp.77参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
二　接触ばつ気方式 前号に定める合併処理浄化槽の構造で同号（五）の回転板接触槽を（一）から（九）までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。 （一）　2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。 （二）　有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.3キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の3分の2に相当する容量以上とすること。 （三）　第1室の有効容量は、第1室の有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.5キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の5分の3に相当する容量以上とすること。 （四）　有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。 （五）　有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。 （六）　接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。 （七）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素を1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。 （八）　各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。 （九）　消泡装置を設けること。	二　接触ばつ気方式 第2第二号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2第一号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の（一）の（ロ）中「計算した数値以上」を「計算した数値に1.1を乗じて得た数値以上」と、同号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と、第2第二号の（二）中「0.5キログラム」を「0.3キログラム」と、「5分の2」を「3分の2」と、同号の（三）中「0.8キログラム」を「0.5キログラム」と読み替えるものとする。	二　接触ばつ気方式 第2第二号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2第一号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の（一）の（ロ）中「計算した数値以上」を「計算した数値に1.1を乗じて得た数値以上」と、同号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と、第2第二号の（二）中「0.5キログラム」を「0.3キログラム」と、「5分の2」を「3分の2」と、同号の（三）中「0.8キログラム」を「0.5キログラム」と読み替えるものとする。	二　接触ばつ気方式 第2第二号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2第一号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の（一）の（ロ）中「計算した数値以上」を「計算した数値に1.1を乗じて得た数値以上」と、同号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と、第2第二号の（二）中「0.5キログラム」を「0.3キログラム」と、「5分の2」を「3分の2」と、同号の（三）中「0.8キログラム」を「0.5キログラム」と読み替えるものとする。

平成7年以前はp.78参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
三　散水濾床方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、散水濾床、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（七）及び（八）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が501人以上であるもの。 （一）　スクリーン （イ）　荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。 （ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ハ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が5ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。 （ニ）　微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。 （ホ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （二）　沈砂槽 第一号（三）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第一号（四）に定める構造とすること。 （四）　散水濾床	三　散水濾床方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、散水濾床、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（七）及び（八）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が501人以上であるもの。 （一）　スクリーン （イ）　荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。 （ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ハ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が5ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。 （ニ）　微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。 （ホ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （二）　沈砂槽 第2第一号の（三）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第2第一号の（四）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする。 （四）　散水濾床 第2第三号の（一）から（九）までに定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（一）中「0.7キログラム」を「0.1キログラム」と、「8グラム」を「3グラム」と読み替えるものとする。	三　散水濾床方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、散水濾床、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（七）及び（八）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が501人以上であるもの。 （一）　スクリーン （イ）　荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。 （ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ハ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が5ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。 （ニ）　微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。 （ホ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （二）　沈砂槽 第2第一号の（三）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第2第一号の（四）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする。 （四）　散水濾床 第2第三号の（一）から（九）までに定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（一）中「0.7キログラム」を「0.1キログラム」と、「8グラム」を「3グラム」と読み替えるものとする。	三　散水濾床方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、散水濾床、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（七）及び（八）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が501人以上であるもの。 （一）　スクリーン （イ）　荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。 （ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ハ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が5ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。 （ニ）　微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。 （ホ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （二）　沈砂槽 第2第一号の（三）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第2第一号の（四）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする。 （四）　散水濾床 第2第三号の（一）から（九）までに定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（一）中「0.7キログラム」を「0.1キログラム」と、「8グラム」を「3グラム」と読み替えるものとする。

平成7年以前はp.79参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
（イ）　濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.1キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対する日平均流入水BODが3グラム以下となるようにすること。 （ロ）　濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては1.2メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては2.5メートル以上とすること。 （ハ）　散水量は、砕石を用いる場合にあつては濾床の表面積1平方メートルに対して1日当たり10立方メートル以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対して1日当たり0.6立方メートル以上とすること。 （ニ）　固定ノズル又は回転散水機（回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を15センチメートル以上としたものに限る。）によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。 （ホ）　濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、30センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、50分の1以上とすること。 （ヘ）　送気及び排気のための通気設備を設けること。 （ト）　濾材には、径が5センチメートル以上7.5センチメートル以下の硬質の砕石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、1立方メートル当たりの表面積が80平方メートル以上、かつ、空隙率が90パーセント以上であるものを用いること。 （チ）　ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを2台以上設けること。			

平成7年以前はp.79参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
（リ）　分水装置を有し、当該装置は、砕石を用いる場合にあつては日平均汚水量の 100 パーセントに相当する容量以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが2.5メートルのときに日平均汚水量の200パーセント以上に相当する容量（濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量）以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ 1 日に移送することができる構造とすること。			
（五）　沈殿槽 第一号（六）に定める構造とすること。	（五）　沈澱槽 第2第一号の（六）に定める構造とすること。	（五）　沈殿槽 第2第一号の（六）に定める構造とすること。	（五）　沈殿槽 第2第一号の（六）に定める構造とすること。
（六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。	（六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。	（六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。	（六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。
（七）　汚泥濃縮設備 第一号（九）に定める構造とすること。	（七）　汚泥濃縮設備 第2第一号の（九）に定める構造とすること。	（七）　汚泥濃縮設備 第2第一号の（九）に定める構造とすること。	（七）　汚泥濃縮設備 第2第一号の（九）に定める構造とすること。
（八）　汚泥貯留槽 第一号（十）に定める構造とすること。	（八）　汚泥貯留槽 第2第一号の（十）に定める構造とすること。	（八）　汚泥貯留槽 第2第一号の（十）に定める構造とすること。	（八）　汚泥貯留槽 第2第一号の（十）に定める構造とすること。
四　長時間ばつ気方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（七）に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が501人以上の場合においては、（八）及び（九）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が 101 人以上であるもの。 （一）　スクリーン （イ）　荒目スクリーンに細目スクリーン、破砕装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。 （ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね 50 ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。	四　長時間ばつ気方式 第2第四号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二　101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の（三）中「構造とすること」を「構造に準ずるもの」とすること。この場合において、同号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする」と、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.2キログラム（処理対象人員が500人を超える部分については、0.3キログラム）」と読み替えるものとする。	四　長時間ばつ気方式 第2第四号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二　101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の（三）中「構造とすること」を「構造に準ずるもの」とすること。この場合において、同号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする」と、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.2キログラム（処理対象人員が500人を超える部分については、0.3キログラム）」と読み替えるものとする。	四　長時間ばつ気方式 第2第四号に定める尿尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二　101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の（三）中「構造とすること」を「構造に準ずるもの」とすること。この場合において、同号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする」と、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.2キログラム（処理対象人員が500人を超える部分については、0.3キログラム）」と読み替えるものとする。

平成7年以前はp.80参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
（ハ）　細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね20ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ニ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （ホ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （ヘ）　微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。 （ト）　処理対象人員が500人以下の場合においては、（イ）から（ヘ）までにかかわらず、第一号の（ニ）によることができる。 （二）　沈砂槽 第一号（三）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第一号（四）に定める構造とすること。 （四）　ばつ気槽 （イ）　有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.2キログラム（処理対象人員が500人を超える部分については、0.3キログラム）となるようにし、かつ、日平均汚水量の3分の2に相当する容量以上とすること。 （ロ）　有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）以上5メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、5メートルを超えることができる。			

平成7年以前はp.80参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
（ハ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。 （ニ）　沈殿槽からの汚泥返送量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。 （ホ）　消泡装置を設けること。 （五）　沈殿槽 （イ）　有効容量は、日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上とすること。 （ロ）　槽の水面の面積は、水面積負荷が8立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）以下となるようにすること。 （ハ）　越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が30立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル）以下となるようにすること。 （ニ）　有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。 （ホ）　槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。 （へ）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。 （ト）　汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送するとともに、ばつ気槽へ日平均汚水量の200パーセント以上に相当する汚泥を1日に移送することができる構造とすること。			

平成7年以前はp.80参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
（チ）　浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。 （六）　消毒槽 第1第一号（四）に定める構造とすること。 （七）　汚泥濃縮貯留槽 第一号（八）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号（八）（イ）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。 （八）　汚泥濃縮設備 第一号（九）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号（九）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。 （九）　汚泥貯留槽 第一号（十）に定める構造とすること。			
五　標準活性汚泥方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（七）及び（八）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が5,001人以上であるもの。 （一）　スクリーン 前号（一）に定める構造とすること。 （二）　沈砂槽 第一号（三）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第一号（四）に定める構造とすること。 （四）　ばつ気槽 前号（四）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号（四）（イ）中「0.2キログラム（処理対象人員が500人を超える部分については、0.3キログラム）」を「0.6キログラム」と、「3分の2」を「3分の1」と、同号（四）（ロ）中「1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）」を「3メートル」と読み替えるものとする。	五　標準活性汚泥方式 第3第五号に定める合併処理浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号の（三）中「構造とすること」を「構造に準ずるものとすること。この場合において、第2第一号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。	五　標準活性汚泥方式 第3第五号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号の（三）中「構造とすること」を「構造に準ずるものとすること。この場合において、第2第一号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。	五　標準活性汚泥方式 第3第五号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号の（三）中「構造とすること」を「構造に準ずるものとすること。この場合において、第2第一号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

平成7年以前はp.81参照

改正　平成18年国土交通省告示第154号	改正　平成13年国土交通省告示第353号	改正　平成12年建設省告示第1465号	改正　平成7年建設省告示第2094号
（五）　沈殿槽 前号（五）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号（五）（イ）中「6分の1」を「8分の1」と、同号（五）（ロ）中「8立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）」を「18立方メートル」と、同号（五）（ト）中「200パーセント」を「100パーセント」と読み替えるものとする。 （六）　消毒槽 第1第一号（四）に定める構造とすること。 （七）　汚泥濃縮設備 第一号（九）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号（九）中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。 （八）　汚泥貯留槽 第一号（十）に定める構造とすること。			
第７から第１２まで　（略）	第７から第１２まで　（略）	第７から第１２まで　（略）	第７から第１３まで　（略）
附　則（平成18年1月17日　国土交通省告示第154号） （施行期日） 1　この告示は、平成18年2月1日から施行する。 （経過措置） 2　この告示の施行の日前に設置された合併処理浄化槽又はこの告示の施行の際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の合併処理浄化槽で、この告示による改正前の昭和55年建設省告示第1292号第二各号又は第三各号の規定に適合するものは、改正後の昭和55年建設省告示第1292号の規定に適合するものとみなす。	附　則（平成13年3月28日　国土交通省告示第353号） この告示は、平成13年4月1日から施行する。	附　則（平成12年5月31日　建設省告示第1465号） 1　この告示は、平成12年6月1日から施行する。 2　この告示の施行の際現に設置されている屎尿浄化槽若しくは現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の屎尿浄化槽又はこの告示の施行の日から6月を経過しない間に設置される屎尿浄化槽で、この告示による改正前の昭和55年建設省告示第1292号第1第一号から第三号までの規定に適合する構造のものについては、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正後の建築基準法第31条第2項の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとみなす。	附　則（平成7年12月27日　建設省告示第2094号） 1　この告示は、平成8年4月1日から施行する。 2　この告示の施行の日から起算して3月を経過する日までの間は、この告示による改正前の規定による屎尿浄化槽の構造については、なお従前の例によることができる。

平成7年以前はp.82参照

（2）昭和 55 年建設省告示第 1292 号　改正経過一覧（昭和 63 年、平成 3 年、平成 7 年改正まで）　　［参考］赤文字及びアンダーライン（青色破線）部は当該改正箇所を示す。

改正　平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正　平成 3 年建設省告示第 135 号	改正　昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定　昭和 55 年建設省告示第 1292 号
昭和 55 年 7 月 14 日建設省告示第 1292 号 屎尿浄化槽の構造 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条の規定に基づき、屎尿浄化槽の構造を次のように指定する。 最終改正　平成 7 年 12 月 27 日　建設省告示第 2094 号 屎尿浄化槽の構造 第 1　生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が 65 パーセント以上及び屎尿浄化槽からの放流水の BOD（以下「放流水の BOD」という。）が 1 リットルにつき 90 ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第六号までの一に該当し、かつ、第七号に定める構造としたものとする。 一　分離接触ばつ気方式（単独処理） （一）から（四）までに定める構造の沈殿分離室、接触ばつ気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で屎尿を単独に処理するもの。 （一）　沈殿分離室 有効容量は、0.75 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.09 立方メートル以上をこれに加算すること。 （二）　接触ばつ気室 （イ）　有効容量は、0.25 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.025 立方メートル以上をこれに加算すること。 （ロ）　接触材は、生物膜等により閉塞が生じ難い形状で、かつ、生物膜が付着しやすい構造とし、有効容量に対する接触材の充填率は、おおむね 50 パーセントとすること。	昭和 55 年 7 月 14 日建設省告示第 1292 号 屎尿化槽の構造 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条の規定に基づき、屎尿浄化槽の構造を次のように指定する。 最終改正　平成 3 年 2 月 1 日　建設省告示第 135 号 屎尿浄化槽の構造 第 1　生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が 65 パーセント以上及び屎尿浄化槽からの放流水の BOD（以下「放流水の BOD」という。）が 90（単位　1 リットルにつきミリグラム。以下「PPM」という。）以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第六号に定める構造としたものとする。 一　分離接触ばつ気方式（単独処理） （一）から（四）までに定める構造の沈殿分離室、接触ばつ気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で屎尿を単独に処理するもの。 （一）　沈殿分離室 有効容量は、0.75 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.09 立方メートル以上をこれに加算すること。 （二）　接触ばつ気室 （イ）　有効容量は、0.25 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.025 立方メートル以上をこれに加算すること。 （ロ）　接触材は、生物膜等により閉塞が生じ難い形状で、かつ、生物膜が付着しやすい構造とし、有効容量に対する接触材の充填率は、おおむね 50 パーセントとすること。	昭和 55 年 7 月 14 日建設省告示第 1292 号 屎尿浄化槽の構造 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条の規定に基づき、屎尿浄化槽の構造を次のように指定する。 最終改正　昭和 63 年 3 月 8 日　建設省告示第 342 号 屎尿浄化槽の構造 第 1　生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が 65 パーセント以上及び屎尿浄化槽からの放流水の BOD（以下「放流水の BOD」という。）が 90（単位　1 リットルにつきミリグラム。以下「PPM」という。）以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第六号に定める構造としたものとする。 一　分離接触ばつ気方式（単独処理） （一）から（四）までに定める構造の沈殿分離室、接触ばつ気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で屎尿を単独に処理するもの。 （一）　沈殿分離室 有効容量は、0.75 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.09 立方メートル以上をこれに加算すること。 （二）　接触ばつ気室 （イ）　有効容量は、0.25 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.025 立方メートル以上をこれに加算すること。 （ロ）　接触材は、生物膜等により閉塞が生じ難い形状で、かつ、生物膜が付着しやすい構造とし、有効容量に対する接触材の充填率は、おおむね 50 パーセントとすること。	昭和 55 年 7 月 14 日建設省告示第 1292 号 屎尿浄化槽の構造 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条の規定に基づき、屎尿浄化槽の構造を次のように指定する。 最終改正　昭和 55 年 7 月 14 日　建設省告示第 1292 号 屎尿浄化槽の構造 第 1　生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が 65 パーセント以上及び屎尿浄化槽からの放流水の BOD（以下「放流水の BOD」という。）が 90（単位　1 リットルにつきミリグラム。以下「PPM」という。）以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第三号までの一に該当し、かつ、第四号に定める構造としたものとする。 一　分離接触ばつ気方式 （一）から（四）までに定める構造の沈澱分離室、接触ばつ気室、沈澱室及び消毒室をこの順序に組み合せた構造で屎尿を単独に処理するもの。 （一）　沈澱分離室 有効容量は、0.75 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.09 立方メートル以上をこれに加算すること。 （二）　接触ばつ気室 （イ）　有効容量は、0.25 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.025 立方メートル以上をこれに加算すること。 （ロ）　接触材は、生物膜等により閉塞が生じ難い形状で、かつ、生物膜が付着しやすい構造とし、有効容量に対する接触材の充填率は、おおむね 50 パーセントとすること。

平成 7 年以降は p.4 参照

改正　平成 7 年建設省告示第 2094 号	改正　平成 3 年建設省告示第 135 号	改正　昭和 63 年建設省告示第 342 号	制定　昭和 55 年建設省告示第 1292 号
（ハ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1リットルにつき0.3ミリグラムに保持するように十分な酸素を供給し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離室に移送することができる構造とすること。	（ハ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね 0.3PPM に保持するように十分な酸素を供給し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離室に移送することができる構造とすること。	（ハ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等攪拌し、溶存酸素をおおむね 0.3PPM に保持するように十分な酸素を供給し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離室に移送することができる構造とすること。	（ハ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね 0.3PPM に保持するように十分な酸素を供給し、かつ、はく離汚泥を沈澱分離室に移送することができる構造とすること。
（三）　沈殿室	（三）　沈殿室	（三）　沈殿室	（三）　沈澱室
（イ）　有効容量は、消毒室の有効容量との合計を 0.15 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.015 立方メートル以上をこれに加算すること。	（イ）　有効容量は、消毒室の有効容量との合計を 0.15 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.015 立方メートル以上をこれに加算すること。	（イ）　有効容量は、消毒室の有効容量との合計を 0.15 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.015 立方メートル以上をこれに加算すること。	（イ）　有効容量は、消毒室の有効容量との合計を 0.15 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.015 立方メートル以上をこれに加算すること。
（ロ）　流入水の沈殿作用を速やかに行うことができる構造とするほか、スカムの生成を少なくすることができ、かつ、生成物の流出を防止することができる構造とすること。	（ロ）　流入水の沈殿作用を速やかに行うことができる構造とするほか、スカムの生成を少なくすることができ、かつ、生成物の流出を防止することができる構造とすること。	（ロ）　流入水の沈殿作用を速やかに行うことができる構造とするほか、スカムの生成を少なくすることができ、かつ、生成物の流出を防止することができる構造とすること。	（ロ）　流入水の沈澱作用を速やかに行うことができる構造とするほか、スカムの浮上を少なくすることができ、かつ、浮上物の流出を防止することができる構造とすること。
（四）　消毒室	（四）　消毒室	（四）　消毒室	（四）　消毒室
消毒室は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続して行うことができる構造とすること。	消毒室は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続して行うことができる構造とすること。	消毒室は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続して行うことができる構造とすること。	消毒室は、汚水の塩素接触による消毒作用を有効に継続して行うことができる構造とすること。
二　分離ばつ気方式	二　分離ばつ気方式	二　分離ばつ気方式	二　分離ばつ気方式
（一）から（四）までに定める構造の沈殿分離室、ばつ気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に組み合わせた構造で屎尿を単独に処理するもの。	（一）から（四）までに定める構造の沈殿分離室、ばつ気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に組み合せた構造で屎尿を単独に処理するもの。	（一）から（四）までに定める構造の沈殿分離室、ばつ気室、沈殿室及び消毒室をこの順序に組み合せた構造で屎尿を単独に処理するもの。	（一）から（四）までに定める構造の沈澱分離室、ばつ気室、沈澱室及び消毒室をこの順序に組み合せた構造で屎尿を単独に処理するもの。
（一）　沈殿分離室	（一）　沈殿分離室	（一）　沈殿分離室	（一）　沈澱分離室
第一号の（一）に定める構造とすること。	第一号の（一）に定める構造とすること。	第一号の（一）に定める構造とすること。	第一号の（一）に定める構造とすること。
（二）　ばつ気室	（二）　ばつ気室	（二）　ばつ気室	（二）　ばつ気室
（イ）　有効容量は、0.45 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.06 立方メートル以上をこれに加算すること。	（イ）　有効容量は、0.45 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.06 立方メートル以上をこれに加算すること。	（イ）　有効容量は、0.45 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.06 立方メートル以上をこれに加算すること。	（イ）　有効容量は、0.45 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.06 立方メートル以上をこれに加算すること。
（ロ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね1リットルにつき0.3ミリグラムに保持するように十分な酸素を供給することができる構造とすること。	（ロ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね 0.3PPM に保持するように十分な酸素を供給することができる構造とすること。	（ロ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね 0.3PPM に保持するように十分な酸素を供給することができる構造とすること。	（ロ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね 0.3PPM に保持するように十分な酸素を供給することができる構造とすること。
（三）　沈殿室	（三）　沈殿室	（三）　沈殿室	（三）　沈澱室
（イ）　有効容量は、消毒室の有効容量との合計を 0.15 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.02 立方メートル以上をこれに加算すること。	（イ）　有効容量は、消毒室の有効容量との合計を 0.15 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.02 立方メートル以上をこれに加算すること。	（イ）　有効容量は、消毒室の有効容量との合計を 0.15 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.02 立方メートル以上をこれに加算すること。	（イ）　有効容量は、消毒室の有効容量との合計を 0.15 立方メートル以上とし、処理対象人員が 5 人を超える場合においては、5 人を超える部分 1 人当たり 0.02 立方メートル以上をこれに加算すること。
（ロ）　流入水の沈殿作用を速やかに行うことができ、かつ、沈殿汚泥の全量をばつ気室に返送することができる構造とするほか、スカムの生成を少なくすることができ、かつ、生成物の流出を防止することができる構造とすること。	（ロ）　流入水の沈殿作用を速やかに行うことができ、かつ、沈殿汚泥の全量をばつ気室に返送することができる構造とするほか、スカムの生成を少なくすることができ、かつ、生成物の流出を防止することができる構造とすること。	（ロ）　流入水の沈殿作用を速やかに行うことができ、かつ、沈殿汚泥の全量をばつ気室に返送することができる構造とするほか、スカムの生成を少なくすることができ、かつ、生成物の流出を防止することができる構造とすること。	（ロ）　流入水の沈澱作用を速やかに行うことができ、かつ、沈澱汚泥の全量をばつ気室に返送することができる構造とするほか、スカムの浮上を少なくすることができ、かつ、浮上物の流出を防止することができる構造とすること。

平成 7 年以降は p.5 参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
（四）　消毒室 第一号の（四）に定める構造とすること。 三　散水濾床方式 （一）から（三）までに定める構造の腐敗室、散水濾床及び消毒室をこの順序に組み合せた構造で屎尿を単独に処理するもの。 （一）　腐敗室 腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能を有するものとし、（イ）又は（ロ）によること。 （イ）　多室型 (1)　2室以上4室以下の室に区分し、直列に接続すること。 (2)　有効容量は、1.5立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.1立方メートル以上をこれに加算すること。 (3)　第1室の有効容量は、2室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね3分の2、3室型又は4室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね2分の1とすること。 (4)　最終の室に予備濾過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とすること。この場合において、当該装置の砕石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の10分の1を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。 (5)　各室の有効水深は、1メートル以上3メートル以下とすること。 (6)　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深さとすること。 (7)　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。 （ロ）　変形多室型 (1)　沈殿室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈殿室に流入する構造とすること。 (2)　有効容量は、（イ）の（2）に定める数値とすること。 (3)　消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね4分の3とすること。 (4)　沈殿室から浮上物の流出を防止することができる構造とすること。	（四）　消毒室 第一号の（四）に定める構造とすること。 三　散水濾床方式 （一）から（三）までに定める構造の腐敗室、散水濾床及び消毒室をこの順序に組み合せた構造で屎尿を単独に処理するもの。 （一）　腐敗室 腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能を有するものとし、（イ）又は（ロ）によること。 （イ）　多室型 (1)　2室以上4室以下の室に区分し、直列に接続すること。 (2)　有効容量は、1.5立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.1立方メートル以上をこれに加算すること。 (3)　第1室の有効容量は、2室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね3分の2、3室型又は4室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね2分の1とすること。 (4)　最終の室に予備濾過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とすること。この場合において、当該装置の砕石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の10分の1を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。 (5)　各室の有効水深は、1メートル以上3メートル以下とすること。 (6)　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深さとすること。 (7)　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。 （ロ）　変形多室型 (1)　沈殿室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈殿室に流入する構造とすること。 (2)　有効容量は、（イ）の（2）に定める数値とすること。 (3)　消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね4分の3とすること。 (4)　沈殿室から浮上物の流出を防止することができる構造とすること。	（四）　消毒室 第一号の（四）に定める構造とすること。 三　散水濾床方式 （一）から（三）までに定める構造の腐敗室、散水濾床及び消毒室をこの順序に組み合せた構造で屎尿を単独に処理するもの。 （一）　腐敗室 腐敗室は、汚水の沈殿分離作用及び消化作用を行う機能を有するものとし、（イ）又は（ロ）によること。 （イ）　多室型 (1)　2室以上4室以下の室に区分し、直列に接続すること。 (2)　有効容量は、1.5立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.1立方メートル以上をこれに加算すること。 (3)　第1室の有効容量は、2室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね3分の2、3室型又は4室型の場合にあつては腐敗室の有効容量のおおむね2分の1とすること。 (4)　最終の室に予備濾過装置を設け、当該装置の下方より汚水を通ずる構造とすること。この場合において、当該装置の砕石層又はこれに準ずるものの体積は、有効容量の10分の1を限度として当該有効容量に算入することができるものとする。 (5)　各室の有効水深は、1メートル以上3メートル以下とすること。 (6)　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深さとすること。 (7)　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物又はスカムの流出し難い構造とすること。 （ロ）　変形多室型 (1)　沈澱室の下方に消化室を設け、汚水が消化室を経由して沈澱室に流入する構造とすること。 (2)　有効容量は、（イ）の（2）に定める数値とすること。 (3)　消化室の有効容量は、腐敗室の有効容量のおおむね4分の3とすること。 (4)　沈澱室から浮上物又はスカムの流出を防止することができる構造とすること。

平成7年以降はp.6参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
(5)　沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとすること。 (6)　沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し50度以上、スロットの幅を3センチメートル以上10センチメートル以下、オーバーラップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞をきたさない滑らかな構造とすること。 (二)　散水濾床 (イ)　濾材の部分の有効容量は、0.75立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.05立方メートル以上をこれに加算すること。 (ロ)　濾材部分の深さは、0.9メートル以上2メートル以下とすること。 (ハ)　濾材には、径が5センチメートル以上7.5センチメートル以下の硬質の砕石その他これと同等以上に好気性生物膜を生成しやすいものを用いること。 (ニ)　散水樋を使用する場合においては、散水樋の下面と濾材面との間隔を10センチメートル以上とすること。 (ホ)　濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、10センチメートル以上とすること。 (ヘ)　送気及び排気のための通気設備を設けること。 (ト)　濾床の表面に対して均等に散水することができる構造とすること。 (三)　消毒室 第一号の(四)に定める構造とすること。 四　分離接触ばつ気方式（合併処理） (一)から(四)までに定める構造の沈殿分離槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で屎尿と雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が50人以下であるものに限る。 (一)　沈殿分離槽 (イ)　2室に区分し、直列に接続すること。 (ロ)　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。	(5)　沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとすること。 (6)　沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し50度以上、スロットの幅を3センチメートル以上10センチメートル以下、オーバーラップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞をきたさない滑らかな構造とすること。 (二)　散水濾床 (イ)　濾材の部分の有効容量は、0.75立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.05立方メートル以上をこれに加算すること。 (ロ)　濾材部分の深さは、0.9メートル以上2メートル以下とすること。 (ハ)　濾材には、径が5センチメートル以上7.5センチメートル以下の硬質の砕石その他これと同等以上に好気性生物膜を生成しやすいものを用いること。 (ニ)　散水樋を使用する場合においては、散水樋の下面と濾材面との間隔を10センチメートル以上とすること。 (ホ)　濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、10センチメートル以上とすること。 (ヘ)　送気及び排気のための通気設備を設けること。 (ト)　濾床の表面に対して均等に散水することができる構造とすること。 (三)　消毒室 第一号の(四)に定める構造とすること。 四　分離接触ばつ気方式（合併処理）	(5)　沈殿室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとすること。 (6)　沈殿室のホッパーは、勾配を水平面に対し50度以上、スロットの幅を3センチメートル以上10センチメートル以下、オーバーラップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞をきたさない滑らかな構造とすること。 (二)　散水濾床 (イ)　濾材の部分の有効容量は、0.75立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.05立方メートル以上をこれに加算すること。 (ロ)　濾材部分の深さは、0.9メートル以上2メートル以下とすること。 (ハ)　濾材には、径が5センチメートル以上7.5センチメートル以下の硬質の砕石その他これと同等以上に好気性生物膜を生成しやすいものを用いること。 (ニ)　散水樋を使用する場合においては、散水樋の下面と濾材面との間隔を10センチメートル以上とすること。 (ホ)　濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、10センチメートル以上とすること。 (ヘ)　送気及び排気のための通気設備を設けること。 (ト)　濾床の表面に対して均等に散水することができる構造とすること。 (三)　消毒室 第一号の(四)に定める構造とすること。 四　分離接触ばつ気方式（合併処理） (一)から(四)までに定める構造の沈殿分離槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で屎尿と雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が50人以下であるものに限る。 (一)　沈殿分離槽 (イ)　2室に区分し、直列に接続すること。 (ロ)　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。	(5)　沈澱室のホッパーのスロットの位置は、水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとすること。 (6)　沈澱室のホッパーは、勾配を水平面に対し50度以上、スロットの幅を3センチメートル以上10センチメートル以下、オーバーラップを水平距離でスロットの幅以上とし、閉塞をきたさない滑らかな構造とすること。 (二)　散水濾床 (イ)　濾材の部分の有効容量は、0.75立方メートル以上とし、処理対象人員が5人を超える場合においては、5人を超える部分1人当たり0.05立方メートル以上をこれに加算すること。 (ロ)　濾材部分の深さは、0.9メートル以上2メートル以下とすること。 (ハ)　濾材には、径が5センチメートル以上7.5センチメートル以下の硬質の砕石その他これと同等以上に好気性生物膜を生成しやすいものを用いること。 (ニ)　散水樋を使用する場合においては、散水樋の下面と濾材面との間隔を10センチメートル以上とすること。 (ホ)　濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、10センチメートル以上とすること。 (ヘ)　送気及び排気のための通気設備を設けること。 (ト)　濾床の表面に対して均等に散水することができる構造とすること。 (三)　消毒室 第一号の(四)に定める構造とすること。

平成7年以降はp.7参照

改正　平成7年建設省告示第2094号

n≦5	V＝2.5
6≦n≦10	V＝2.5＋0.5（n－5）
11≦n≦50	V＝5＋0.25（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね3分の2とすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.2メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1から4分の1までの深さとし、沈殿汚泥を撹乱しない構造とすること。

（ヘ）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1から3分の1までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。

（ト）　ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

(1)　2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

(2)　1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とすること。

(3)　ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

（二）　接触ばつ気槽

（イ）　有効容量が5.2立方メートルを超える場合においては、2室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

改正　平成3年建設省告示第135号

n≦5	V＝2.5
6≦n≦10	V＝2.5＋0.5（n－5）
11≦n≦50	V＝5＋0.25（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね3分の2とすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.2メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深さとし、沈殿汚泥を撹乱しない構造とすること。

（ヘ）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。

（ト）　ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

(1)　2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

(2)　1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量に見合う容量とすること。

(3)　ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

（二）　接触ばつ気槽

（イ）　有効容量が5.2立方メートルを超える場合においては、2室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

改正　昭和63年建設省告示第342号

n≦5	V＝2.5
6≦n≦10	V＝2.5＋0.5（n－5）
11≦n≦50	V＝5＋0.25（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね3分の2とすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.2メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深さとし、沈殿汚泥を撹乱しない構造とすること。

（ヘ）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。

（ト）　ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

(1)　2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

(2)　1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量に見合う容量とすること。

(3)　ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

（二）　接触ばつ気槽

（イ）　有効容量が5.2立方メートルを超える場合においては、2室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

制定　昭和55年建設省告示第1292号

平成7年以降はp.8参照

改正　平成7年建設省告示第2094号

n≦5	V＝1
6≦n≦10	V＝1＋0.2（n－5）
11≦n≦50	V＝2＋0.16（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　2室に区分する場合においては、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。

（ニ）　有効水深（接触ばつ気槽を2室に区分する場合においては、第1室の有効水深）は、1.2メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

（ヘ）　接触材は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を**妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しない**ように充填すること。

（2）　有効容量に対する充填率は、おおむね55パーセントとすること。

（3）　生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が**付着しやすく、十分な物理的強度を有する**構造とすること。

（ト）　ばつ気装置は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。

（2）　1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

改正　平成3年建設省告示第135号

n≦5	V＝1
6≦n≦10	V＝1＋0.2（n－5）
11≦n≦50	V＝2＋0.16（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　2室に区分する場合においては、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。

（ニ）　有効水深（接触ばつ気槽を2室に区分する場合においては、第1室の有効水深）は、1.2メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

（ヘ）　接触材は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げないように充填すること。

（2）　有効容量に対する充填率は、おおむね55パーセントとすること。

（3）　生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。

（ト）　ばつ気装置は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。

（2）　1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

改正　昭和63年建設省告示第342号

n≦5	V＝1
6≦n≦10	V＝1＋0.2（n－5）
11≦n≦50	V＝2＋0.16（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　2室に区分する場合においては、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。

（ニ）　有効水深（接触ばつ気槽を2室に区分する場合においては、第1室の有効水深）は、1.2メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

（ヘ）　接触材は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げないように充填すること。

（2）　有効容量に対する充填率は、おおむね55パーセントとすること。

（3）　生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。

（ト）　ばつ気装置は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。

（2）　1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

制定　昭和55年建設省告示第1292号

平成7年以降はp.9参照

改正　平成7年建設省告示第2094号

n≦5	Q＝2
6≦n≦10	Q＝2＋0.4（n－5）
11≦n≦50	Q＝4＋0.25（n－10）

この表において、n及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

Q　1時間当たりに送気できる空気量（単位　立方メートル／時間）

（3）　空気量を調節できる構造とすること。

（チ）　生物膜を**効率よく逆洗し、**はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥**その他の浮遊汚泥**を沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。ただし、2室に区分する場合においては、**各室**は、はく離汚泥**その他の浮遊汚泥**を引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造**とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。**

（リ）　有効容量が5.2立方メートルを超える場合においては、消泡装置を設けること。

（三）　沈殿槽

（イ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦5	V＝0.3
6≦n≦10	V＝0.3＋0.08（n－5）
11≦n≦50	V＝0.7＋0.04（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ロ）　有効容量が1.5立方メートル以下の場合においては、沈殿槽の底部にスロットを設け、汚泥を重力により接触ばつ気槽へ速やかに移送することができる構造とし、有効容量が1.5立方メートルを超える場合においては、当該槽の底部をホッパー型とし、汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。

改正　平成3年建設省告示第135号

n≦5	Q＝2
6≦n≦10	Q＝2＋0.4（n－5）
11≦n≦50	Q＝4＋0.25（n－10）

この表において、n及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

Q　1時間当たりに送気できる空気量（単位　立方メートル／時間）

（3）　空気量を調節できる構造とすること。

（チ）　生物膜をはく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。ただし、2室に区分する場合においては、第1室は、はく離汚泥を引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造に限る。

（リ）　有効容量が5.2立方メートルを超える場合においては、消泡装置を設けること。

（三）　沈殿槽

（イ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦5	V＝0.3
6≦n≦10	V＝0.3＋0.08（n－5）
11≦n≦50	V＝0.7＋0.04（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ロ）　有効容量が1.5立方メートル以下の場合においては、沈殿槽の底部にスロットを設け、汚泥を重力により接触ばつ気槽へ速やかに移送することができる構造とし、有効容量が1.5立方メートルを超える場合においては、当該槽の底部をホッパー型とし、汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。

改正　昭和63年建設省告示第342号

n≦5	Q＝2
6≦n≦10	Q＝2＋0.4（n－5）
11≦n≦50	Q＝4＋0.25（n－10）

この表において、n及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

Q　1時間当たりに送気できる空気量（単位　立方メートル／時間）

（3）　空気量を調節できる構造とすること。

（チ）　生物膜をはく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。ただし、2室に区分する場合においては、第1室は、はく離汚泥を引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造に限る。

（リ）　有効容量が5.2立方メートルを超える場合においては、消泡装置を設けること。

（三）　沈殿槽

（イ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦5	V＝0.3
6≦n≦10	V＝0.3＋0.08（n－5）
11≦n≦50	V＝0.7＋0.04（n－10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ロ）　有効容量が1.5立方メートル以下の場合においては、沈殿槽の底部にスロットを設け、汚泥を重力により接触ばつ気槽へ速やかに移送することができる構造とし、有効容量が1.5立方メートルを超える場合においては、当該槽の底部をホッパー型とし、汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽へ移送することができる構造とすること。

制定　昭和55年建設省告示第1292号

平成7年以降はp.10参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
（ハ）　沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の水面の面積は、水面の面積1平方メートル当たりの日平均汚水量（以下「水面積負荷」という。）が8立方メートル以下となるようにすること。 （ニ）　越流せきを設けて汚水が沈殿槽から消毒槽へ越流する構造とし、当該越流せきの長さは、越流せきの長さ1メートル当たりの日平均汚水量（以下「越流負荷」という。）が20立方メートル以下となるようにすること。 （ホ）　有効水深は、1メートル以上とすること。ただし、沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。 （ヘ）　沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。 （ト）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。 （チ）　浮上物の流出を防止することができる構造とすること。 （四）　消毒槽 第一号の（四）に定める構造とすること。 五　嫌気濾床接触ばつ気方式 （一）から（四）までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で屎尿と雑排水とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が50人以下であるものに限る。 （一）　嫌気濾床槽 （イ）　2室以上に区分し、直列に接続すること。 （ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。	（ハ）　沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の水面の面積は、水面の面積1平方メートル当たりの日平均汚水量（以下「水面積負荷」という。）が8立方メートル以下となるようにすること。 （ニ）　越流せきを設けて汚水が沈殿槽から消毒槽へ越流する構造とし、当該越流せきの長さは、越流せきの長さ1メートル当たりの日平均汚水量（以下「越流負荷」という。）が20立方メートル以下となるようにすること。 （ホ）　有効水深は、1メートル以上とすること。ただし、沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。 （ヘ）　沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。 （ト）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。 （チ）　浮上物の流出を防止することができる構造とすること。 （四）　消毒槽 第一号（四）に定める構造とすること。 五　嫌気濾床接触ばつ気方式 （一）から（四）までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で屎尿と雑排水とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が50人以下であるものに限る。 （一）　嫌気濾床槽 （イ）　2室以上に区分し、直列に接続すること。 （ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。	（ハ）　沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の水面の面積は、水面の面積1平方メートル当たりの日平均汚水量（以下「水面積負荷」という。）が8立方メートル以下となるようにすること。 （ニ）　越流せきを設けて汚水が沈殿槽から消毒槽へ越流する構造とし、当該越流せきの長さは、越流せきの長さ1メートル当たりの日平均汚水量（以下「越流負荷」という。）が20立方メートル以下となるようにすること。 （ホ）　有効水深は、1メートル以上とすること。ただし、沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。 （ヘ）　沈殿槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。 （ト）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引き抜きをすることができる構造とすること。 （チ）　浮上物の流出を防止することができる構造とすること。 （四）　消毒槽 第一号（四）に定める構造とすること。 五　嫌気濾床接触ばつ気方式 （一）から（四）までに定める構造の嫌気濾床槽、接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で屎尿と雑排水とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が50人以下であるものに限る。 （一）　嫌気濾床槽 （イ）　2室以上に区分し、直列に接続すること。 （ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。	

平成7年以降はp.11参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
n≦5　V＝1.5 6≦n≦10　V＝1.5＋0.4（n－5） 11≦n≦50　V＝3.5＋0.2（n－10） この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。 n　処理対象人員（単位　人） V　有効容量（単位　立方メートル） （ハ）　第1室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量のおおむね2分の1からおおむね3分の2までとすること。 （ニ）　各室の有効水深は、1.2メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。 （ホ）　各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。 （ヘ）　濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、嫌気濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。 （ト）　濾材に汚泥清掃孔（直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。）を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。 （チ）　ポンプにより嫌気濾床槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。 （1）　2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。 （2）　1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とすること。 （3）　ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。 （二）　接触ばつ気槽 第四号の（二）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（二）の（チ）中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と、「なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。」を「ただし、ポンプ等により強制的に移送し、かつ、移送量を調整することができる構造に限る。」と読み替えるものとする。	n≦5　V＝1.5 6≦n≦10　V＝1.5＋0.4（n－5） 11≦n≦50　V＝3.5＋0.2（n－10） この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。 n　処理対象人員（単位　人） V　有効容量（単位　立方メートル） （ハ）　第1室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量のおおむね2分の1からおおむね3分の2までとすること。 （ニ）　各室の有効水深は、1.2メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。 （ホ）　各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。 （ヘ）　濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、嫌気濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。 （ト）　濾材に汚泥清掃孔（直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。）を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。 （チ）　ポンプにより嫌気濾床槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。 （1）　2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。 （2）　1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量に見合う容量とすること。 （3）　ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。 （二）　接触ばつ気槽 第四号（二）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（二）（チ）中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。	n≦5　V＝1.5 6≦n≦10　V＝1.5＋0.4（n－5） 11≦n≦50　V＝3.5＋0.2（n－10） この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。 n　処理対象人員（単位　人） V　有効容量（単位　立方メートル） （ハ）　第1室の有効容量は、嫌気濾床槽の有効容量のおおむね2分の1からおおむね3分の2までとすること。 （ニ）　各室の有効水深は、1.2メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。 （ホ）　各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。 （ヘ）　濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、嫌気濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。 （ト）　濾材に汚泥清掃孔（直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。）を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。 （チ）　ポンプにより嫌気濾床槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。 （1）　2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。 （2）　1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量に見合う容量とすること。 （3）　ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。 （二）　接触ばつ気槽 第四号（二）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（二）（チ）中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。	

平成7年以降はp.12参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
（三）　沈殿槽 第四号の（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（三）の（ロ）中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。 （四）　消毒槽 第一号の（四）に定める構造とすること。 六　脱窒濾床接触ばつ気方式 （一）から（四）までに定める構造の脱窒濾床槽、　接触ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で屎尿と雑排水とを合併して処理する方法によるもの。ただし、処理対象人員が50人以下であるものに限る。 （一）脱窒濾床槽 （イ）　2室以上に区分し、直列に接続すること。 （ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。 n≦5　V=2.5 6≦n≦10　V=2.5＋0.5（n−5） 11≦n≦50　V=5＋0.3（n−10） この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。 n　処理対象人員（単位　人） V　有効容量（単位　立方メートル） （ハ）　第1室の有効容量は、脱窒濾床槽の有効容量のおおむね2分の1から3分の2までとすること。 （ニ）　各室の有効水深は、1.4メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。 （ホ）　各室の有効容量に対する濾材の充填率は、第1室にあつてはおおむね40パーセントとし、その他の室にあつてはおおむね60パーセントとすること。 （ヘ）　濾材は、汚泥を捕捉しやすく、かつ、脱窒濾床槽内の水流が短絡し難い形状とし、当該槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内に閉塞が生じ難い構造とすること。 （ト）　濾材に汚泥清掃孔（直径15センチメートル以上の円が内接するものに限る。）を設けるほか、各室の浮上物及び汚泥の有効な引き抜きができる構造とすること。	（三）　沈殿槽 第四号（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号（三）（ロ）中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。 （四）　消毒槽 第一号（四）に定める構造とすること。	（三）　沈殿槽 第四号（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号（三）（ロ）中「沈殿分離槽」を「嫌気濾床槽」と読み替えるものとする。 （四）　消毒槽 第一号（四）に定める構造とすること。	

平成7年以降は p.13 参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号

（チ）　ポンプにより脱窒濾床槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプは、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　2台以上備え、閉塞を生じ難い構造とすること。

（2）　1日当たりの送水容量は、1台ごとに、日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とすること。

（3）　ポンプ升の有効容量は、1台のポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

（二）　接触ばつ気槽

（イ）　処理対象人員が18人を超える場合においては、2室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦5	V=1.5
6≦n≦10	V=1.5＋0.3（n−5）
11≦n≦50	V=3＋0.26（n−10）

この表において、n及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

（ハ）　2室に区分する場合においては、第1室の有効容量は、接触ばつ気槽の有効容量のおおむね5分の3とすること。

（ニ）　有効水深（接触ばつ気槽を2室に区分する場合においては、第1室の有効水深）は、1.4メートル（処理対象人員が10人を超える場合においては、1.5メートル）以上とすること。

（ホ）　汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

（ヘ）　接触材は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。

（2）　有効容量に対する充填率は、おおむね55パーセントとすること。

（3）　生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

平成7年以降はp.14参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号

（ト）　ばつ気装置は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

（1）　室内の汚水を均等に攪拌することができる構造とすること。

（2）　1時間当たりに送気できる空気量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦5	Q=5
6≦n≦10	Q=5＋0.9（n−5）
11≦n≦50	Q=9.5＋0.67（n−10）

この表において、n及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

Q　1時間当たりに送気できる空気量（単位　立方メートル／時間）

（3）　空気量を調節できる構造とすること。

（チ）　生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜くことにより、脱窒濾床槽第1室へ強制的に移送することができ、かつ、当該移送量を容易に調整することができる構造とすること。

（リ）　循環装置を有し、接触ばつ気槽（当該槽を2室に区分する場合においては、第2室）から脱窒濾床槽第1室の流入管の開口部付近へ汚水を安定して移送することができ、かつ、当該移送量を容量に調整し、及び計量することができる構造とすること。

（ヌ）　処理対象人員が18人を超える場合においては、消泡装置を設けること。

（三）　沈殿槽

第四号の（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（三）の（ロ）中「沈殿分離槽」を「脱窒濾床槽」と読み替えるものとする。

（四）　消毒槽

第一号の（四）に定める構造とすること。

平成7年以降はp.15参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
七　一般構造	六　一般構造	六　一般構造	四　一般構造
イ　槽の底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、漏水しない構造とすること。	イ　槽の底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、漏水しない構造とすること。	イ　槽の底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、漏水しない構造とすること。	イ　槽の底、周壁及び隔壁は、耐水材料で造り、漏水しない構造とすること。
ロ　槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。	ロ　槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。	ロ　槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。	ロ　槽は、土圧、水圧、自重及びその他の荷重に対して安全な構造とすること。
ハ　腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のし難い材料又は有効な防腐、補強等の措置をした材料を使用すること。	ハ　腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のし難い材料又は有効な防腐、補強等の措置をした材料を使用すること。	ハ　腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のし難い材料又は有効な防腐、補強等の措置をした材料を使用すること。	ハ　腐食、変形等のおそれのある部分には、腐食、変形等のし難い材料又は有効な防腐、補強等の措置をした材料を使用すること。
ニ　槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール（径45センチメートル（処理対象人員が51人以上の場合においては、60センチメートル）以上の円が内接するものに限る。）を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は鋳鉄で造られたふたを設けること。	ニ　槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール（径45センチメートル（処理対象人員が51人以上の場合においては、60センチメートル）以上の円が内接するものに限る。）を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は鋳鉄で造られたふたを設けること。	ニ　槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール（径45センチメートル（処理対象人員が51人以上の場合においては、60センチメートル）以上の円が内接するものに限る。）を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は鋳鉄で造られたふたを設けること。	ニ　槽の天井がふたを兼ねる場合を除き、天井にはマンホール（径45センチメートル（処理対象人員が51人以上の場合においては、60センチメートル）以上の円が内接するものに限る。）を設け、かつ、密閉することができる耐水材料又は鋳鉄で造られたふたを設けること。
ホ　通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設けること。	ホ　通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設けること。	ホ　通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設けること。	ホ　通気及び排気のための開口部は、雨水、土砂等の流入を防止することができる構造とするほか、昆虫類が発生するおそれのある部分に設けるものには、防虫網を設けること。
ヘ　悪臭を生ずるおそれのある部分は、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設けること。	ヘ　悪臭を生ずるおそれのある部分は、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設けること。	ヘ　悪臭を生ずるおそれのある部分は、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設けること。	ヘ　悪臭を生ずるおそれのある部分は、密閉するか、又は臭突その他の防臭装置を設けること。
ト　機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振動及び騒音を防止することができる構造とすること。	ト　機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振動及び騒音を防止することができる構造とすること。	ト　機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振動及び騒音を防止することができる構造とすること。	ト　機器類は、長時間の連続運転に対して故障が生じ難い堅牢な構造とするほか、振動及び騒音を防止することができる構造とすること。
チ　流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。	チ　流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。	チ　流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。	チ　流入水量、負荷量等の著しい変動に対して機能上支障がない構造とすること。
リ　屎尿浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とすること。	リ　屎尿浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とすること。	リ　屎尿浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とすること。	リ　屎尿浄化槽に接続する配管は、閉塞、逆流及び漏水を生じない構造とすること。
ヌ　槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全にすることができる構造とし、必要に応じて換気のための措置を講ずること。	ヌ　槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全にすることができる構造とし、必要に応じて換気のための措置を講ずること。	ヌ　槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全にすることができる構造とし、必要に応じて換気のための措置を講ずること。	ヌ　槽の点検、保守、汚泥の管理及び清掃を容易かつ安全にすることができる構造とし、必要に応じて換気のための措置を講ずること。
ル　汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。	ル　汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。	ル　汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。	ル　汚水の温度低下により処理機能に支障が生じない構造とすること。
ヲ　調整及び計量が、適切に行われる構造とすること。			
ワ　イからヲまでに定める構造とするほか、屎尿浄化槽として衛生上支障がない構造とすること。	ヲ　イからルまでに定める構造とするほか、屎尿浄化槽として衛生上支障がない構造とすること。	ヲ　イからルまでに定める構造とするほか、屎尿浄化槽として衛生上支障がない構造とすること。	ヲ　イからルまでに定める構造とするほか、屎尿浄化槽として衛生上支障がない構造とすること。

平成7年以降は p.16 参照

改正　平成7年建設省告示第2094号

第2　BODの除去率が70パーセント以上及び放流水のBODが1リットルにつき60ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第四号までの一に該当し、かつ、第1第七号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一　回転板接触方式

（一）及び（五）から（七）までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせた構造で処理対象人員が51人以上500人以下であるもの又は（二）及び（三）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（四）から（七）までに定める構造の流量調整槽、回転板接触槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（八）に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が501人以上の場合においては、（九）及び（十）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が101人以上2,000人以下であるもの。

（一）　沈殿分離槽

（イ）　2室又は3室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦100	V＝1.5qn
101≦n≦200	V＝150q＋q（n－100）
n≧201	V＝250q＋0.5q（n－200）

この表において、n、V及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

q　1人当たりの日平均汚水量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、2室に区分する場合においては、沈殿分離槽の有効容量のおおむね3分の2とし、3室に区分する場合においては、おおむね2分の1とすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.8メートル以上5メートル以下とすること。

改正　平成3年建設省告示第135号

第2　BODの除去率が70パーセント以上及び放流水のBODが60PPM以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第四号までの一に該当し、かつ、第1第六号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一　回転板接触方式

（一）及び（四）から（六）までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せた構造で処理対象人員が51人以上500人以下であるもの又は（二）から（六）までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、回転板接触槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（七）に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が501人以上の場合においては、（八）及び（九）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が201人以上2,000人以下であるもの。

（一）　沈殿分離槽

（イ）　2室以上に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦100	V＝1.5qn
101≦n≦200	V＝150q＋q（n－100）
n≧201	V＝250q＋0.5q（n－200）

この表において、n、V及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

q　1人当たりの日平均汚水量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね3分の2とすること。

（ニ）　各室の有効水深は、1.8メートル以上4メートル以下とすること。

改正　昭和63年建設省告示第342号

第2　BODの除去率が70パーセント以上及び放流水のBODが60PPM以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第四号までの一に該当し、かつ、第1第六号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。

一　回転板接触方式

（一）及び（四）から（六）までに定める構造の沈殿分離槽、回転板接触槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せた構造で処理対象人員が51人以上500人以下であるもの又は（二）から（六）までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、回転板接触槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（七）に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が501人以上の場合においては、（八）及び（九）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が201人以上2,000人以下であるもの。

（一）　沈殿分離槽

（イ）　2室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦100	V＝1.5qn
101≦n≦200	V＝150q＋q（n－100）
n≧201	V＝250q＋0.5q（n－200）

この表において、n、V及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

q　1人当たりの日平均汚水量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、沈殿分離槽の有効容量のおおむね3分の2とすること。

（ニ）　各室の有効水深は、2メートル以上4メートル以下とすること。

制定　昭和55年建設省告示第1292号

第2　BODの除去率が70パーセント以上及び放流水のBODが60PPM以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第四号までの一に該当し、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）とを合併して処理する方法による場合に限る。

一　回転板接触方式

（一）及び（四）から（六）までに定める構造の沈澱分離槽、回転板接触槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せた構造で処理対象人員が51人以上500人以下であるもの又は（二）から（六）までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、回転板接触槽、沈澱水槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（七）に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が501人以上の場合においては、（八）及び（九）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が201人以上2,000人以下であるもの。

（一）　沈澱分離槽

（イ）　2室に区分し、直列に接続すること。

（ロ）　有効容量は、処理対象人員に応じて、次の表の式によつて計算した数値以上とすること。

n≦100	V＝1.5qn
101≦n≦200	V＝150q＋q（n－100）
n≧201	V＝250q＋0.5q（n－200）

この表において、n、V及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。

n　処理対象人員（単位　人）

V　有効容量（単位　立方メートル）

q　1人当たりの日平均汚水量（単位　立方メートル）

（ハ）　第1室の有効容量は、沈澱分離槽の有効容量のおおむね3分の2とすること。

（ニ）　各室の有効水深は、2メートル以上4メートル以下とすること。

平成7年以降はp.17参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
（ホ）　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1から4分の1までの深さとし、沈殿汚泥を撹乱しない構造とすること。	（ホ）　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深さとし、沈殿汚泥を撹乱しない構造とすること。	（ホ）　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深さとし、沈殿汚泥を撹乱しない構造とすること。	（ホ）　第1室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね3分の1の深さとし、沈澱汚泥を撹乱しない構造とすること。
（ヘ）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1から3分の1までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。	（ヘ）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。	（ヘ）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。	（ヘ）　各室においては、流出管又はバッフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね2分の1の深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。
（ト）　ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプの1日当たりの送水容量を日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。	（ト）　ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプの1日当たりの送水容量を日平均汚水量の2.5倍に相当する容量以上とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。	（ト）　ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプの1日当たりの送水容量を日平均汚水量の2.5倍に相当する容量以上とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。	（ト）　ポンプにより沈澱分離槽へ汚水を移送する場合においては、当該ポンプの1日当たりの送水容量を日平均汚水量の2.5倍に相当する容量以上とし、ポンプますの有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量以上とすること。
（チ）　流入水の流量変動が大きい場合においては、流量を調整することができる構造とすること。	（チ）　処理対象人員が201人以上のもので流入水の流量変動が大きい場合においては、流量を調整することができる構造とすること。	（チ）　処理対象人員が201人以上のもので流入水の流量変動が大きい場合においては、流量を調整することができる構造とすること。	（チ）　処理対象人員が201人以上のもので流入水の流量変動が大きい場合においては、流量を調整することができる構造とすること。
（二）　スクリーン	（二）　スクリーン	（二）　スクリーン	（二）　スクリーン
（イ）　荒目スクリーン（処理対象人員が500人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。）及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。	（イ）　荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合せた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。	（イ）　荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合せた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。	（イ）　荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合せた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。
（ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。	（ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、砂だまり等を設けること。	（ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、砂だまり等を設けること。	（ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、砂だまり等を設けること。
（ハ）　ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を30ミリメートルから50ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。			
（ニ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が5ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。	（ハ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、目幅の有効間隔が5ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。	（ハ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、目幅の有効間隔が5ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。	（ハ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、目幅の有効間隔が5ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。

平成7年以降はp.18参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
（ホ）　微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が500人以下の場合においては、この限りでない。 （ヘ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （三）　沈砂槽 （イ）　有効容量は、1時間当たりの最大汚水量の60分の1に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1時間当たりの最大汚水量の60分の3に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。 （ロ）　槽の底部は、ホッパー型とし、排砂装置を設けること。 （ハ）　槽の底部から排砂装置により排出された砂等を貯留する排砂槽を設けること。	（ニ）　スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設けること。	（ニ）　スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設けること。	（ニ）　スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設けること。
（四）　流量調整槽 （イ）　流量調整槽から移送する1時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の24分の1の1.5倍以下となる構造とすること。 （ロ）　汚水を撹乱することができる装置を設けること。 （ハ）　有効水深は、1メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、1.5メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から50センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。 （ニ）　当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。 （ホ）　ポンプにより汚水を移送する場合においては、2台以上のポンプを設けること。 （ヘ）　当該槽に流入する1日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。 （ト）　当該槽から移送する1時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。	（三）　流量調整槽 （イ）　流量調整槽から移送する1時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の24分の1の1.5倍以下となる構造とし、かつ、当該汚水量を計量することができる装置を設けること。 （ロ）　汚水を撹拌することができる装置を設けること。 （ハ）　有効水深は、1メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、1.5メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から50センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。 （ニ）　当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。 （ホ）　ポンプにより汚水を移送する場合においては、2台以上のポンプを設けること。	（三）　流量調整槽 （イ）　流量調整槽から移送する1時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の24分の1の1.5倍以下となる構造とし、かつ、当該汚水量を計量することができる装置を設けること。 （ロ）　汚水を撹乱することができる装置を設けること。 （ハ）　有効水深は、1メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、1.5メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から50センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。 （ニ）　当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。 （ホ）　ポンプにより汚水を移送する場合においては、2台以上のポンプを設けること。	（三）　流量調整槽 （イ）　流量調整槽から移送する1時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の24分の1の1.5倍以下となる構造とし、かつ、当該汚水量を計量することができる装置を設けること。 （ロ）　汚水を撹拌することができる装置を設けること。 （ハ）　有効水深は、1メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、1.5メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から50センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。 （ニ）　当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。 （ホ）　ポンプにより汚水を移送する場合においては、2台以上のポンプを設けること。
（五）　回転板接触槽 （イ）　3室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。	（四）　回転板接触槽 （イ）　3室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。	（四）　回転板接触槽 （イ）　3室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。	（四）　回転板接触槽 （イ）　3室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。

平成7年以降は p.19 参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
（ロ）　有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の4分の1に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上とすること。	（ロ）　有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の4分の1に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上とすること。	（ロ）　有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の4分の1に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上とすること。	（ロ）　有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の4分の1に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上とすること。
（ハ）　回転板の表面積は、回転板の表面積1平方メートルに対する1日当たりの平均の流入水のBOD（以下「日平均流入水BOD」という。）が12グラム以下となるようにすること。	（ハ）　回転板の表面積は、回転板の表面積1平方メートルに対する1日当たりの平均の流入水のBOD（以下「日平均流入水BOD」という。）が12グラム以下となるようにすること。	（ハ）　回転板の表面積は、回転板の表面積1平方メートルに対する1日当たりの平均の流入水のBOD（以下「日平均流入水BOD」という。）が12グラム以下となるようにすること。	（ハ）　回転板の表面積は、回転板の表面積1平方メートルに対する1日当たりの平均の流入水のBOD（以下「日平均流入水BOD」という。）が12グラム以下となるようにすること。
（ニ）　回転板は、その表面積のおおむね40パーセントが汚水に接触すること。	（ニ）　回転板は、その表面積のおおむね40パーセントが汚水に接触すること。	（ニ）　回転板は、その表面積のおおむね40パーセントが汚水に接触すること。	（ニ）　回転板は、その表面積のおおむね40パーセントが汚水に接触すること。
（ホ）　回転板は、回転板相互の間隔を20ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。	（ホ）　回転板は、回転板相互の間隔を20ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。	（ホ）　回転板は、回転板相互の間隔を20ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。	（ホ）　回転板は、回転板相互の間隔を20ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。
（ヘ）　回転板の円周速度は、1分間につき20メートル以下とすること。	（ヘ）　回転板の円周速度は、1分間につき20メートル以下とすること。	（ヘ）　回転板の円周速度は、1分間につき20メートル以下とすること。	（ヘ）　回転板の円周速度は、1分間につき20メートル以下とすること。
（ト）　槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね10パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。	（ト）　槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね10パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。	（ト）　槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね10パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。	（ト）　槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね10パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。
（チ）　槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。	（チ）　槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。	（チ）　槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。	（チ）　槽には上家等を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。
（六）　沈澱槽	（五）　沈澱槽	（五）　沈澱槽	（五）　沈澱槽
（イ）　有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の8分の1に相当する容量以上とすること。ただし、処理対象人員が90人以下の場合にあつては、次の表の計算式によつて計算した容量以上とすること。 V=2.3＋（15q－2.3）（n－50）／40 この表において、n、V及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。 n　処理対象人員（単位　人） V　有効容量（単位　立方メートル） q　1人当たりの日平均汚水量（単位　立方メートル）	（イ）　有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の8分の1に相当する容量以上とすること。ただし、これらの容量が3立方メートル未満の場合においては、3立方メートルとする。	（イ）　有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の8分の1に相当する容量以上とすること。ただし、これらの容量が3立方メートル未満の場合においては、3立方メートルとする。	（イ）　有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の8分の1に相当する容量以上とすること。ただし、これらの容量が3立方メートル未満の場合においては、3立方メートルとする。
（ロ）　槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては8立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては12立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）以下となるようにすること。	（ロ）　槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては8立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては12立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）以下となるようにすること。	（ロ）　槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては8立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては12立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）以下となるようにすること。	（ロ）　槽の水面の面積は、水面の面積1平方メートル当たりの日平均汚水量（以下「水面積負荷」という。）が流量調整槽を設けない場合にあつては8立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては12立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）以下となるようにすること。

平成7年以降はp.20参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
（ハ）　越流せきを設けて沈澱槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては30立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては45立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル）以下となるようにすること。	（ハ）　越流せきを設けて沈澱槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては30立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては45立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル）以下となるようにすること。	（ハ）　越流せきを設けて沈澱槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、**越流負荷**が流量調整槽を設けない場合にあつては30立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては45立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル）以下となるようにすること。	（ハ）　越流せきを設けて沈澱槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、長さ1メートル当たりの日平均汚水量（以下「越流負荷」という。）が流量調整槽を設けない場合にあつては30立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては45立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル）以下となるようにすること。
（ニ）　有効水深は、処理対象人員が100人以下の場合にあつては1メートル以上、101人以上500人以下の場合にあつては1.5メートル以上、501人以上の場合にあつては2メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。	（ニ）　有効水深は、処理対象人員が100人以下の場合にあつては1メートル以上、101人以上500人以下の場合にあつては1.5メートル以上、501人以上の場合にあつては2メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。	（ニ）　有効水深は、処理対象人員が100人以下の場合にあつては1メートル以上、101人以上500人以下の場合にあつては1.5メートル以上、501人以上の場合にあつては2メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1**に相当する長さ**を当該有効水深に含めないものとする。	（ニ）　有効水深は、処理対象人員が100人以下の場合にあつては1メートル以上、101人以上500人以下の場合にあつては1.5メートル以上、501人以上の場合にあつては2メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1以下の部分を当該有効水深に含めないものとする。
（ホ）　**槽の底部がホッパー型の場合においては**、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。	（ホ）　処理対象人員が500人以下の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。	（ホ）　処理対象人員が500人以下の場合においては、**当該槽の平面**の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。	（ホ）　処理対象人員が500人以下の場合においては、平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。
（ヘ）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。	（ヘ）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。	（ヘ）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。	（ヘ）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。
（ト）　汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は**汚泥濃縮設備**へ移送することができる構造とすること。	（ト）　汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮槽へ移送することができる構造とすること。	（ト）　汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に**引き抜くことにより**、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮槽へ移送することができる構造とすること。	（ト）　汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜いて、沈澱分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮水槽へ移送することができる構造とすること。
（チ）　浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。	（チ）　浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。	（チ）　浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。	（チ）　浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。
（七）　消毒槽	（六）　消毒槽	（六）　消毒槽	（六）　消毒槽
第1第一号の（四）に定める構造とすること。	第1第一号の（四）に定める構造とすること。	第1第一号の（四）に定める構造とすること。	第1第一号の（四）に定める構造とすること。
（八）　汚泥濃縮貯留槽	（七）　汚泥濃縮貯留槽	（七）　汚泥濃縮貯留槽	（七）　汚泥濃縮貯留槽
（イ）　汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。	（イ）　汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。	（イ）　汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。	（イ）　汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整水槽へ移送することができる構造とすること。
（ロ）　有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う**容量とし、有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。**	（ロ）　有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。	（ロ）　有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。	（ロ）　有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。
（ハ）　流入管の開口部及び流出管又はバッフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。			
（ニ）　汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。	（ハ）　汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。	（ハ）　汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。	（ハ）　汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。
（ホ）　槽内を攪拌することができる装置を設けること。	（ニ）　槽内を攪拌することができる装置を設けること。	（ニ）　槽内を撹乱することができる装置を設けること。	（ニ）　槽内を攪拌することができる装置を設けること。

平成7年以降はp.21参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
（九）　汚泥濃縮設備 汚泥濃縮設備は、汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とし、（イ）又は（ロ）によること。 （イ）　汚泥濃縮槽 （1）　有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、2メートル以上5メートル以下とすること。 （2）　流入管の開口部及び流出管又はバッフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。 （3）　汚泥かきよせ装置を設ける場合にあっては底部の勾配は100分の5以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対し45度以上とすること。 （ロ）　汚泥濃縮装置 （1）　汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる構造とすること。 （2）　濃縮汚泥中の固形物の濃度をおおむね4パーセントに濃縮できる構造とすること。 （十）　汚泥貯留槽 （イ）　有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。 （ロ）　汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。 （ハ）　槽内を撹乱することができる装置を設けること。 二　接触ばつ気方式 前号に定める屎尿浄化槽の構造で同号の（五）の回転板接触槽を（一）から（九）までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。 （一）　2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。 （二）　有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.5キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の5分の2に相当する容量以上とすること。 （三）　第1室の有効容量は、第1室の有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.8キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の5分の3に相当する容量以上とすること。	（八）　汚泥濃縮槽 （イ）　汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とすること。 （ロ）　有効容量は、濃縮汚泥の引抜間隔に見合う容量とし、有効水深は、2メートル以上5メートル以下とすること。ただし、汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる装置を設けた場合においては、この限りでない。 （ハ）　汚泥かきよせ装置を設ける場合にあつては底部の勾配は100分の5以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対し45度以上とすること。ただし、汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる装置を設けた場合においては、この限りでない。 （九）　汚泥貯留槽 （イ）　有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。 （ロ）　汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。 二　接触ばつ気方式 前号に定める屎尿浄化槽の構造で同号の（四）の回転板接触槽を（一）から（九）までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。 （一）　2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。 （二）　有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.5キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の5分の2に相当する容量以上とすること。 （三）　第1室の有効容量は、第1室の有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.8キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の5分の3に相当する容量以上とすること。	（八）　汚泥濃縮槽 （イ）　汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とすること。 （ロ）　有効容量は、濃縮汚泥の引抜間隔に見合う容量とし、有効水深は、2メートル以上5メートル以下とすること。ただし、汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる装置を設けた場合においては、この限りでない。 （ハ）　汚泥かきよせ装置を設ける場合にあつては底部の勾配は100分の5以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対し45度以上とすること。ただし、汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる装置を設けた場合においては、この限りでない。 （九）　汚泥貯留槽 （イ）　有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。 （ロ）　汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。 二　接触ばつ気方式 前号に定める屎尿浄化槽の構造で同号の（四）の回転板接触槽を（一）から（九）までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。 （一）　2室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。 （二）　有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.5キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の5分の2に相当する容量以上とすること。 （三）　第1室の有効容量は、第1室の有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.8キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の5分の3に相当する容量以上とすること。

平成7年以降はp.22参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
（四）　有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。	（四）　有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。	（四）　有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。	（四）　有効水深は、1.5メートル以上5メートル以下とすること。
（五）　有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。	（五）　有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とすること。	（五）　有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とすること。	（五）　有効容量に対する接触材の充填率は、55パーセント以上とすること。
（六）　接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。	（六）　接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。	（六）　接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。	（六）　接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。
（七）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に撹拌し、溶存酸素を1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。	（七）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に撹拌し、溶存酸素をおおむね1PPMに保持するように十分な酸素を供給し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離室に移送することができる構造とすること。	（七）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に撹拌し、溶存酸素をおおむね1PPMに保持するように十分な酸素を供給し、かつ、はく離汚泥を沈殿分離室に移送することができる構造とすること。	（七）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に撹拌し、溶存酸素をおおむね1PPMに保持するように十分な酸素を供給し、かつ、はく離汚泥を沈澱分離室に移送することができる構造とすること。
（八）　各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈澱分離槽、沈澱槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合においては、移送量を調整することができる構造とすること。	（八）　第1室は、生物膜をはく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥を引き抜き、沈澱分離槽、沈澱槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮槽へ移送することができる構造とすること。	（八）　第1室は、生物膜をはく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮槽へ移送することができる構造とすること。	（八）　第1室は、生物膜をはく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥を引き抜き、沈澱分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮槽へ移送することができる構造とすること。
（九）　消泡装置を設けること。	（九）　消泡装置を設けること。	（九）　消泡装置を設けること。	（九）　消泡装置を設けること。
三　散水濾床方式	三　散水濾床方式	三　散水濾床方式	三　散水濾床方式
第一号に定める屎尿浄化槽の構造で同号の（五）の回転板接触槽を（一）から（九）までに定める構造の散水濾床に置き換えた構造としたもの。	第一号に定める屎尿浄化槽の構造で同号の（四）の回転板接触槽を（一）から（九）までに定める構造の散水濾床に置き換えた構造としたもの。	第一号に定める屎尿浄化槽の構造で同号の（四）の回転板接触槽を（一）から（九）までに定める構造の散水濾床に置き換えた構造としたもの。	第一号に定める屎尿浄化槽の構造で同号の（四）の回転板接触槽を（一）から（九）までに定める構造の散水濾床に置き換えた構造としたもの。
（一）　濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.7キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対する日平均流入水BODが8グラム以下となるようにすること。	（一）　濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.7キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対する日平均流入水BODが8グラム以下となるようにすること。	（一）　濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.7キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対する日平均流入水BODが8グラム以下となるようにすること。	（一）　濾材の部分の有効容量は、砕石を用いる場合にあつては濾材1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.7キログラム以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積1平方メートルに対する日平均流入水BODが8グラム以下となるようにすること。
（二）　濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては1.2メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては2.5メートル以上とすること。	（二）　濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては1.2メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては2.5メートル以上とすること。	（二）　濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては1.2メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては2.5メートル以上とすること。	（二）　濾材の部分の深さは、砕石を用いる場合にあつては1.2メートル以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては2.5メートル以上とすること。

平成7年以降はp.23参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
（三）　散水量は、砕石を用いる場合にあつては濾床の表面積1平方メートルに対して1日当たり10立方メートル以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積 1平方メートルに対して1日当たり0.6立方メートル以上とすること。	（三）　散水量は、砕石を用いる場合にあつては濾床の表面積1平方メートルに対して1日当たり10立方メートル以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積 1平方メートルに対して1日当たり0.6立方メートル以上とすること。	（三）　散水量は、砕石を用いる場合にあつては濾床の表面積1平方メートルに対して1日当たり10立方メートル以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾の表面積 1 平方メートルに対して1日当たり0.6立方メートル以上とすること。	（三）　散水量は、砕石を用いる場合にあつては濾床の表面積1平方メートルに対して1日当たり10立方メートル以下、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積 1平方メートルに対して1日当たり0.6立方メートル以上とすること。
（四）　固定ノズル又は回転散水機（回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を15センチメートル以上としたものに限る。）によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。	（四）　固定ノズル又は回転散水機（回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を15センチメートル以上としたものに限る。）によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。	（四）　固定ノズル又は回転散水機（回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を15センチメートル以上としたものに限る。）によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。	（四）　固定ノズル又は回転散水機（回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を15センチメートル以上としたものに限る。）によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。
（五）　濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、30 センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、50分の1以上とすること。	（五）　濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、30 センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、50分の1以上とすること。	（五）　濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、30 センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、50分の1以上とすること。	（五）　濾材受けの下面と濾の底部との間隔は、30 センチメートル以上とし、かつ、濾の底部の勾配は、50分の1以上とすること。
（六）　送気及び排気のための通気設備を設けること。	（六）　送気及び排気のための通気設備を設けること。	（六）　送気及び排気のための通気設備を設けること。	（六）　送気及び排気のための通気設備を設けること。
（七）　濾材には、径が5センチメートル以上7.5センチメートル以下の硬質の砕石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、1 立方メートル当たりの表面積が 80平方メートル以上、かつ空隙率が90パーセント以上であるものを用いること。	（七）　濾材には、径が5センチメートル以上7.5センチメートル以下の硬質の砕石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、1 立方メートル当たりの表面積が 80平方メートル以上、かつ空隙率が90パーセント以上であるものを用いること。	（七）　濾材には、径が5センチメートル以上7.5センチメートル以下の硬質の砕石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、1 立方メートル当たりの表面積が 80平方メートル以上、かつ空隙率が90パーセント以上であるものを用いること。	（七）　濾材には、径が5センチメートル以上7.5センチメートル以下の硬質の砕石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、1 立方メートル当たりの表面積が 80平方メートル以上、かつ空隙率が90パーセント以上であるものを用いること。
（八）　ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを2台以上設けること。	（八）　ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを2台以上設けること。	（八）　ポンプ升を有し、当該ポンプ升には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを2台以上設けること。	（八）　ポンプますを有し、当該ポンプますには、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを2台以上設けること。
（九）　分水装置を有し、当該装置は、砕石を用いる場合にあつては日平均汚水量の 100 パーセントに相当する容量以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが2.5メートルのときに日平均汚水量の200パーセント以上に相当する容量（濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量）以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ 1 日に移送することができる構造とすること。	（九）　分水装置を有し、当該装置は、砕石を用いる場合にあつては日平均汚水量の 100 パーセントに相当する容量以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが2.5メートルのときに日平均汚水量の200パーセント以上に相当する容量（濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量）以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ 1 日に移送することができる構造とすること。	（九）　分水装置を有し、当該装置は、砕石を用いる場合にあつては日平均汚水量の 100 パーセントに相当する容量以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが2.5メートルのときに日平均汚水量の200パーセント以上に相当する容量（濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量）以上の散水濾床からの流出水をポンプ升へ 1 日に移送することができる構造とすること。	（九）　分水装置を有し、当該装置は、砕石を用いる場合にあつては日平均汚水量の 100 パーセントに相当する容量以上、砕石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが2.5メートルのときに日平均汚水量の200パーセント以上に相当する容量（濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量）以上の散水濾床からの流出水をポンプますへ 1 日に返送することができる構造とすること。

平成7年以降は p.24 参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
四　長時間ばつ気方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び、沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（七）に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が501人以上の場合においては、（八）及び（九）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が101人以上2,000人以下であるもの。 （一）　スクリーン （イ）　荒目スクリーンに細目スクリーン、破砕装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。 （ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ハ）　細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね20ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ニ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （ホ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。	四　長時間ばつ気方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び、沈砂槽（処理対象人員が500人以下の場合においては、沈砂槽を省略することができる。）に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（七）に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が501人以上の場合においては、（八）及び（九）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が201人以上2,000人以下であるもの。 （一）　スクリーン （イ）　荒目スクリーンに細目スクリーン、破砕装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合せた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。 （ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設けること。 （ハ）　細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね20ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設けること。 （ニ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （ホ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設けるとともに、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。	四　長時間ばつ気方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び、沈砂槽（処理対象人員が500人以下の場合においては、沈砂槽を省略することができる。）に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（七）に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が501人以上の場合においては、（八）及び（九）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が201人以上2,000人以下であるもの。 （一）　スクリーン （イ）　荒目スクリーンに細目スクリーン、破砕装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合せた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。 （ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設けること。 （ハ）　細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね20ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設けること。 （ニ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （ホ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設けるとともに、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。	四　長時間ばつ気方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び、沈砂槽（処理対象人員が500人以下の場合においては、沈砂槽を省略することができる。）に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（七）に定める構造の汚泥濃縮貯留槽（処理対象人員が501人以上の場合においては、（八）及び（九）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽）を備えた構造で処理対象人員が201人以上2,000人以下であるもの。 （一）　スクリーン （イ）　荒目スクリーンに細目スクリーン、破砕装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合せた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。 （ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設けること。 （ハ）　細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね20ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設けること。 （ニ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （ホ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設けるとともに、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。

平成7年以降はp.25参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
（へ）　微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。			
（ト）　処理対象人員が500人以下の場合においては、（イ）から（へ）までにかかわらず、第一号の（二）によることができる。	（へ）　処理対象人員が500人以下の場合においては、（イ）から（ホ）までにかかわらず、第一号の（二）によることができる。	（へ）　処理対象人員が500人以下の場合においては、（イ）から（ホ）までにかかわらず、第一号の（二）によることができる。	（へ）　処理対象人員が500人以下の場合においては、（イ）から（ホ）までにかかわらず、第一号の（二）によることができる。
（二）　沈砂槽	（二）　沈砂槽	（二）　沈砂槽	（二）　沈砂槽
第一号の（三）に定める構造とすること。	（イ）　有効容量は、1時間当たりの最大汚水量の60分の1に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1時間当たりの最大汚水量の60分の3に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。 （ロ）　排砂装置を備えた砂だまりを設けること。	（イ）　有効容量は、1時間当たりの最大汚水量の60分の1に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1時間当たりの最大汚水量の60分の3に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。 （ロ）　排砂装置を備えた砂だまりを設けること。	（イ）　有効容量は、1時間当たりの最大汚水量の60分の1に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、1時間当たりの最大汚水量の60分の3に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。 （ロ）　排砂装置を備えた砂だまりを設けること。
（三）　流量調整槽	（三）　流量調整槽	（三）　流量調整槽	（三）　流量調整槽
第一号の（四）に定める構造とすること。	第一号の（三）に定める構造とすること。	第一号の（三）に定める構造とすること。	第一号の（三）に定める構造とすること。
（四）　ばつ気槽	（四）　ばつ気槽	（四）　ばつ気槽	（四）　ばつ気槽
（イ）　有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.3キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の3分の2に相当する容量以上とすること。	（イ）　有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.3キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の3分の2に相当する容量以上とすること。	（イ）　有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.3キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の3分の2に相当する容量以上とすること。	（イ）　有効容量は、有効容量1立方メートルに対する日平均流入水BODが0.3キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の3分の2に相当する容量以上とすること。
（ロ）　有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）以上5メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、5メートルを超えることができる。	（ロ）　有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）以上5メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、5メートルを超えることができる。	（ロ）　有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）以上5メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、5メートルを超えることができる。	（ロ）　有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）以上5メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、5メートルを超えることができる。
（ハ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に撹乱し、溶存酸素をおおむね1リットルにつき1ミリグラム以上に保持し、かつ、空気量を容易に調整することができる構造とすること。	（ハ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に撹拌し、溶存酸素をおおむね1PPMに保持するように十分な酸素を供給することができる構造とすること。	（ハ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に撹拌し、溶存酸素をおおむね1PPMに保持するように十分な酸素を供給することができる構造とすること。	（ハ）　ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に撹拌し、溶存酸素をおおむね1PPMに保持するように十分な酸素を供給することができる構造とすること。
（ニ）　沈澱槽からの汚泥返送量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。	（ニ）　沈澱槽からの汚泥返送量を計量することができる装置を設けること。	（ニ）　沈澱槽からの汚泥返送量を計量することができる装置を設けること。	（ニ）　沈澱槽からの汚泥返送量を計量することができる装置を設けること。
（ホ）　消泡装置を設けること。	（ホ）　消泡装置を設けること。	（ホ）　消泡装置を設けること。	（ホ）　消泡装置を設けること。
（五）　沈澱槽	（五）　沈澱槽	（五）　沈澱槽	（五）　沈澱槽
（イ）　有効容量は、日平均汚水量の6分の1に相当する容量以上とすること。	（イ）　有効容量は、日平均汚水量の6分の1に相当する容量（3立方メートル未満の場合においては、3立方メートル）以上とすること。	（イ）　有効容量は、日平均汚水量の6分の1に相当する容量（3立方メートル未満の場合においては、3立方メートル）以上とすること。	（イ）　有効容量は、日平均汚水量の6分の1に相当する容量（3立方メートル未満の場合においては、3立方メートル）以上とすること。
（ロ）　槽の水面の面積は、水面積負荷が8立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）以下となるようにすること。	（ロ）　槽の水面の面積は、水面積負荷が8立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）以下となるようにすること。	（ロ）　槽の水面の面積は、水面積負荷が8立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）以下となるようにすること。	（ロ）　槽の水面の面積は、水面積負荷が8立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）以下となるようにすること。

平成7年以降はp.26参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
（ハ）　越流せきを設けて沈澱槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が30立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル）以下となるようにすること。	（ハ）　越流せきを設けて沈澱槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が30立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル）以下となるようにすること。	（ハ）　越流せきを設けて沈澱槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が30立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル）以下となるようにすること。	（ハ）　越流せきを設けて沈澱槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が30立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、50立方メートル）以下となるようにすること。
（ニ）　有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。	（ニ）　有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。	（ニ）　有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1**に相当する長さ**を当該有効水深に含めないものとする。	（ニ）　有効水深は、1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの2分の1以下の部分を当該有効水深に含めないものとする。
（ホ）　**槽の底部がホッパー型の場合においては**、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。	（ホ）　処理対象人員が500人以下の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。	（ホ）　処理対象人員が500人以下の場合においては、**当該槽の平面**の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。	（ホ）　処理対象人員が500人以下の場合においては、平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。
（ヘ）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。	（ヘ）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。	（ヘ）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。	（ヘ）　ホッパーは、勾配を水平面に対し60度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。
（ト）　汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は**汚泥濃縮設備へ移送するとともに**、ばつ気槽へ日平均汚水量の200パーセント以上に相当する汚泥を1日に移送することができる構造とすること。	（ト）　汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮槽へ移送し、及びばつ気槽へ日平均汚水量の200パーセント以上に相当する汚泥を1日に移送することができる構造とすること。	（ト）　汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に**引き抜くことにより**、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮槽へ移送し、及びばつ気槽へ日平均汚水量の200パーセント以上に相当する汚泥を1日に**移送**することができる構造とすること。	（ト）　汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜いて、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮槽へ移送し、及びばつ気槽へ日平均汚水量の200パーセント以上に相当する汚泥を1日に返送することができる構造とすること。
（チ）　浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。	（チ）　浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。	（チ）　浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。	（チ）　浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。
（六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。	（六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。	（六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。	（六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。
（七）　汚泥濃縮貯留槽 **第一号の（八）**に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、**第一号の（八）の（イ）**中「流量調整槽」を「**流量調整槽又はばつ気槽**」と読み替えるものとする。	（七）　汚泥濃縮貯留槽 第一号の（七）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、第一号の（七）の（イ）中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。	（七）　汚泥濃縮貯留槽 第一号の（七）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、第一号の（七）の（イ）中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。	（七）　汚泥濃縮貯留槽 第一号の（七）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、第一号の（七）の（イ）中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。
（八）　汚泥濃縮設備 **第一号の（九）**に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、**第一号の（九）**中「流量調整槽」を「**流量調整槽又はばつ気槽**」と読み替えるものとする。	（八）　汚泥濃縮槽 第一号の（八）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、第一号の（八）の（イ）中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。	（八）　汚泥濃縮槽 第一号の（八）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、第一号の（八）の（イ）中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。	（八）　汚泥濃縮槽 第一号の（八）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、第一号の（八）の（イ）中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。
（九）　汚泥貯留槽 **第一号の（十）**に定める構造とすること。	（九）　汚泥貯留槽 第一号の（九）に定める構造とすること。	（九）　汚泥貯留槽 第一号の（九）に定める構造とすること。	（九）　汚泥貯留槽 第一号の（九）に定める構造とすること。

平成7年以降は p.27 参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
第3　BODの除去率が85パーセント以上及び放流水のBODが1リットルにつき30ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第1第七号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。 一　回転板接触方式 第2第一号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の（五）の（ハ）中「12グラム」を「5グラム」と読み替えるものとする。 二　接触ばつ気方式 第2第二号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2第一号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、第2第二号の（ニ）中「0.5キログラム」を「0.3キログラム」と、「5分の2」を「3分の2」と、同号の（三）中「0.8キログラム」を「0.5キログラム」と読み替えるものとする。 三　散水濾床方式 第2第三号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2第一号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、第2第三号の（一）中「0.7キログラム」を「0.1キログラム」と、「8グラム」を「3グラム」と読み替えるものとする。 四　長時間ばつ気方式 第2第四号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上5,000人以下であるもの」と、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.2キログラム（処理対象人員が500人を超える部分については、0.3キログラム）」と読み替えるものとする。	第3　BODの除去率が85パーセント以上及び放流水のBODが30PPM以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第1第六号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。 一　回転板接触方式 第2第一号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「201人以上2,000人以下であるもの」を「201人以上であるもの」と、同号の（四）の（ハ）中「12グラム」を「5グラム」と読み替えるものとする。 二　接触ばつ気方式 第2第二号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2第一号本文中「201人以上2,000人以下であるもの」を「201人以上であるもの」と、第2第二号の（ニ）中「0.5キログラム」を「0.3キログラム」と、「5分の2」を「3分の2」と、同号の（三）中「0.8キログラム」を「0.5キログラム」と読み替えるものとする。 三　散水濾床方式 第2第三号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2第一号本文中「201人以上2,000人以下であるもの」を「201人以上であるもの」と、第2第三号の（一）中「0.7キログラム」を「0.1キログラム」と、「8グラム」を「3グラム」と読み替えるものとする。 四　長時間ばつ気方式 第2第四号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「201人以上2,000人以下であるもの」を「201人以上5,000人以下であるもの」と、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.2キログラム（処理対象人員が500人を超える部分については、0.3キログラム）」と読み替えるものとする。	第3　BODの除去率が85パーセント以上及び放流水のBODが30PPM以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第1第六号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。 一　回転板接触方式 第2第一号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「201人以上2,000人以下であるもの」を「201人以上であるもの」と、同号の（四）の（ハ）中「12グラム」を「5グラム」と読み替えるものとする。 二　接触ばつ気方式 第2第二号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2第一号本文中「201人以上2,000人以下であるもの」を「201人以上であるもの」と、第2第二号の（ニ）中「0.5キログラム」を「0.3キログラム」と、「5分の2」を「3分の2」と、同号の（三）中「0.8キログラム」を「0.5キログラム」と読み替えるものとする。 三　散水濾床方式 第2第三号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2第一号本文中「201人以上2,000人以下であるもの」を「201人以上であるもの」と、第2第三号の（一）中「0.7キログラム」を「0.1キログラム」と、「8グラム」を「3グラム」と読み替えるものとする。 四　長時間ばつ気方式 第2第四号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「201人以上2,000人以下であるもの」を「201人以上5,000人以下であるもの」と、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.2キログラム（処理対象人員が500人を超える部分については、0.3キログラム）」と読み替えるものとする。	第3　BODの除去率が85パーセント以上及び放流水のBODが30PPM以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。 一　回転板接触方式 第2第一号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「201人以上2,000人以下であるもの」を「201人以上であるもの」と、同号の（四）の（ハ）中「12グラム」を「5グラム」と読み替えるものとする。 二　接触ばつ気方式 第2第二号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2第一号本文中「201人以上2,000人以下であるもの」を「201人以上であるもの」と、第2第二号の（ニ）中「0.5キログラム」を「0.3キログラム」と、「5分の2」を「3分の2」と、同号の（三）中「0.8キログラム」を「0.5キログラム」と読み替えるものとする。 三　散水濾床方式 第2第三号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2第一号本文中「201人以上2,000人以下であるもの」を「201人以上であるもの」と、第2第三号の（一）中「0.7キログラム」を「0.1キログラム」と、「8グラム」を「3グラム」と読み替えるものとする。 四　長時間ばつ気方式 第2第四号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「201人以上2,000人以下であるもの」を「201人以上5,000人以下であるもの」と、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.2キログラム（処理対象人員が500人を超える部分については、0.3キログラム）」と読み替えるものとする。

平成7年以降はp.28参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
五　標準活性汚泥方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に**組み合わせ**、（七）及び（八）に定める構造の**汚泥濃縮設備**及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が5,001人以上であるもの。 （一）　スクリーン 第2第四号の（一）に定める構造とすること。 （二）　沈砂槽 **第2第一号の（三）**に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 **第2第一号の（四）**に定める構造とすること。 （四）　ばつ気槽 第2第四号の（四）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.6キログラム」と、「3分の2」を「3分の1」と、同号の（四）の（ロ）中「1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）」を「3メートル」と読み替えるものとする。 （五）　沈澱槽 第2第四号の（五）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（五）の（イ）中「6分の1」を「8分の1」と、同号の（五）の（ロ）中「8立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）」を「18立方メートル」と、同号の（五）の（ト）中「200パーセント」を「100パーセント」と読み替えるものとする。 （六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （七）　**汚泥濃縮設備** **第2第一号の（九）**に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、**同号の（九）**中「流量調整槽」を「**流量調整槽又はばつ気槽**」と読み替えるものとする。 （八）　汚泥貯留槽 **第2第一号の（十）**に定める構造とすること。	五　標準活性汚泥方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（七）及び（八）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が5,001人以上であるもの。 （一）　スクリーン 第2第四号の（一）に定める構造とすること。 （二）　沈砂槽 第2第四号の（二）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第2第一号の（三）に定める構造とすること。 （四）　ばつ気槽 第2第四号の（四）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.6キログラム」と、「3分の2」を「3分の1」と、同号の（四）の（ロ）中「1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）」を「3メートル」と読み替えるものとする。 （五）　沈澱槽 第2第四号の（五）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（五）の（イ）中「6分の1」を「8分の1」と、同号の（五）の（ロ）中「8立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）」を「18立方メートル」と、同号の（五）の（ト）中「200パーセント」を「100パーセント」と読み替えるものとする。 （六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （七）　汚泥濃縮槽 第2第一号の（八）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（八）の（イ）中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。 （八）　汚泥貯留槽 第2第一号の（九）に定める構造とすること。	五　標準活性汚泥方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（七）及び（八）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が5,001人以上であるもの。 （一）　スクリーン 第2第四号の（一）に定める構造とすること。 （二）　沈砂槽 第2第四号の（二）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第2第一号の（三）に定める構造とすること。 （四）　ばつ気槽 第2第四号の（四）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.6キログラム」と、「3分の2」を「3分の1」と、同号の（四）の（ロ）中「1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）」を「3メートル」と読み替えるものとする。 （五）　沈澱槽 第2第四号の（五）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（五）の（イ）中「6分の1」を「8分の1」と、同号の（五）の（ロ）中「8立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）」を「18立方メートル」と、同号の（五）の（ト）中「200パーセント」を「100パーセント」と読み替えるものとする。 （六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （七）　汚泥濃縮槽 第2第一号の（八）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（八）の（イ）中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。 （八）　汚泥貯留槽 第2第一号の（九）に定める構造とすること。	五　標準活性汚泥方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（七）及び（八）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が5,001人以上であるもの。 （一）　スクリーン 第2第四号の（一）に定める構造とすること。 （二）　沈砂槽 第2第四号の（二）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第2第一号の（三）に定める構造とすること。 （四）　ばつ気槽 第2第四号の（四）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.6キログラム」と、「3分の2」を「3分の1」と、同号の（四）の（ロ）中「1.5メートル（処理対象人員が501人以上の場合においては、2メートル）」を「3メートル」と読み替えるものとする。 （五）　沈澱槽 第2第四号の（五）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（五）の（イ）中「6分の1」を「8分の1」と、同号の（五）の（ロ）中「8立方メートル（処理対象人員が500人を超える部分については、15立方メートル）」を「18立方メートル」と、同号の（五）の（ト）中「200パーセント」を「100パーセント」と読み替えるものとする。 （六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （七）　汚泥濃縮槽 第2第一号の（八）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（八）の（イ）中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。 （八）　汚泥貯留槽 第2第一号の（九）に定める構造とすること。

平成7年以降は p.29 参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
第4　BODの除去率が55パーセント以上及び放流水のBODが1リットルにつき120ミリグラム以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第1第三号のうち同号の（二）の散水濾床を除いたものに該当し、かつ、第1第七号に定める構造としたものとする。	第4　BODの除去率が55パーセント以上及び放流水のBODが120PPM以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第1第三号のうち同号の（二）の散水濾床を除いたものに該当し、かつ、第1第六号に定める構造としたものとする。	第4　BODの除去率が55パーセント以上及び放流水のBODが120PPM以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第1第三号のうち同号の（二）の散水濾床を除いたものに該当し、かつ、第1第六号に定める構造としたものとする。	第4　BODの除去率が55パーセント以上及び放流水のBODが120PPM以下である性能を有し、かつ、衛生上支障がないものの構造は、第1第三号のうち同号の（二）の散水濾床を除いたものに該当し、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。

平成7年以降はp.30参照

改正　平成7年建設省告示第2094号

第5　一次処理装置による浮遊物質量の除去率が55パーセント以上、一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量が1リットルにつき250ミリグラム以下及び一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない屎尿浄化槽の構造は、次の各号に定める構造としたものとする。

一　第1第三号の（一）に定める構造で、かつ、第1第七号に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壌に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。

二　地下浸透部分は、地下水位が地表面（地質が不浸透性の場合においては、トレンチの底面）から1.5メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が30メートル以上の位置に設けること。

三　処理対象人員1人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壌の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。

土壌の浸透時間（単位　分）	1	2	3	4	5	10	15	30	45	60
1人当たりの浸透面積（単位　平方メートル）	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	7.0	9.0	11.0	15.0	16.5

四　土壌の浸透時間試験方法は、次の（一）から（三）までに定める方法によること。

（一）　3箇所ないし5箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。

（二）　試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を30センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね15センチメートルを加算したもの（地盤面より40センチメートル未満の場合においては、40センチメートル）とした円筒形の下底に厚さがおおむね5センチメートルの砂利を敷いたものとすること。

改正　平成3年建設省告示第135号

第5　一次処理装置による浮遊物質量の除去率が55パーセント以上、一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量が250PPM以下及び一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない屎尿浄化槽の構造は、次の各号に定める構造としたものとする。

一　第1第三号の（一）に定める構造で、かつ、第1第六号に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壌に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。

二　地下浸透部分は、地下水位が地表面（地質が不浸透性の場合においては、トレンチの底面）から1.5メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が30メートル以上の位置に設けること。

三　処理対象人員1人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壌の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。

土壌の浸透時間（単位　分）	1	2	3	4	5	10	15	30	45	60
1人当たりの浸透面積（単位　平方メートル）	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	7.0	9.0	11.0	15.0	16.5

四　土壌の浸透時間試験方法は、次の（一）から（三）までに定める方法によること。

（一）　3箇所ないし5箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。

（二）　試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を30センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね15センチメートルを加算したもの（地盤面より40センチメートル未満の場合においては、40センチメートル）とした円筒形の下底に厚さがおおむね5センチメートルの砂利を敷いたものとすること。

改正　昭和63年建設省告示第342号

第5　一次処理装置による浮遊物質量の除去率が55パーセント以上、一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量が250PPM以下及び一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない屎尿浄化槽の構造は、次の各号に定める構造としたものとする。

一　第1第三号の（一）に定める構造で、かつ、第1第六号に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壌に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合わせた構造とすること。

二　地下浸透部分は、地下水位が地表面（地質が不浸透性の場合においては、トレンチの底面）から1.5メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が30メートル以上の位置に設けること。

三　処理対象人員1人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壌の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。

土壌の浸透時間（単位　分）	1	2	3	4	5	10	15	30	45	60
1人当たりの浸透面積（単位　平方メートル）	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	7.0	9.0	11.0	15.0	16.5

四　土壌の浸透時間試験方法は、次の（一）から（三）までに定める方法によること。

（一）　3箇所ないし5箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。

（二）　試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を30センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね15センチメートルを加算したもの（地盤面より40センチメートル未満の場合においては、40センチメートル）とした円筒形の下底に厚さがおおむね5センチメートルの砂利を敷いたものとすること。

制定　昭和55年建設省告示第1292号

第5　一次処理装置による浮遊物質量の除去率が55パーセント以上、一次処理装置からの流出水に含まれる浮遊物質量が250PPM以下及び一次処理装置からの流出水が滞留しない程度の地下浸透能力を有し、かつ、衛生上支障がない屎尿浄化槽の構造は、次の各号に定める構造としたものとする。

一　第1第三号の（一）に定める構造で、かつ、第1第四号に定める構造とした一次処理装置とこれからの流出水を土壌に均等に散水して浸透処理する地下浸透部分とを組み合せた構造とすること。

二　地下浸透部分は、地下水位が地表面（地質が不浸透性の場合においては、トレンチの底面）から1.5メートル以上深い地域に、かつ、井戸その他の水源からの水平距離が30メートル以上の位置に設けること。

三　処理対象人員1人当たりの地下浸透部分の面積は、次の表に掲げる数値以上とすること。ただし、土壌の浸透時間は、次号に定める試験方法により測定するものとする。

土壌の浸透時間（単位　分）	1	2	3	4	5	10	15	30	45	60
1人当たりの浸透面積（単位　平方メートル）	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	7.0	9.0	11.0	15.0	16.5

四　土壌の浸透時間試験方法は、次の（一）から（三）までに定める方法によること。

（一）　3箇所ないし5箇所に設置した試験孔においてそれぞれ測定した浸透時間の平均値を浸透処理予定地の浸透時間とすること。

（二）　試験孔は、浸透処理予定地又はその近接地において、径を30センチメートル、深さを散水管の深さにおおむね15センチメートルを加算したもの（地盤面より40センチメートル未満の場合においては、40センチメートル）とした円筒形の下底に厚さがおおむね5センチメートルの砂利を敷いたものとすること。

平成7年以降はp.32参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
（三）　浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとすること。 （イ）　砂利上25センチメートルの深さになるように清水を注水し、水深が10センチメートル下つた時は砂利上おおむね25センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間とをフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返すこと。 （ロ）　浸透水量が一定化してから20分経過後水位を砂利上25センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては10ミリメートル、その他の場合にあつては30ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、1分当たりの浸透水深（単位　ミリメートル）で25ミリメートルを除した数値を浸透時間とすること。 五　トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を50センチメートル以上70センチメートル以下、深さを散水管の深さに15センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。 六　トレンチは、長さを20メートル以下とし、散水管相互の間隔を2メートル以上とすること。 七　トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね15センチメートル突き固めた土で覆うこと。	（三）　浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとすること。 （イ）　砂利上25センチメートルの深さになるように清水を注水し、水深が10センチメートル下つた時は砂利上おおむね25センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間とをフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返すこと。 （ロ）　浸透水量が一定化してから20分経過後水位を砂利上25センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては10ミリメートル、その他の場合にあつては30ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、1分当たりの浸透水深（単位　ミリメートル）で25ミリメートルを除した数値を浸透時間とすること。 五　トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を50センチメートル以上70センチメートル以下、深さを散水管の深さに15センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。 六　トレンチは、長さを20メートル以下とし、散水管相互の間隔を2メートル以上とすること。 七　トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね15センチメートル突き固めた土で覆うこと。	（三）　浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとすること。 （イ）　砂利上25センチメートルの深さになるように清水を注水し、水深が10センチメートル下つた時は砂利上おおむね25センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間とをフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返すこと。 （ロ）　浸透水量が一定化してから20分経過後水位を砂利上25センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては10ミリメートル、その他の場合にあつては30ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、1分当たりの浸透水深（単位　ミリメートル）で25ミリメートルを除した数値を浸透時間とすること。 五　トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を50センチメートル以上70センチメートル以下、深さを散水管の深さに15センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。 六　トレンチは、長さを20メートル以下とし、散水管相互の間隔を2メートル以上とすること。 七　トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね15センチメートル突き固めた土で覆うこと。	（三）　浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行うものとすること。 （イ）　砂利上25センチメートルの深さになるように清水を注水し、水深が10センチメートル下つた時は砂利上おおむね25センチメートルの深さにもどるまで注水し、水深の変動と時間とをフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで繰り返すこと。 （ロ）　浸透水量が一定化してから20分経過後水位を砂利上25センチメートルにもどし、土質が粘質の場合にあつては10ミリメートル、その他の場合にあつては30ミリメートル水が降下するに要する時間を測定し、1分当たりの浸透水深（単位　ミリメートル）で25ミリメートルを除した数値を浸透時間とすること。 五　トレンチは、均等に散水することができる構造とし、幅を50センチメートル以上70センチメートル以下、深さを散水管の深さに15センチメートル以上を加算したものとし、砂利又は砂で埋めること。 六　トレンチは、長さを20メートル以下とし、散水管相互の間隔を2メートル以上とすること。 七　トレンチは、泥、ごみ、雨水等の浸入を防ぐため地表面を厚さおおむね15センチメートル突き固めた土で覆うこと。

平成7年以降はp.33参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
第6　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを1リットルにつき20ミリグラム以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第1第七号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。 一　回転板接触方式 第2第一号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二　101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の（一）の（ロ）中「計算した数値以上」を「計算した数値に1.1を乗じて得た数値以上」と、同号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と、同号の（五）の（ハ）中「12グラム」を「5グラム」と読み替えるものとする。	第6　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを20PPM以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第1第六号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。 一　回転板接触方式 第2第一号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二　201人以上2,000人以下であるもの」を「201人以上であるもの」と、同号の（一）の（ロ）中「計算した数値以上」を「計算した数値に1.1を乗じて得た数値以上」と、同号の（三）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と、同号の（四）の（ハ）中「12グラム」を「5グラム」と読み替えるものとする。	第6　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを20PPM以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第1第六号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。 一　回転板接触方式 （一）から（五）までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、回転板接触槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（六）及び（七）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が501人以上であるもの。 （一）　スクリーン 第2第一号の（二）に定める構造とすること。 （二）　流量調整槽 第2第一号の（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（三）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする。 （三）　回転板接触槽 第2第一号の（四）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（四）の（ハ）中「12グラム」を「5グラム」と読み替えるものとする。 （四）　沈澱槽 第2第一号の（五）に定める構造とすること。 （五）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （六）　汚泥濃縮槽 第2第一号の（八）に定める構造とすること。 （七）　汚泥貯留槽 第2第一号の（九）に定める構造とすること。	第6　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域に放流水を排出する屎尿浄化槽に関して、放流水のBODを20PPM以下とする排水基準が定められている場合においては、当該屎尿浄化槽の構造は、第一号から第五号までの一に該当し、かつ、第1第四号に定める構造としたものとする。ただし、屎尿と雑排水とを合併して処理する方法による場合に限る。 一　回転板接触方式 （一）から（五）までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、回転板接触槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（六）及び（七）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が501人以上であるもの。 （一）　スクリーン 第2第一号の（二）に定める構造とすること。 （二）　流量調整槽 第2第一号の（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（三）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする。 （三）　回転板接触槽 第2第一号の（四）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（四）の（ハ）中「12グラム」を「5グラム」と読み替えるものとする。 （四）　沈澱槽 第2第一号の（五）に定める構造とすること。 （五）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （六）　汚泥濃縮槽 第2第一号の（八）に定める構造とすること。 （七）　汚泥貯留槽 第2第一号の（九）に定める構造とすること

平成7年以降はp.34参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
二　接触ばつ気方式 第2第二号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2第一号本文中「101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の（一）の（ロ）中「計算した数値以上」を「計算した数値に1.1を乗じて得た数値以上」と、同号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と、第2第二号の（二）中「0.5キログラム」を「0.3キログラム」と、「5分の2」を「3分の2」と、同号の（三）中「0.8キログラム」を「0.5キログラム」と読み替えるものとする。	二　接触ばつ気方式 第2第二号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、第2第一号本文中「201人以上2,000人以下であるもの」を「201人以上であるもの」と、同号の（一）の（ロ）中「計算した数値以上」を「計算した数値に1.1を乗じて得た数値以上」と、同号の（三）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と、第2第二号の（二）中「0.5キログラム」を「0.3キログラム」と、「5分の2」を「3分の2」と、同号の（三）中「0.8キログラム」を「0.5キログラム」と、同号の（八）中「第1室」を「各室」と読み替えるものとする。	二　接触ばつ気方式 （一）から（五）までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、接触ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（六）及び（七）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が501人以上であるもの。 （一）　スクリーン 第2第一号の（二）に定める構造とすること。 （二）　流量調整槽 第2第一号の（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（三）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする。 （三）　接触ばつ気槽 第2第二号の（一）から（九）までに定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（二）中「0.5キログラム」を「0.3キログラム」と、「5分の2」を「3分の2」と、同号の（三）中「0.8キログラム」を「0.5キログラム」と読み替えるものとする。 （四）　沈澱槽 第2第一号の（五）に定める構造とすること。 （五）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （六）　汚泥濃縮槽 第2第一号の（八）に定める構造とすること。 （七）　汚泥貯留槽 第2第一号の（九）定める構造とすること。	二　接触ばつ気方式 （一）から（五）までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、接触ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（六）及び（七）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が501人以上であるもの。 （一）　スクリーン 第2第一号の（二）に定める構造とすること。 （二）　流量調整槽 第2第一号の（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（三）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする。 （三）　接触ばつ気槽 第2第二号の（一）から（九）までに定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（二）中「0.5キログラム」を「0.3キログラム」と、「5分の2」を「3分の2」と、同号の（三）中「0.8キログラム」を「0.5キログラム」と読み替えるものとする。 （四）　沈澱槽 第2第一号の（五）に定める構造とすること。 （五）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （六）　汚泥濃縮槽 第2第一号の（八）に定める構造とすること。 （七）　汚泥貯留槽 第2第一号の（九）定める構造とすること。

平成7年以降はp.40参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
三　散水濾床方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、散水濾床、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、（七）及び（八）に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が501人以上であるもの。 （一）　スクリーン （イ）　荒目スクリーン及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。 （ロ）　荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね50ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。 （ハ）　微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を1ミリメートルから2.5ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とするとともに、目幅の有効間隔が5ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。 （ニ）　微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破砕装置と組み合わせること。 （ホ）　破砕装置は、汚物等を有効に破砕することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね20ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。 （二）　沈砂槽 第2第一号の（三）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第2第一号の（四）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする。 （四）　散水濾床 第2第三号の（一）から（九）までに定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（一）中「0.7キログラム」を「0.1キログラム」と、「8グラム」を「3グラム」と読み替えるものとする。	三　散水濾床方式 （一）から（五）までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、散水濾床、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（六）及び（七）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が501人以上であるもの。 （一）　スクリーン 第2第一号の（二）に定める構造とすること。 （二）　流量調整槽 第2第一号の（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（三）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする。 （三）　散水濾床 第2第三号の（一）から（九）までに定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（一）中「0.7キログラム」を「0.1キログラム」と、「8グラム」を「3グラム」と読み替えるものとする。	三　散水濾床方式 （一）から（五）までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、散水濾床、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（六）及び（七）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が501人以上であるもの。 （一）　スクリーン 第2第一号の（二）に定める構造とすること。 （二）　流量調整槽 第2第一号の（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（三）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする。 （三）　散水濾床 第2第三号の（一）から（九）までに定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（一）中「0.7キログラム」を「0.1キログラム」と、「8グラム」を「3グラム」と読み替えるものとする。	三　散水濾床方式 （一）から（五）までに定める構造のスクリーン、流量調整槽、散水濾床、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（六）及び（七）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が501人以上であるもの。 （一）　スクリーン 第2第一号の（二）に定める構造とすること。 （二）　流量調整槽 第2第一号の（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（三）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする。 （三）　散水濾床 第2第三号の（一）から（九）までに定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（一）中「0.7キログラム」を「0.1キログラム」と、「8グラム」を「3グラム」と読み替えるものとする。

平成7年以降はp.41参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
（五）　沈殿槽 第2第一号の（六）に定める構造とすること。 （六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （七）　汚泥濃縮設備 第2第一号の（九）に定める構造とすること。 （八）　汚泥貯留槽 第2第一号の（十）に定める構造とすること。 四　長時間ばつ気方式 第2第四号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二　101人以上2,000人以下であるもの」を「101人以上であるもの」と、同号の（三）中「構造とすること」を「構造に準ずるもの」とすること。この場合において、同号の（四）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする」と、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.2キログラム（処理対象人員が500人を超える部分については、0.3キログラム）」と読み替えるものとする。	（四）　沈澱槽 第2第一号の（五）に定める構造とすること。 （五）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （六）　汚泥濃縮槽 第2第一号の（八）に定める構造とすること。 （七）　汚泥貯留槽 第2第一号の（九）に定める構造とすること。 四　長時間ばつ気方式 第2第四号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号本文中「二　201人以上2,000人以下であるもの」を「201人以上であるもの」と、同号の（三）中「構造とすること」を「構造に準ずるもの」とすること。この場合において、同号の（三）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする」と、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.2キログラム（処理対象人員が500人を超える部分については、0.3キログラム）」と読み替えるものとする。	（四）　沈澱槽 第2第一号の（五）に定める構造とすること。 （五）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （六）　汚泥濃縮槽 第2第一号の（八）に定める構造とすること。 （七）　汚泥貯留槽 第2第一号の（九）に定める構造とすること。 四　長時間ばつ気方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（七）及び（八）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が501人以上5,000人以下であるもの。 （一）　スクリーン 第2第四号の（一）に定める構造とすること。 （二）　沈砂槽 第2第四号の（二）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第2第一号の（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（三）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする。 （四）　ばつ気槽 第2第四号の（四）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.2キログラム（処理対象人員が500人を超える部分については、0.3キログラム）」と読み替えるものとする。 （五）　沈殿槽 第2第四号の（五）に定める構造とすること。 （六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。	（四）　沈澱槽 第2第一号の（五）に定める構造とすること。 （五）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。 （六）　汚泥濃縮槽 第2第一号の（八）に定める構造とすること。 （七）　汚泥貯留槽 第2第一号の（九）に定める構造とすること。 四　長時間ばつ気方式 （一）及び（二）に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、（三）から（六）までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈澱槽及び消毒槽をこの順序に組み合せ、（七）及び（八）に定める構造の汚泥濃縮槽及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が501人以上5,000人以下であるもの。 （一）　スクリーン 第2第四号の（一）に定める構造とすること。 （二）　沈砂槽 第2第四号の（二）に定める構造とすること。 （三）　流量調整槽 第2第一号の（三）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（三）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする。 （四）　ばつ気槽 第2第四号の（四）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（四）の（イ）中「0.3キログラム」を「0.2キログラム（処理対象人員が500人を超える部分については、0.3キログラム）」と読み替えるものとする。 （五）　沈澱槽 第2第四号の（五）に定める構造とすること。 （六）　消毒槽 第1第一号の（四）に定める構造とすること。

平成7年以降はp.43参照

改正　平成7年建設省告示第2094号	改正　平成3年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
		（七）　汚泥濃縮槽 第2第一号の（八）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（八）の（イ）中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。 （八）　汚泥貯留槽 第2第一号の（九）に定める構造とすること。	（七）　汚泥濃縮槽 第2第一号の（八）に定める構造に準ずるものとすること。この場合において、同号の（八）の（イ）中「流量調整槽」を「ばつ気槽」と読み替えるものとする。 （八）　汚泥貯留槽 第2第一号の（九）に定める構造とすること。
五　標準活性汚泥方式 第3第五号に定める屎尿浄化槽の構造に準ずるもの。この場合において、同号の（三）中「構造とすること」を「構造に準ずるものとすること。この場合において、**第2第一号の（四）の（イ）**中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。	五　標準活性汚泥方式 第3第五号に定める構造に準ずるもの。この場合において、同号の（三）中「構造とすること」を「構造に準ずるものとすること。この場合において、第2第一号の（三）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。	五　標準活性汚泥方式 第3第五号に定める構造に準ずるもの。この場合において、同号の（三）中「構造とすること」を「構造に準ずるものとすること。この場合において、第2第一号の（三）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。	五　標準活性汚泥方式 第3第五号に定める構造に準ずるもの。この場合において、同号の（三）中「構造とすること」を「構造に準ずるものとすること。この場合において、第2第一号の（三）の（イ）中「24分の1の1.5倍」を「24分の1の1倍」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

平成7年以降はp.46参照

改正　平成７年建設省告示第2094号	改正　平成３年建設省告示第135号	改正　昭和63年建設省告示第342号	制定　昭和55年建設省告示第1292号
第７から第１３まで　（略）	第７から第８まで　（略）	第７から第８まで　（略）	第７から第８まで　（略）
附　則（平成７年12月27日　建設省告示第2094号） １　この告示は、平成８年４月１日から施行する。 ２　この告示の施行の日から起算して３月を経過する日までの間は、この告示による改正前の規定による屎尿浄化槽の構造については、なお従前の例によることができる。	附　則（平成３年２月１日　建設省告示第135号） この告示は、平成３年４月１日から施行する。	附　則（昭和63年３月８日　建設省告示第342号） この告示は、昭和63年４月１日から施行する。	附　則（昭和55年７月14日　建設省告示第1292号） １　この告示は、昭和56年６月１日から施行する。 ２　昭和44年建設省告示第1726号は、廃止する。

平成７年以降は p.47 参照

浄化槽の設計・施工上の運用指針 2015 年版
［資料編］

平成 27 年 4 月

編集　　日本建築行政会議

〒162-0825
東京都新宿区神楽坂 1 丁目 15 番地
神楽坂 1 丁目ビル 6 階

電話（03）5225－7711